

令和5年11月30日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第4回定例会

令和5年11月30日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 山形県市議会議長会第150回定期総会の報告について
- (3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第50号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第51号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議第52号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第11号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 質疑
- 〃 18 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))
- 〃 19 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 〃 20 議第54号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 21 議第55号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 22 議第56号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第57号 寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について
- 〃 24 議第58号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 25 議第59号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について
- 〃 26 議第60号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- 〃 27 議第61号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- 〃 28 議第62号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 29 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第30 議第64号 寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 〃 31 議第65号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- 〃 32 議第66号 寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について
- 〃 33 議第67号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 34 議第68号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- 〃 35 議第69号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- 〃 36 議第70号 寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について
- 〃 37 議第71号 寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定について
- 〃 38 議第72号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 39 議第73号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 40 請願第2号 特別委員会の設置に関する請願
- 〃 41 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

### 会議録署名議員指名

ただいまから令和5年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

○柏倉信一議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、2番佐藤政人議員、7番太田陽子議員、12番古沢清志議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和5年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月27日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第4回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

### 第4回定例会日程

令和5年11月30日（木）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月30日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
12月 1日(金)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 2日(土)		休 会		
12月 3日(日)		休 会		
12月 4日(月)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 5日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 6日(水)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 7日(木)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
12月 8日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 9日(土)		休 会		

12月10日(日)	休 会			
12月11日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
厚生文教常任委員会分科会		付託案件審査	議 会 第4会議室	
12月12日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 会 第4会議室
12月13日(水)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
12月14日(木)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
12月15日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 山形県市議会議長会第150回定期総会の報告について、(3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

## 行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、令和5年第4回定例会の開会に当た

りまして、第3回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、本市元職員によるふるさと納税事務に係る収賄事件について、11月1日の裁判において有罪判決が言い渡されましたことは誠に遺憾であり、市民の皆様、ふるさと納税寄附者の皆様の信頼を著しく失墜させましたことを改めて深くおわび申し上げる次第であります。

市といたしましては、裁判を通じて明らかになった点などを厳粛に受け止め、職員の服務規律、法令遵守の徹底をはじめ、ふるさと納税に係る審査会等の抜本的な見直しや監査体制の充実強化を図り、二度とこのようなことが生じないよう、市民の皆様、ふるさと納税寄附者の皆様の信頼回復に向けて職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存でありますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の山形県の定点当たりの報告数は減少の傾向となっているわけですが、新型コロナウイルスワクチン接種については、9月20日から生後6か月以上の接種を希望する全市民を対象に秋開始接種を実施しております。接種期間は令和6年3月末までとなっておりますので、接種を希望する方が円滑に接種できるよう、国の動向を確認しながら、医師会と協力を図り実施してまいり所存であります。

次に、西村山地域医療提供体制検討会について申し上げます。

この検討会では、今年度、具体的な検討を行うワーキンググループを設置し、広範囲な検討・協議を重ね、去る10月19日、第4回検討会において中間報告書が提出されたところであります。

中間報告では、「県立河北病院と寒河江市立病院を統合、新病院を設置し、持続可能な医療提供体制を早期に再構築すること」や「山形市内の急性期病院等との役割分担、機能連携を図ること」などを基本方針として、新病院の診療機能の検討に向けた基本的な考え方などが提案され、中間報告に沿って検討を進めることについて了承を得たところでございます。

今後、ワーキンググループにおいて、新病院の診療機能や整備スケジュール、持続可能な診療体制等について年度内に最終報告ができるよう検討を重ねていくこととなっているところであります。

次に、農産物の作柄状況について申し上げます。

水稻の作況につきましては、11月10日の東北農政局公表によりますと、県内は作況指数100、村山地域は作況指数101で、いずれも平年並みとなり、県内の10アール当たり収穫量は全国で2番目に高い589キログラムとなっております。

しかしながら、今年は記録的な夏の猛暑と少雨、さらに収穫時期が早まったことなどにより、

白未熟粒や胴割れなど高温障害が広域的に発生しております。JAさがえ西村山によりますと、農産物検査による玄米の等級格付は、西村山全体でつや姫では一等米比率が64.5%、はえぬきは28.2%と、これまでにない等級低下となっております。

このような状況の中、今年産米のJAさがえ西村山の概算金につきましては、はえぬきは1俵当たり1万1,500円で、昨年と比較し1,300円の増、つや姫は1俵当たり1万5,500円で、昨年と比較し100円の増となっております。

また、秋果実については、ラ・フランスは、7月下旬以降の高温少雨の影響で生育が停滞したことから、果実肥大は前年よりも小玉傾向となっております。県全体の収穫量は、4月の低温による着果不足の影響もあり、前年比79%となる1万2,300トン程度と見込まれているところであります。販売開始基準日は、前年より2日遅い10月27日とされたところであります。

リンゴにつきましては、4月の降霜の影響で着果の少ない園地が見られたことや、7月下旬からの高温により着色不良や日焼け果が見られたことから、全体的に収量は少なくなるものと見込まれているところであります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

まず、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増の影響を受け、経済的に厳しい状況に置かれている住民税非課税世帯等を対象とした1世帯当たり3万円を給付する寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業は、10月31日で受付を終了し、2,689世帯に給付を行ったところであります。

次に、寒河江市プレミアム商品券事業についてであります。チェリンPayアプリを活用した電子版の商品券を8月10日から販売を開始し、販売数4万セットは11月13日に完売しております。紙タイプの商品券については、9月2日から9月15日の期間において65歳以上の市民

の方から1万3,019冊を御購入いただき、既に販売を終了しております。これら商品券の使用期間についてはいずれも1月15日までとなっております。

また、電気料高騰により大きく影響を受けている市内の製造業事業者を支援する高圧・特別高圧電気料高騰対策支援事業は、10月16日から申請受付を開始しております。今月末を申請期限としておりますが、これまでに45件、3,826万円の申請がございました。

さらに、電気料の高騰が施設経営の負担となっている保育施設に対し助成を行う保育所等光熱費支援補助金交付事業について、10月6日から申請受付を開始しております。また、同様に電気料高騰により影響を受けている放課後児童クラブに対しても支援してまいります。

引き続き、エネルギー・物価高騰等の経済情勢を踏まえた市民生活並びに市内事業者への支援について、関係機関と連携を図りながら、適時適切な施策を推進してまいります。

最後に、観光客が減少する冬期間に西村山地域の観光振興を図る目的で開催しておりますやまがた音と光のファンタジアは、今年で第3回となっております。点灯式を去る11月25日、最上川ふるさと総合公園で行い、来年の令和6年1月8日までの45日間にわたって開催されるわけではありますが、12月24日及び令和6年1月7日はイベントも予定しているところであります。期間中は、市内外から多くの皆様に足を運んでいただき、本市及びイルミネーションのサブ会場となっております西村山4町の冬の魅力を楽しんでいただけたらと思っております。

以上、9月定例会以降の主な市政の概況について申し上げましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第50号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第50号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、國井晴彦委員が本年12月26日をもって任期満了となることに伴い、新たに教育委員会委員として大沼尚史氏を提案するものでございます。

御同意くださいますようお願いを申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第50号に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第50号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第50号についてはこれに同意することに決しました。

### 議案上程

○**柏倉信一議長** 日程第10、議第51号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び日程第11、議第52号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についての2案件を一括議題といたします。

### 議案説明

○**柏倉信一議長** 日程第12、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第51号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第52号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括して御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、また高松財産区管理会財産区管理委員が令和6年2月29日をもってそれぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

2議案について御同意くださいますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

### 委員会付託

○**柏倉信一議長** 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号及び議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。



初めに、議第51号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第52号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第51号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号についてはこれに同意することに決しました。

次に、議第52号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意することに決しました。

## 報 告

○**柏倉信一議長** 日程第15、報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第16、報告第11号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての2案件を

一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 初めに、報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

令和5年8月13日に寒河江市立陵南中学校の西側道路において発生した、防風ネットの金具により車体の一部が破損した事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金につきましては、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から補填されるものでございます。

次に、報告第11号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

令和5年9月の1か月間、認知症啓発のためのマグネットシートの貼付けをお願いした介護事業所所有の車両の助手席側後部スライドドアにさびなどを生じさせたことについて示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金につきましては、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から補填されるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**柏倉信一議長** 日程第17、これより質疑に入ります。

初めに、報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第11号損害賠償の額の決定についての専決処分報告についてに対する質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 この件について1点お伺いいたします。認知症啓発のマグネットシートの貼付についてですが、この事業所以外の車にもたくさんつけていたかと思います。また、市の公用車等にもつけていたかと思うんですが、そちらのほうについて被害等はなかったのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 寺西課長。

○寺西里衣健康増進課長 お答えします。

そのほかについての傷等の報告についてはないということを確認しております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 はい、分かりました。この事業所だけこのようなことになったというのはちょっと。私自身も防犯協会の青パトとかでマグネットシートをつけているのでよく分かるのですが、やはり長期間つけていると確かにこういうふうなさびが生じてしまうと思いますので、来年度等ぜひ、私は認知症啓発のためにマグネットシートの貼付はしていただきたいと思うんですが、貼っていただく際にはぜひ、1か月貼りっ放しではなくて、少し位置をずらしていただくとういったさび等が生まれにくいということだと思いますので、そのようなお声がけもしていただければと思います。以上です。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第18、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))から、日程第40、請願第2号特別委員会の設置に関する請

願までの23案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第41、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

10月に改正されたふるさと納税制度の改正前の駆け込み需要による、想定を超える寄附金の増加に対する返礼品等の必要経費追加のため、令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市道ほなみ団地陵東中学校線の整備を進めるため、道路新設改良事業の追加などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ2億658万9,000円を追加し、予算総額を230億8,520万1,000円とするものでございます。

次に、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、健康診査の申込者数が想定より増加したことにより、健康診査等事業費を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ581万2,000円を追加し、予算総額を5億7,450万1,000円とするものでございます。

次に、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第三者行為に係る求償事務委託及び介護保険法改正に伴う介護保険システム改修のため、総務管理費及び基金積立金を追加するものでございます。

その結果、1,504万7,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ47億4,121万9,000円とするものでございます。

次に、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

チェリーランド内のアクティビティエリアの整備に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

子育て環境の整備と地域活性化を目的として設置する屋内型児童遊戯施設の管理に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

いこいの森再整備に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてから、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてまでの13案件について一括して御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、

議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてを御説明申し上げます。

都市計画法に基づく開発行為の許可を受けた宅地造成事業に伴い、造成区域が複数の字にまたがることから、これを整理するため字の区域及び名称を変更しようとするものでございます。

以上、22案件を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

散 会 午前10時03分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。



令和5年12月5日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
東海林 恒	企画創成課長	石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課長
小 泉 尚	財 政 課 長	武 田 新 二	建設管理課長
白 田 純 一	商工推進課長	小 林 弘 之	福祉国保課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	今 野 育 男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第4回定例会  
 令和5年12月5日(火) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

令和5年12月5日(火)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	自民党政権が進める新自由主義教育改革による学校統廃合に反対し、さげっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について	(1) 改定案に対し、今回のパブリックコメントで29人中22人、75% (件数で128件中110件、86%) が不安や失望を抱き、多数の反対意見が集中したことに対する認識について  (2) パブリックコメント (意見公募) は、市政に対する重要な行政参加の手段であり、市民の尊い権利であるにもかかわらず、誠意のない事務的な回答に終始し、市民の貴重な意見	10番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	市内で生活する外国人労働者へのさらなる支援について	<p>を計画に反映しようとし、教育委員会の法令無視について</p> <p>(3) 当初計画策定の基となった政策決定のプロセス、あり方検討委員会答申から計画案決定までの異常な速さとなった計画審議経過と説明責任について</p> <p>(4) 市民の意見を取り入れず、十分な議論を尽くそうとしない教育委員の責任放棄について</p> <p>(5) マンモス中学校の広大な用地を確保するための経費と事務手続きの時間が浪費され、候補地選定で様々な利害が生じることについて</p> <p>(6) 旧田代小、旧幸生小に加え、白岩小、醍醐小、三泉小の計5校が、寒河江川左岸から消滅し、市全体の均衡ある発展が不可能となり、当該地域の衰退に拍車がかかることについて</p> <p>(7) 長時間拘束され、大変不便なスクールバス通学の精神的苦痛と経済的負担について</p> <p>(8) 不便な市内循環バスやJR左沢線通学による精神的苦痛と経済的負担について</p> <p>(9) 統合準備や新たな事務事業による業務量の増大と教職員の働き方改革に逆行する過重労働の多発、中途退職増加について</p> <p>(10) 市長の政治的判断について</p> <p>(1) 外国人労働者の生活実態について</p> <p>(2) 日本語教育の支援促進について</p> <p>(3) 労働法制の遵守及び啓発について</p> <p>(4) 国際交流事業の推進について</p>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	寒河江市の今後の道筋（持続可能な運営）について	(1) 市の施設など、今後どのように考えていくのか (2) 市の公共財の民間委託、指定管理など、どのような考え方で進めていくのか	7番 太田陽子	市長
4	子どもたちのすこやかな成長を目指して	(1) 現在の学校の状況について (2) 学校施設整備計画について		教育長
5	寒河江中央工業団地の状況と市全体の土地利用計画について	(1) 山形県内の工業団地の状況について (2) 寒河江中央工業団地の状況は (3) 第5次拡張について (4) 多くの公共施設整備場所について	14番 沖津一博	市長
6	寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金について	(1) 利用状況について (2) 今後の展開について		市長
7	寒河江市におけるデジタル技術の活用について	(1) 電子申請の昨年1年間の利用実績について (2) 電子申請の現状と課題について (3) 電子申請の利用拡大に向けた今後の見通しについて (4) 各課での電子申請に対する対応について (5) デジタル地域通貨導入の見通しについて	3番 野口康一郎	市長
8	医療的ケア児について	(1) 医療的ケア児の現状 (2) 施設利用回数の決定について ア 審査の基準 イ 保護者への配慮 (3) 通園、通学手段について (4) 同年代との交流について ア 現状について イ 交流前の事前学習の必要性 ウ これからの取組 (5) 一緒に学び通える環境について	5番 月光裕晶	市長 教育長



番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		ア 施設の受け入れ体制 イ 将来的な受け入れについて (6) コーディネーターの増員について		

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

## 渡邊賢一議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、10番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員 おはようございます。立憲民主党さわやか・立憲クラブの渡邊賢一でございます。

師走に入りまして、今日は5日、この冬一番の寒さとなったわけですが、まちはイルミネーションが輝いておりますが、この2か月のトップニュースとなっているのは、パレスチナ自治区ガザでイスラム組織ハマスと戦闘を続けるイスラエル軍が、つかの間の停戦後、ガザ全域でハマスに対する地上作戦を継続、拡大し、南部への地上侵攻が始まっています。これまで無差別攻撃で何万人もの一般市民、子供や女性、入院している患者の救われるべき貴い命が犠牲になっています。即時停戦と対話による和平、緊急人道支援が届くよう、また国境なき医師団の活動に賛同しながら、何としても平和が訪れるよう願わずにはられません。

子供が人間らしく幸せに生きられ健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれでも同じです。世界中全ての子供に、生まれながらに子供の権利があり、誰もそれを奪い取ることはできません。

さて、先日、学校再編を考える市民の会が、市長及び教育長に対し、計画の見直しを求めて要望書を提出しました。

その概要を申し上げますと、これまで開催された地域説明会や外部有識者会議に参加した市

民はごく少数で、いまだに計画が市民全体に周知されていないこと。小学校の一部見直しはありましたが、中学校の多くの問題を指摘されても、当初計画ありきで変更しない、市民との合意形成には程遠いとのことでした。

市民に対し、どこにどんな中学校を建設する計画なのか、全体像を具体的に示さない中での不透明な白紙委任の強要、ごまかし以外の何物でもない。先日、議会と語る会で多くの市民が指摘しております。

社会変化のうねりは、力を宿す大規模化、集中化、統一化から、ウェルビーイング、幸福をもたらす小規模化、分散化、多様化のほうに、ゆっくりではありますが確実にかじを切っています。

教育における世界の主流は、個別最適化教育と少人数による学びです。小規模校の地域であっても、小規模な人の集まりである地域コミュニティは、学び育て助け合いながら人々の暮らしを支えるまちづくりの単位となるもので、学校がなくなることは地域コミュニティの中心を失うことに等しく、人口減少はより進み、当該地域が衰退に向かう速度は速まり、若者が住みたくなくなる。この責任は、一体誰が負うのでしょうか。

「自民党政権による新自由主義教育改革は、都市の正義と優生思想であり、地方創生の隘路を抜けて地方を壊す」と山下祐首都大学准教授がこの本で〔資料を示す〕鋭く指摘しております。

特に、東北最大級のマンモス中学校は、不登校やいじめの多発に加え、スクールバス通学で

不便になり、部活動の地域スポーツクラブ移行も未定、地域との結びつきも希薄になると、児童、生徒、保護者や家族、そして地域住民は不安が募るだけです。とりわけ特別教室や体育館など、校内施設、備品の利用が制限され、生徒一人一人に目が行き届かなくなると現場の教職員や元職員から根強い反対が多く、今後の学校運営に重大な支障を来すことは明かです。

多くの疑問や不安な声の集約である計画反対署名1,180筆の重みを踏まえ、これまでの地域説明会や保護者説明会等が出された意見、公開されたパブリックコメントを取り入れた義務教育としてふさわしい学校施設整備実現に向け、計画改定最終案の見直しを市民は強く要望しているのをごさいます。

それでは、市民の切実な声をお伝えし、通告順に質問させていただきますので、どうか誠意を持って御答弁くださるようお願いいたします。

通告番号1番、自民党政権が進める新自由主義教育改革による学校統廃合に反対し、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について。

1つ目が、改定案に対し、今回のパブリックコメントで29人中22人、75%、件数で110件の85%が不安や失望を抱き、多数の反対意見が集中したことに対する認識についてでございます。

説明会のアンケート結果を見ても、反対が多数を占めました。特に、県内の市の自治体では中学校1校は1つもないこと、中学校は学区を再編して500人規模の中規模校2校とすべき意見が多数でした。このままでは、寒河江中部小学区の過密、児童660人、これと寒河江小学区の過疎、児童数410人、この不均衡がさらにひどくなり、これがまさに今回の計画で比較された陵南中対陵東中プラス陵西中のアンバランスとなっているのをごさいます。

前回同様、中学校1校の統合には看過できないと、数多くの問題があると、厳しい反対意見

が集中して出されておるわけですがけれども、これを教育長はどのように受け止められておられるのか、伺います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

このたび、29人の方からパブリックコメントをいただきました。中学校については、2校にすべきだという御意見も多くありました。こうした御意見は、子供たちのことやまちづくりのことなどを考えての御意見であると認識しております。

子供たちへの丁寧な対応、不登校の増加の心配、通学時の心配、子供たちのストレス、財政の問題等、様々な面から御意見をいただいております。こうした点につきましては、今後の学校づくりを考える上で十分に検討していかなければならないこととして対応していきたいというふうに思っております。

また、10月に実施しました地域説明会におきましては、終了後に御意見等を記入していただきました。そのアンケート結果も市のホームページに載せておりますが、中学校の1校案について、賛成の御意見を多くいただいております。

中学校の統合につきましては、統合予定の令和12年度の生徒数は現在のところ954名と推定していますが、統合から5年後の令和17年度には807名となる見込みです。この段階で、陵南学区は488名、陵東と陵西学区を合わせて319名と見込まれます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年の推計によりますと、寒河江市の人口の推計値は令和22年度には3万2,214人と見込まれており、小中学生の減少は今後も続くことが予想されます。20年後や30年後も考えたときに、1校とした場合には、当初は大規模校となりますが、その後も中規模校として教育活動を実施していくことが可能と考え、中学校は1校案としており、パブリックコメントにおいても賛成

の御意見もいただいているところです。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 教育長、人口の動態の予想ですけれども、私は中学校1校にした場合、一気に1万人減って3万人になってしまうのではないかというふうに予想します。先ほど申し上げた人口減少に拍車がかかるということでございます。

時間がないので次々行きますけれども、2つ目、パブリックコメント、先ほど教育長からありました意見公募は、市政に対する重要な行政参加の手段であり、市民の尊い権利であるにもかかわらず、誠意のない事務的な回答に終始し、市民の貴重な意見を計画に反映しようとし、この教育委員会の法令無視についてです。

市民の皆さんが、まるでガス抜きだとか、通過儀礼だと厳しく批判しています。そもそも行政手続法を準用した本市のパブリックコメント手続要綱には、市の政策形成過程における公平性の確保、透明性の向上を図るとともに、市民等への説明責任を果たし、市民等と一体となった市政を推進するために行う手続と明記されています。

また、ホームページには、いつ、どんな人たちが集まって話をし、またどのような場面で意見を聞いて計画案ができたかという経過が分かる全体像を公表し、改めて市民等に問いかけることが必要だという考えと説明されています。

しかし、それが当初計画案作成時には行われず、2度行われたこの意見公募も事務手続の一つとして軽率に扱っていることは、重大な法令違反だと言わざるを得ません。

市民が意を決し、住所、氏名、年齢、連絡先を全て明らかにし、本当に勇気を持って意見提言された方々のお気持ちを尊重すべきだというふうに思いますが、御見解をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 パブリックコメントに対し

ましては、市民の方々の御意見に対して市の考えを丁寧にお答えしております。決して軽率に扱っているわけではございません。

パブリックコメントでは、小学校の統合、中学校の統合に関しまして、賛成意見、反対意見、それぞれありました。

説明会でも繰り返し申し上げてきましたが、ごく小規模校での複式学級にもよい面があり、課題となる面もあります。同じように、小規模校でも、中規模校でも、大規模校でも、それぞれにより面と課題となる面もあります。

大事なことは、これからの社会を担っていく子供たちにとって、どのような教育環境を整えるのがよいかということだと思います。そして、それはそれぞれの自治体の人口であったり、地理的環境であったり、その他様々な状況を勘案して考えていくべきことです。そしてまた、10年後、20年後、30年後といった将来を見据えながら検討していくことが必要であり、教育行政の責任であるとも思います。こうしたことから、寒河江市の現状と今後の社会情勢や人口動態等も総合的に考え、今回の改定案としました。

パブリックコメントでは、いじめや問題行動、不登校が増えるのではないかという御心配も出されています。不安に感じられるのは当然だと思います。ただし、これまでの調査でも、大規模になればいじめや問題行動、不登校の発生の割合が高くなったり、出現率が上昇したりするということはありませんでした。しかしながら、これらの課題に対しては十分に留意しながら学校経営を行っていく必要があります。子供たちが出す様々なサインや変化を見逃さず、早め早めの対応が大切です。規模が大きくなれば、教職員数も増え、多くの目で子供たちを見ていくことができます。そして、組織的に対応することができます。

先ほども申し上げましたが、パブリックコメントや説明会等でいただきました御意見や不安

に感じられていることにつきましては、今後の学校づくりの中で生かしていきたいというふうに考えています。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私が申し上げているのは、賛成意見も確かにありますけれども、パブコメで前回は96%の反対意見、今回も、10%ほど低くなりましたけれども、依然として86%の反対意見が占めているというふうなことをどうお考えになり、そしてこのパブコメの意義をもっと重要視していただきたいというふうなことであります。

さて、このダイジェスト版〔資料を示す〕、これは寒河江市教育委員会で令和3年12月——これが出たわけです。これは回覧板で回されました。私はちらっとしか見ないで隣の家に回したわけですが、同僚議員が持ってきてくれました。

3つ目、当初計画案策定の基になった政策決定のプロセス、あり方検討委員会答申から計画案決定までの異常な速さとなった計画審議過程の説明責任についてお尋ねします。

そもそも答申について、市民への説明がおろそかになったわけです。説明責任を果たしていない上に、この当初案でパブリックコメントを経ていない決定というのは、明らかにフライングでした。市の政策形成過程における公平性が確保されていない、透明性が図られていない、市民等への説明責任を果たしていない、市民等と一体となった市政を推進していないことは、つまり重大な瑕疵があると言わざるを得ません。

この問題について、ある市民が、審議経過の情報公開請求を行ったけれども、残念ながら核心部分が非公開で隠蔽されたとして納得いかず、行政不服申立てを行ったと伺いました。市民の知る権利まで剝奪しているのでしょうか。

当時の教育長が突然辞任までお考えになって、学校教育課長が間もなく退職予定というところ

で、どのようにこの答申が審議されて政策決定の判断が行われたのか。具体的には、1月28日の総合教育会議に何を基に提案されたのか。この審議経過のプロセスについて伺います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 当初計画の策定につきましては、令和元年7月に寒河江市立学校のあり方検討委員会を立ち上げ、約2年半で10回の会議を行い、検討していただきました。そして、令和3年12月に、あり方検討委員会より、寒河江市立学校のあり方についての答申をいただいたところです。答申の内容について、市民の皆様にお知らせするために、説明会を令和4年1月に4回計画したところでしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、1月5日と7日の2回の開催となったところです。

寒河江市学校施設整備計画については、あり方検討委員会の答申を受け、学校教育課で検討を重ね、素案を作成しております。1月25日の市政調整会議で、その素案を協議していただき、1月28日の総合教育会議では、教育委員の方から御意見をいただいたところです。そして、2月14日の市政調整会議で再度協議した後、2月18日から3月17日までパブリックコメントを行い、パブリックコメントの内容を精査した上で寒河江市学校施設整備計画案を作成し、3月24日の教育委員会において議決し、作成したものであります。

その寒河江市学校施設整備計画につきましては、昨年5月から地域説明会を開催しましたが、その中で市民の方から、計画そのものを知らなかったという御意見や計画に対する様々な御意見をいただきました。

そうした状況を踏まえ、教育委員会としましては説明不足を認識し、その後も市民の皆様に対して丁寧な説明を行い、御理解を求めるとともに、説明会等が出された御意見や様々な課題を総合的に検討し、今回の改定を行ったもので

あります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私が伺っているのは、その計画の基となったプロセス、どこでその判断が行われたのかというふうなことです。

ですから、その経過についてはもう十二分ぐらい、何回も何回もお聞きしていますので分かりますけれども、その起案された、あるいはその起案を決定したプロセスというのはどうなっているかということをお伺いしているわけです。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 先ほども申し上げたとおり、学校教育課で検討して、その後、市政調整会議等で御意見をいただいて、そしてこの案を決めたというふうなことです。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私が伺っているのは、その政策決定の判断、その判断は前教育長だったということでもいいわけですね。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 前教育長も含めて、関係学校教育課で案を検討したというふうなことだと思えます。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** その責任者である教育長がお辞めになって、その事務方トップの課長も退職されて、それで新年度に新教育長に引き継がれたというふうなことでしょうけれども、私たちはその異常な速さについて、本当に十分な計画審議が行われたのかというふうなところと、その中身についての説明責任について、まだまだ市民は納得していないというふうに思います。

時間がありませんので、次に入りますけれども、市民の意見を取り入れず、十分な議論を尽くそうとしない教育委員の責任放棄について申し上げます。

今回の最終案では、醍醐小の複式学級解消について、実質5年先送りとなります。また、一

番老朽化が進んでいて改築が急がれる西根小学校についても、さらにこの5年以降、6年、7年と先送りになる計画です。もちろんこのままでは、寒河江中部小学区の過密と寒河江小学区の過疎の不均衡についても、まだまだひどくなって、寒河江中部小学校はプレハブ校舎、そして寒河江小学校は空き教室が増えるというアンバランスを教育委員の皆さんはどのようにお考えになるか、どうして市民のそうした意見について耳を傾けないのでしょうか。

統廃合の大前提である適正配置や、あり方検討委員会、この答申である老朽化対策、あと少子化対策を踏まえていないことについて、外部有識者に反対の教育委員である内部有識者であります皆さんは、責任を持ってしっかりとこの議論をすべきだというふうに思います。

こうしたさがえっ子の輝く未来について、最初からこの結論ありきで十分な議論を尽くそうとしない。残念ですが、市民からは責任放棄とまで言われている、言わざるを得ないことにつきまして、教育長の御見解をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 教育委員の方々には、学校再編に関しまして、ふだんから積極的に保護者の方や地域の方の御意見等を聞いていただきながら、御自身の意見を出していただいておりますので、責任放棄という御指摘は当たらないというふうに思います。

また、教育委員の方々には、学校のあり方検討委員会での議論の様子も見ていただいていますし、その都度、情報を提供し、教育委員会や総合教育会議などでいろいろな御意見を出していただいています。また、委員の方々が市民の皆様から聞いた意見や感想なども出していただいています。

総合教育会議や教育委員会の会議録にもありますように、地域から学校がなくなることによる地域コミュニティーの問題、SDGsの問題、

地域と学校の関わり、一人一人に目が届く教育、小学校での教育と中学校での教育の目指すべき姿、寒河江市や市内の学校の将来的な展望など、教育そのものに関わることのみならず、まちづくりの面からも御意見を出していただいています。また、計画の周知についてや今後の学校づくりに当たって留意すべきこと等についても、お話しいただきました。

このような教育委員の御意見も踏まえながら、当初の計画、そして今回の改定案を検討してきたものであり、教育委員の方々にはその責任を十分に果たしていただいていると考えます。

なお、当初の計画では、あり方検討委員会の答申に基づき、小学校を2段階で統合し、5校の小学校を1校にする計画でした。また、中学校については、令和10年度の統合を目指していました。

しかしながら、昨年度の説明会において様々な御意見をいただき、教育委員会としては御意見の集約とその説明、そして改定案の検討を行ってまいりました。その結果として、今回お示ししました学校施設整備計画改定案となりました。

小学校の2段階統合を行わないこととしたことや、中学校の用地選定を一時中断したこと、また財政面での検討等を踏まえて、当初の計画よりも改築、統合が遅れることになったわけがあります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 教育長、私はその経過については十二分知っています。市民の皆さんも、それは分かると思いますけれども、私がお聞きしたかったのは、最終案の検討がなぜ教育委員の皆さんでもっともっと真剣に行われなかったか。2度目のパブコメについても、それを踏まえた議論になっていないということを御指摘申し上げたわけです。今までやってきた教育委員の皆さんの御努力、それは大変敬意を表し、感謝申

し上げますけれども、今回の最終案決定について私は御質問させていただいていますので、ちょっと取り違えないようにしていただきたいと思います。

次、(5)のマンモス中学校の広大な用地を確保するための経費と事務手の時間が浪費され、校地選定で様々な利害が生じることについてお尋ねします。

これも前回、また一般質問でも御提言、御指摘申し上げましたけれども、この校舎や体育館などのほかに学校施設の複合施設や都市計画マスタープランの改定、学校周辺のアクセス道路や都市公園などの環境整備計画が全く議論されていないことについて申し上げます。

中学校建設の2年先送りでも解決が困難とされている学校用地の予算、国の審議、審査手続等は大きな問題であります。周辺の土地利用で利害が生じてしまうことも予想されますが、こうした問題についてどのように対処されようと検討なさったのか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 候補地選定につきましては、計画改定後に、現在中断している候補地選定委員会を速やかに再開し、手続を進めてまいります。

候補地選定、候補地決定、調査測量等、用地交渉、用地買収、そして基本計画と進める予定をしておりますが、その他農振除外や様々な法的手続等も必要となってきます。

また、候補地選定に関しましては、お伝えできる情報については速やかに皆様にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これについては市民がいろいろなわさを流しているわけで、私もその一つをお聞きしました。場所はあの辺だとか、パブコメにも何件か載っていましたが、そうした事実がないというふうに事務的にはお聞きしま

したけれども、候補地選定で様々な利害が生じる、このことは強く御指摘したいというふうに思います。

さて、6つ目です。小学校は、旧田代小、旧幸生小に加え、白岩小、醍醐小、三泉小の計5校が寒河江川の左岸から消滅し、市全体の均衡ある発展に逆行する、地域の衰退に拍車がかかるということについてでございます。

西部地区公民館の議会と語る会、あるいは町会長連合会と議会の意見交換会等で、参加した市民の方、代表の方からも、「有害鳥獣対策で大きな不安を感じながら生活しなければならない。私たちの地域は市で見捨てるんだべ」というふうにおっしゃっています。この恐怖と隣り合わせで大きな不安を感じていることを言いたかったのだと思いますけれども、学校もなくなるんじゃないかというふうなことです。

先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、都市の正義と優生思想、このことをもって地方を壊すというふうなことが全国各地で行われているわけです。市民の会では、学校がなくなることは地域コミュニティの中心を失い、人口減少はより進み、当該地域が衰退に向かう速度が速まってしまう懸念があることから、地域の声を反映させた地域振興計画を早急に策定すべきというふうに要望されていますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、人口減少、少子高齢化などによって、地域コミュニティの機能低下ということが大変大きな問題でありますので、我々としてもそういった取組を一層していかなければならないというふうに考えております。既に閉校となった田代地区、それから幸生地区について、もちろん見捨てるなんていうことは全くありませんで、逆に我々としては、学校が閉校になりましたけれども、やはりその地域を何とか活力ある地域として生まれ変わら

せるための努力というものをしていかなければならないというふうに思っておりますし、御案内のとおり、田代地区では地域づくり計画というものを地域の皆さんからまとめていただいて、そして学びの里TASSHOを拠点として様々な交流促進の取組をしていただいております。

また、幸生地区においても、閉校の校舎については今、スケートボードの練習場、それから地域の農産物販売などということで、試験運用という形でありますけれども、今後さらに地域の皆さんの意見をお聞きしながら本格運用、さらにどうことができるかなどについて検討する予定にしております。

御質問の地域ごとの振興計画については、各地域において課題を整理して、地域の将来ビジョンをまとめていただいて、ビジョン達成に向けて市と地域の役割を明確にして様々な取組をしていくということが重要であります。

ちなみに、平成23年から平成27年までに新第5次振興計画というのをつくらせていただきましたが、そのとき、平成23年には市内8地区で地域の課題、その解決方策などをみんなで話し合うワークショップというものを開催していただいて、約200名の方が参加して、意見をまとめ、それを提出していただいて、この計画の冊子に、後ろのほうですけれども資料編として織り込ませていただいております。これは8地区の地域づくりの成果が出ております。

そういったことを私はお聞きしたときにイメージしたのでありますので、今後その計画の必要性なども地域の皆さんと十分お話をさせていただきながら、地域計画が必要だ、つくりたいという地域の皆さんからの声をいただければ、我々としても十分支援して、つくっていただいて、さらに地域の活性化と一緒に頑張っていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私どもには、新第6振の今回ア

アンケート結果については公表されて説明いただきましたけれども、やはりこの地区に特化したというか限定したようなアンケート、そしてその地域の振興計画については、やはり同格でなくて、さらに重点にしてそれをつくっていただきたいことを要望したいと思います。

続いて、7番目、長時間拘束され大変不便なスクールバス通学の精神的苦痛と経済的負担について。これは、教育長からあった保護者の賛成意見の中に、冬期間は特に家族が生徒の送迎をしなければならないからスクールバスがあると助かる、ぜひお願いしたいなどと拝見しました。

スクールバスの新たな導入についてどのような受け止められているか、市民の皆さんはそれぞれだというふうに思いますが、きちんと説明されないと、バスダイヤや費用負担、生徒の拘束時間などで変に誤解されるのではないかというふうに思います。きちんと説明すべきであります。教育長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 前回の議会でも申し上げましたが、国の基準等では、通学距離は中学校でおおむね6キロメートル以内、通学時間は1時間以内が目安となっております。ただ、統合中学校の通学に関しては、現段階では、おおむね4キロメートルを超えるような場合はスクールバス等での通学を検討しております。計画改定後に統合準備委員会を開催し、時刻表や乗降場所等については利便性を考慮し、検討してまいります。

経済的な負担につきましては、生徒の通学に関わる費用については市で負担する計画でございます。

また、スクールバスの運行につきましては、教育課程と連動させ、待ち時間を短くするなど配慮を行いつつ、生徒のストレスの軽減に努めたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 これもアンケートの中に出てくるわけですが、本当にスクールバスによって市がどれぐらい負担がかかるんだというふうな意見もあったわけです。1台当たり400万円から500万円、これが4台ないし5台とかに増えれば、その倍になっていくというふうなことです。

ですから、私がそういったことも含めてスクールバス通学ではないところにきちんと中学校を残すべきだと、陵東、陵南の今のところに残してほしいのだという、その裏返しだというふうに考えています。

8番目、不便な市内循環バスやJR左沢線通学の精神的苦痛、またこの経済的な負担についてお尋ねします。

これも中学校統合の賛成意見にある提言です。利用率が低迷している市内循環バスやJR東日本の赤字路線と報道されている区間、すなわち左沢線の寒河江駅から左沢駅の区間で、赤字額は3億1,800万円と報道されています。

先日、朝のYTS山形テレビの提言の広場で、左沢小学校6年生の皆さんが非常に興味深い提言を行ってございましたけれども、これはイベントの企画でした。私が申し上げたいのは、この通学問題について、利用率改善とか赤字解消の手段にすべきでないというふうに市民からも多く意見があるわけですが、この件について御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 先ほども申し上げましたが、児童生徒の通学方法につきましては、計画改定後に統合準備委員会の中で検討してまいります。

統合中学校の建設地によって変わるわけですが、通学の方法については、スクールバスのほかにも市内循環バスやJR左沢線の利用についても検討をしていきたいというふうに思



います。

御指摘のとおり、赤字解消とか、そうしたことを第一に考えてというふうなことではなくて、通学に関わる児童生徒の負担が最小限になるように検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今日のようにこの冬一番の寒さになると、ポイント故障でJRはいつ止まるか分かりません。そういった状況なども踏まえて、しっかりと検討いただきたいと思ひますし、JRに頼るような通学に絶対しないでいただきたいということを要望したいと思ひます。

9つ目、統合準備作業や新たな事務事業による業務量の増大と教職員の働き方改革に逆行する過重労働の多発、中途退職者増加についてでございます。

これは要望でございますけれども、先生の成り手がいない、公務員志望が激減している。こうした中で、統廃合業務が教職員の過重労働となって、中途退職、過労自殺などの全国ニュースもお聞きしています。ぜひこうしたことにならないように特段の配慮が必要だと思ひますけれども、改めて教育長の御所見、御決意をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 現在、各学校で教職員が心身ともに健康で働くことができるよう、学校における働き方改革に取り組んでいます。その結果、教職員全体の時間外勤務時間については年々減少してきております。

教育課程の見直し、部活動時間の見直し、業務の精選等を行うとともに、校務支援ソフトやさくら連絡網を導入し、各学校が工夫しながら、保護者や地域の理解を得ながら進めているところです。

近年、若手教職員の中途退職者が増加してきていることから、県教育委員会では今年度から

新たな新採教員の支援プランを実施しています。

今後の小中学校の統合に向けては、校内の準備体制づくりや統合予定校の合同活動、統合準備会議等が必要と考えますが、御指摘のとおり、教職員の過重労働とならないよう配慮していきたいというふうに思っております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 当然のことをお聞きしてしまいましたけれども、ぜひ過労死とか過労自殺にならないように、ここはしっかりと、人柱が立つようなことがないようにお願いしたいというふうに思ひます。

この質問、最後になります。大河ドラマではありませんけれども、どうする市長というふうに市民はおっしゃっています。どうするんだ洋樹市長、ということです。

市長の4期目の公約にはない、この大き過ぎる問題について、市民の間に賛成反対等様々あるわけですが、将来に禍根を残さないような決定を、これはやっぱり市長の政治的判断で行っていただきたい。

第6振の市民アンケートなどがありましたけれども、残念ながら、学校についてどうだというふうなお尋ねは、質問項目はありませんでした。また、住民投票のようなことも私は必要だというふうに思ひます。改めて、市民の信を問うべきではないでしょうか。佐藤市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど新第5次振興計画のお話をさせていただきましたが、平成28年2月に策定いたしました第6次寒河江市振興計画におきましては、教育環境の整備について、将来を見据えた望ましい教育環境や学ぶ集団規模の適正化などについて取組を進めますというふうにございまして、統合なども含めた望ましい教育環境や学ぶ集団規模の適正化などへの対応を掲げているところであります。

また、同年3月に策定されました第2次寒河江市教育振興計画においても、本市における幼児や児童生徒数の長期的な推移を見据え、学校の適正規模、適正配置をはじめ、これからの学校の在り方について、学識経験者等を交えた検討を踏まえて対応するというふうにあつて、翌平成29年、平成30年度には、寒河江市立学校の今後の在り方に関する懇談会というのが開催されて、翌年の令和元年の寒河江市立学校のあり方検討委員会の設置につながっているわけでありま

す。また、現在進行中の新第6次振興計画においても、重点目標の未来を切り拓く子どもたちを育むまちの中で、将来を見据え、学ぶ集団規模の適正化のため、統合等も含めた望ましい学校の在り方を検討しますとしているわけでありま

す。このように、学校施設の整備については、これまで、教育長が答弁を申し上げておりますとおり、長期間にわたって様々な視点、それから御意見を踏まえて検討が重ねられてきたものと承知をしております。

学校施設は単なる箱物ではありません。学校教育の中心となる拠点施設であつて、教育の現場そのものだというふうに理解をしております。市といたしましては、教育委員会がこれまで検討を鋭意重ねてきた内容について、十分尊重していかなければならないというふうに考えているところであります。

一方、将来に向けては、子供の数の減少という側面だけでなく、子供たちの意識の変化といった側面も十分配慮しながら小中学校を含めた教育環境の整備を総合的に考えていかなければならないというふうに認識をしております。

例えば、10月に文科省が発表したところによりますと、令和4年度の不登校を理由に学校を30日以上長期欠席した児童生徒数は全国で約30万人ということでありま

す。開始以来、最も多い数となっております。

本県でも同様な傾向にあるということでありま

すが、特に最も多いのは中学生であり、要因として最も多いのは友人関係をめぐる問題だそうでありま

す。こうした子供たちの心や意識の変化にきめ細かに対応していくことは大変重要なテーマだというふうに思っております。

いづれにいたしましても、不登校の問題のみならず、今後とも様々な子供たちのニーズに応え、多様な学び方が可能な教育環境を整えられるように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長は教育学部で教育を極められた、まさに私からすれば釈迦に説法になるわけですがけれども、本当に今、子供たちがどういう状況に置かれているかということ、後で太田議員などからもあると思ひますけれども、こうしたところで、やはり箱物でない愛情籠もった教育が対面で行われるような、小さい中学校でもいいと思うんですけれども、何とかそうしたものも残していただきたい。1校に絶対すべきだというふうなことがあるのかもしれないけれども、0.5校もぜひつくっていただきたい。そうしたことも含めて、ぜひ政治的判断、御検討を強くお願いしたいというふうに思ひます。

時間がありませんので、通告番号2番、市内で生活する外国人労働者へのさらなる支援についてでございます。

外国人労働者の生活実態について、ちょっとはしりますけれども、私の知人が雇用している外国人労働者、雇用主と人材派遣会社の3者から、いろんな御意見を伺う機会がございました。

その中で、自動車免許、国際ライセンスなどに対する支援とか、学校、日本語教育、コミュニケーションスキルアップ、賃貸借の住宅の保

証人や受入先の町会の課題、円安で母国に仕送りが困難になっている影響、物価高による生活資金の問題、賃金面の支援、あと信仰する宗教、崇拝の支援など、多岐にわたったわけですが、市内及び周辺自治体で働く外国人労働者の生活実態についてどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 外国人労働者に関する課題ということでありますけれども、御案内のとおり、言語も生活習慣も異なる環境の中でコミュニケーションを取ること自体も難しく、職場だけではなくて生活の場面においても様々な課題を抱えているというふうに想像されるところであります。

県が設置している山形県外国人総合相談ワンストップセンターによると、令和4年度の相談件数は395件ということで、出入国、在留資格等に関する内容が82件で最も多く、次いで生活一般、通訳、語学に関することとなっているところあります。

国においては、深刻な人手不足に対応するために、2019年に新たな在留資格として、人材確保が困難な産業分野において一定の専門性、技能を有する外国人の受入れを可能とする特定技能制度を創設したわけですが、さらにコロナによつての制限が解除されたことによつて、外国人労働者は本市においてもさらに増加していくものと推測をされるところであります。

市内の企業においても、人手不足の解消や安定的な労働力の確保が期待される一方で、新たな課題なども懸念されるところであります。

市といたしましては、今後、市内企業における外国人労働者の就労状況や生活実態などを改めて調査させていただいて、課題の把握を行い、その対策について検討していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 その中で2つ目、私が先ほど申し上げた中での日本語教育の支援促進についてでございます。

外国人労働者が職業上及び生活上必要な日本語能力などの習熟を求める一方、迎え入れる地域や雇用主には、その習熟機会の提供や保障、応分のコスト負担を求める新たな制度の創設が課題となっていますけれども、市長はどのように受け止められているか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の場合をお話し申し上げますと、寒河江市においては、これまで市の国際交流協会の主催で市内在住外国人に向けての日本語教室というものを開催しておりましたが、昨年、一昨年度はコロナの影響で中止しております。この在留、在日、在住外国人向けの日本語教室の再開に向けて、今後検討していきたいというふうに思います。

現状では、山形県国際交流センターの日本語教室への紹介などを主に支援を行っているところでありますが、さらに在留外国人の日本語教室の受講機会を増やせるように、山形連携中枢都市圏連携事業において、日本語教室の開催に向けた検討を鋭意進めているところであります。

御本人のみならず家族も含めて、引き続ききめ細やかな対応に努めて、外国人の皆さんがより快適に暮らせるようサポートしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

そして、3つ目、労働法制の遵守、啓発についてのお尋ねをしたいと思います。

外国人労働者を雇用する事業主に対し、雇用上の責任を果たすことはもとより、地域コミュニティとの橋渡し役、多文化共生社会推進のための環境づくりについて、労働法制の遵守、啓発をしながら、本市の取組についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 外国人労働者に対する法制度などの遵守に当たっては、その監督指導的な立場にあるハローワークはもちろんでありますけれども、県、そして寒河江市、各関係機関の連携を図りながら広く広報していくことが大変重要だというふうに思いますし、また外国人労働者が実際に生活をしていく上で、生活習慣の違いとか宗教などの理由によって、地域の皆さんとのしばしばトラブルになるということも見受けられるのも事実であります。

市としても、外国人雇用事業者側の就労担当者などと連携を図りながら、雇用だけでなく生活、教育など様々な面において、どのような支援が必要なのか検討して、外国人との多文化共生社会の実現を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** イスラム教のほうは、1日で5回の礼拝があるということで、モスクが必要だということでした。雇用主は礼拝する場所を提供しているのだそうですけれども、チェリーランドのトルコ館のようなモスクをぜひオープンにしてほしいというふうな声があったこともお伝えしたいと思います。

さて、最後の御質問になりますけれども、国際交流事業の推進についてでございます。

市内で就労、生活する外国人に、ぜひこの国際交流事業、現在は先ほどありました国際交流協会が進めておられますけれども、さらに活発にして、外国人労働者やその家族の交流の機会をつくる必要があると思います。クリスマスや年越しカウントダウンイベント、ニューイヤーイベントなど、イルミネーション効果で開催してはいかがでしょうか。

観光ビジョンにも掲げた本市が受け入れようとしているインバウンド向けに、本市の魅力やウエルカムの本気度を情報発信していただける

貴重な機会だと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど議員からもありましたが、寒河江市におきましては国際交流協会が主催となって、市内在住の外国人と市民の皆さんの交流を図って、親睦や相互理解を深めることを目的として国際交流パーティーなどを企画しておりました。

コロナ禍前まで、令和元年度までに、クリスマスの時期に実施をしてきたところではありますが、今年度は4年ぶりにこのパーティーなども年明けに開催したいというふうに考えております。外国人の方だけでなく、多くの市民の皆さんからも参加していただけるように、現在準備を進めているところであります。

また、御提案ありましたインバウンド向けに、市の魅力を定住外国人の方から発信していただくというのは、大変効果があるというふうに考えます。今後、ぜひ取組について検討していきたいというふうに思います。

いずれにしても、言語、宗教、文化の違いなどを踏まえ、外国人の方々と市民が交流していくということは、相互理解を深め、平和な社会を築くことにつながっていくというふうに考えますので、今後、御指摘ありましたような様々な機会をつくって、交流促進に向けて取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。児童生徒、家族も含めて、外国人の皆さんにも市民と交流する機会をさらに活発にさせていただくことをぜひお願いしたいというふうに思いますし、前向きな御答弁をいただいたことに感謝を申し上げます。

結びとなりますけれども、冒頭申し上げたイスラムのガザ地区のほうに行っている国境なき

医師団の1人が上山病院のドクターである桑山紀彦さんでございます。彼は以前、知り合いになったわけですが、彼が発信するSNSはもう本当に私はびっくりしてしまいます。ニュースのソースに出てくる以前に、国境なき医師団が発信するむごい映像ですね。そこには、保育器から出された赤ちゃん、未熟児で、その死体は残念ながら食品の冷凍庫に保管されたというふうなお話も聞いています。もう地獄そのものだというふうに思いました。

世界中の子供たちが平和と愛の中でクリスマスや新年を迎えることができるよう、市民と共に祈りながら、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号3番、4番について、7番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

今、渡邊議員のほうから、パレスチナの現状などを語られました。私も、世界中の子供が平和の中にクリスマスを迎え、安心して寝られる環境が一刻も早く訪れることを本当に願っています。私も母親で、3人の子供がいます。この子供たちに戦争のない社会を残していかなければならないと今まで活動してまいりました。これからも、子供たちが孫末代まで平和な世の中で暮らせるよう、まだまだ活動していかなければならないと思いました。早くパレスチナの子供たち、アフガニスタンの子供たちが平和な社会の中で安心して暮らせる世の中になることを望んでやみません。

私は、日本共産党と、この質問に関心のある市民を代表して質問をいたします。誠意ある答弁をお願いいたします。

佐藤市長が最初に市長選にお立ちになったと

きに、公約に中学校給食の実現というのがありました。中学校給食を進める会として、私は代表をしておりましたので、市長のところに、選挙事務所はそこでしたが、申入れを行いました。そのとき市長とお会いし、お願いに上がることができました。

その後、民間施設を使用してセンター方式になりましたが、本当は自校給食を望んでいたのですが、やっぱり市民の署名、1万5,200筆余りの署名に対して、すぐにでも実現してほしいと望む声が多くあり、百歩譲っても早期実現を私は望みました。

業者が日東ベストで、地元の企業ということで、新しくなった給食施設の見学などをさせていただきました。

残念ながら私の子供は3番目がもう成人しておりましたので、1食も頂けない状況でありましたが、それでも中学校給食の実現は私自身も大変うれしく、いまだに皆さんから「中学校給食、頑張ってもらったね」などと声をかけてもらえます。これはやっぱり寒江江市民の悲願だったのが理解できます。そのとき私は、実施してくださったのは佐藤洋樹市長ですと皆さんにお話ししています。しかし、一生懸命10年近く運動してきたことが実を結び、私もすごく達成感がありました。

その後、遠藤智与子議員が提案した給食の無償化も、全県の先陣を切って実施されました。西郡は全域に広がりました。全県にも本当に広がっております。

私の子供子育て時代は、医療費も給食費も自己負担、児童手当も不十分。苛酷な子育てだったなと思いますが、その後はやはり高等教育、国立大学の負担が大きいのしかかる授業料の問題などいろいろありましたが、それでも今の子育てより楽なのではと思うのはなぜか。今の社会情勢や雇用の問題など複雑に絡み合っており、その中でも貧困の問題などがあるからではない

かと考えております。

そんな中ですが、4月より図書館を指定管理制度を活用するというで条例を改正しました。議員として働かせていただき、もう少しで5年になろうとしています。降って湧いたように次々と民営化や指定管理の案件が出てきます。本当に民営化が市民の皆さんの公共の福祉を守ることにつながっているのか、また私たちの財産である公共財を守ることになるかなど、きちんと問うべきだと思い、質問を行います。

市有施設について、今後どのような理念で運営、維持管理に取り組んでいくか、お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、社会情勢が急激に変化をしておりますし、また少子高齢化、人口減少などが進んでいる中で、行政に対する市民の皆さんのニーズも多様化して、そして複雑化しているわけでありまして、そうした中で質の高い行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくということが我々には求められるわけでありまして、そういった中では、より効率的、そして効果的な行財政運営に努めていかなければならないというふうに考えておりますし、新第6次振興計画におきましても、行政事務の効率化という施策を掲げて、業務の民間委託、それから指定管理者制度の導入による行財政運営に取り組んでいくことにしているところであります。

公共施設の運営、維持管理のお話がありましたが、このことについても、施設の設置の趣旨、目的を鑑みて、民間事業者のノウハウを生かした施設の運営及び維持管理の効率化、経費の節減というものに取り組んでいかなければならない、そして行政サービスのさらなる向上と満足度の高いサービスの提供を図ることが必要であります。

そういった中から、御指摘ありました、必要

に応じて民間委託、それから指定管理者制度の導入というものを進めてきたところでありまして。

寒河江市といたしましては、今後におきましても質の高い行政サービスの提供に向けて、行政事務の効率化に一層取り組んで、持続可能な行財政運営を進めていくということにしているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 今、国は新自由主義、国や自治体の任務を縮小し、できるだけ民間企業と市場原理に委ねることが最善とする考え方によって、人々の生活を支える政治本来の役割が縮小し、地域の経済や支え合いが衰退している現状があります。国の言うことを聞いているだけでは地域がやっていけないという声は、日本中に渦巻いているのではないのでしょうか。住民の福祉を守る、新自由主義ではない別の道を選択する時期にきています。地方自治体の役割を再認識していきたいと思います。

次に、市の公共財の民間委託、指定管理などをどのように考え進めていくのかについてです。

今後、どのように民間委託、指定管理者を考えていくのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 民間委託、それから指定管理者制度の導入に当たりましては、施設ごとにその役割、業務の内容、運営、維持管理の方法などは当然異なってきますので、指定管理者制度を導入した場合など、あるいは民間委託をした場合のメリット、デメリットというものを十分考慮して判断をしていくことが必要であります。

寒河江市におきましては、施設の設置目的、性質、施設管理の状況など、総合的な観点から行政サービスを最大限に発揮できるような運営、維持管理の在り方を十分検討した上で、民間委託、指定管理者制度の導入に取り組んでいるところでありまして、民間委託ありき、指定管理

ありきということではもちろんございません。その時々判断をさせていただいて、そういうことがよりベターな選択だということで取り組まさせていただいているところでありまして、先ほど来申し上げておりますとおり、行政サービスの向上というのが一義的な目的でありますので、今後に当たりまして、利用される方の市民の目線に立って公共事業の運営に目を配っていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 民営化や指定管理ありきでないというのは分かりました。

しかし今、世界では再公営化という動きが広がっています。英国、イギリス会計検査院は、PFIの効果を検証したところ、PFIが公的な財政にプラスであるという証拠が乏しいと結論づけました。英国でコービン党首の労働党は、政権に就いたらPFIを廃止し、公的医療サービスを守り、鉄道、エネルギー、水を再公営化すると公約に掲げているようです。

新自由主義の中、日本でも国鉄がJR、郵便局がJPなど、公営で行ってきたことが、民営化が進められてきました。サービスがよくなるということでしたが、本当にそうでしょうか。働く人の処遇もよくなったのでしょうか。日本も今、立ち止まり、考えてみる時期に来ているのではないのでしょうか。

寒河江市も、先ほど市長がおっしゃったように、民営化や指定管理者ありきでなく、公共財をどう守っていくか、市民にとってどのように有利かなど、きちんと判断して、今後の市政に反映してほしいと思います。

こんな流れもある中、市の民間委託や指定管理について、行政サービスの低下を招かないためにも、市直営に戻す施設などの考え方はないか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 民間委託や指定管理制度の導入について、行政サービスの向上ということをお願いしましたが、それだけでなく、さらには様々な課題の解決に向けて、専門的な知識を有する民間事業者と共にサービスの向上に取り組んできたという経緯もあるわけでありまして。行政の中ではなかなか持ち得ない知識や経験、技能というものを活用していくということも必要かというふうに思います。

寒河江市において、民間の力を活用している例としては保育所などがあるかというふうに思います。民設民営化に移行した、みなみ保育所、しばはし保育所があるわけでありましてけれども、昨年度、保護者の皆さんを対象に実施した保育所利用者アンケートによりますと、全体的な満足度の評価が、両施設とも「満足」、「やや満足」、合わせますと約8割を超える結果でございました。こうしたことから、民間事業者による施設整備、あるいは専門的知識に基づく運営などについて、十分御理解が得られているものと我々としては考えているところであります。

その他の民間施設、民間委託、あるいは指定管理者制度を活用した行政サービスについても、適切に管理運営が行われ、活用による効果が十分発揮されているものというふうに我々は認識をしているところであります。

現時点におきましては、こうした効果的に行政サービスの提供が行われている分野などにおいては、引き続き民間委託あるいは指定管理者制度を活用していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 今、満足度が80%だったという保育所の問題などあります。あと、小学校の給食の民営化問題など、本当に直営でやってもいいのではないかという問題などもやっぱりあると思います。ぜひ検討してもらいたいと思います。

民営化や指定管理者制度の問題の根本には、

経費が削減され、物的経費は圧迫されますが、あまり小さくならず、委託先の利益を確保する分だけ人的経費が削減されるという基本的な問題があります。委託先が利益を確保し、施設を運営する地方自治体の住民福祉とは無縁の本社への上納や、株主への配当や、他事業の穴埋めや投資に回ります。この一方で、サービス水準の低下や人件費の圧迫が生じています。

2011年、総務大臣の片山善博氏は閣議後の記者会見で次のように述べています。2011年です。「本来、指定管理になじまないような施設についてまで、指定管理の波が押し寄せて、現れているということを懸念していた。例えば、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは指定管理になじまない。やはりきちっと行政がちゃんと直営でスタッフを配置して運営すべきだ。結果として、官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている。自治体は、地元の企業の皆さんに対しては正規社員を増やしてくださいということを働きかけるが、当の自治体が自らの内部では非正規雇用をどんどん進めて、なおかつアウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量につくってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろう」と述べられています。あれから十数年がたちましたが、ますます民営化が進んでいる現状です。

保育所は、本当に民間の保育士の努力があるからこそ満足度80%になっているのだと思います。ただ、市の保育士の賃金と民間の保育士の賃金、比較してください。これが寒河江市の保育士と同様の賃金をもらって働いているのであれば、私も、民営化も民設民営も、よしと思えますが、本当に働いても働いても給料が増えないなど、臨時の職員だなど、そんな声が聞こえてきます。ぜひそういうところまで目を光らせて、民設民営、指定管理制度などを活用してもらいたいと思います。

最近、給食事業者の突然の撤退などの問題も

ありました。テレビで、あしたから給食を出しませんなどというのが大分問題になりましたが、そういうことのないようにきちんと目を配らせていただきたいと思います。

あらゆる問題点をきちんと整理して、臨んでいく体制を組み、本当に公営に戻せるのであれば、公営として点検して、再点検、再点検を行って、再公営化を検討していくというのも考えていくべきではないかと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次、通告番号4番です。子供たちの健やかな成長を目指してということで、現在の学校の状況についてお伺いします。

私は、学校施設整備計画の説明会のほとんどの会場に参加してきました。何回も参加し、市民の皆さんの意見をお伺いしても、賛成でも反対でも不安は同じなんだなということを感じてきました。なぜこんなに進まない議論なのか、不思議でたまりません。参加者も激減です。今回の説明の参加者は延べ100人以下でした。関心がないからでしょうか。まだ多くの市民に浸透していないからでしょうか。意見を述べてもこの案が通るからという諦めがあるからでしょうか。

総合教育会議の傍聴も行いました。先ほど渡邊議員からもありましたが、傍聴して私が思ったことは、教育委員の皆さんは一生懸命文書を読んで、意見をまとめて、ちゃんと発表して下さっているという姿勢は分かりましたが、今、学校に通う子供たちの声や、小さい子供のいる親の声があるのかなということでした。寒河江市の本当に将来に関わる大事な計画を、こんなに簡単に議論もなく了承していいのかなという思いが強くなりました。もっともっと議論すべきではないでしょうか。

教育委員会の役割の中に、子供を中心とした教育や、現在本市で行っている教育行政に対しての意見など、市民の声を届けるということも



ありました。この点からも、ぜひ子供たちの声や、まだまだ声を出していない市民の声を聞いてほしいと思いました。

今現在学校に通う子供たちの現状についてお伺いしたいと思います。

11月21日の議員懇談会において、改定した寒河江市学校施設整備計画案が提示されました。今後の学校をどうしていくかという、これから80年先のことも考えての計画と提示されました。

パブリックコメントなど、名前など全ての情報を提示し書いてくださった市民の皆様に、ここで私からも感謝したいと思います。高齢者が多いのですが、今までの経験などから考えられる問題点など一つ一つ丁寧に書かれていると思います。教育委員の公募などがあるのであれば、このコメント提出者などにも、そういう教育委員の1人に考えていただきたいなどと思いました。

寒河江市立学校のあり方検討委員会では、今回の学校の問題として複式学級の解消ということでしたが、この案の中では薄れているように感じます。

今、三泉小学校や醍醐小学校、白岩小学校など、複式学級がどんどん加速していく状況が記載されていました。高松小学校に統合するのは10年先であるということですが、その間の解消に向けてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今年度、市内の小学校で複式学級となっているのは、醍醐小学校の1、2年生、3、4年生、5、6年生の3学級です。

昨年度は、2、3年生と4、5年生の2学級でしたけれども、今年度は3学級のいわゆる完全複式となりました。

今後についてですが、令和7年度に三泉小学校で1つの複式学級、令和10年度に白岩小学校で1つの複式学級が始まる見込みというふうになっております。

小学校を統合しないで複式学級を解消することは困難であり、子供の人数が増えなければ、統合するまで複式学級を継続していくということになります。

複式学級での指導の経験のない教員も増えている状況ですので、複式学級で2つの学年が同時に授業を進めても、子供たちにとって学びがいのある授業となるよう、教員研修の機会を確保していきたいというふうに思います。

また、子供たちにとって多くの学習機会に出会い、多くの人の価値観に触れることができるよう、統合に向けての合同学習の機会を設けたり、例えば西部学区でいえば3校の児童が一緒に活動する機会を設けたりしていきたいというふうに考えております。

なお、教育委員会といたしましても、子供たちの学習を支援する市の会計年度職員を完全複式の醍醐小学校に配置していますが、今後も継続して支援していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 寒河江市立学校のあり方検討委員会では、本当に複式学級はすぐにでも解消すべきだとの答申のようでした。

今、複式学級、これからなるであろう白岩小学校や三泉小学校など、学んでいる子供たちの声、保護者の声などを本当に聞いて、何が最善なのか、それを検討すべきだと思います。対象の保護者や地域など住民の皆さんは、今の現状をどういうふうを考えているかなどお伺いして、今後その3校統合に向けてどうしていくかとい

うふうな議論になるところの端緒として考えていくことも可能ではないかなと思います。

何か醍醐小学校は1年生2人という現状のようですので、ぜひ今あるところをきちんと踏まえ、地域の人や保護者もなかなか自分の意見を言えないという現状があるようです。そういうところを捉えると、やっぱり教育委員会のほうから、どうですかと質問を投げかけるような機会を設けていただけないかなと思います。

次に、柴橋小学校、西根小学校、陵西中学校など、40人に近い単学級があるということがこの間の整備計画の中でも提示されていましたが、総合教育会議の中でも、ある教育委員の方が、西根小学校の38人の単学級はびっくりしたというふうな御意見で、あんな大勢の中で先生も大変だし、子供たちも大変じゃないかなという意見も出ておりました。

そういうところで、40人に近い単学級に対して教育委員会として問題点をどのように捉え、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今年度、市内の小中学校で、学年1学級で34名以上となっている、いわゆる多人数単学級は、議員御指摘のとおり西根小学校、柴橋小学校、陵西中学校に1学級ずつあります。

今年度は、教育山形「さんさん」プランにおいて、小学校4年生までで34人、35人の場合において、小学校5年生から中学校3年生までで34人から40人の場合、2学級に1人の割合で非常勤講師が配置されております。1学級の場合にも配置されますので、先ほど申し上げた3校に週30時間の非常勤講師が配置されています。そして、それぞれの学校の実態に応じて、チームティーチングや習熟の程度に応じた指導等、担任や教科担任と協力して、きめ細かな指導や教科の専門性を生かした指導をしてもらって

ます。

課題やその対応としましては、学年を1人で持つ場合、学年の中での仕事の分担や相談ができない中で、多くの子供たちの対応をせざるを得ないというふうな状況になります。特に小学校では、教員の採用人数も増え、経験の浅い教員も多くなってきていますので、学校全体としてのフォローも必要であるというふうに思います。また、多くの目で子供たちを見ることや、子供たちにとっても様々な教員との関わりが必要であるというふうに思いますので、学年を超えた教科担任制なども取り入れられる場合は、取り入れて対応していくということも有効であるというふうに考えます。

ほかにも、学年が単学級の場合、クラス替えもないために、どうしても人間関係の固定化につながるというふうな傾向もありますので、縦割り班の活動など、異学年との交流なども積極的に取り入れるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 以前ですが、今の状況は、私は高松小学校に行っている頃から単学級多人数が進んでおりました。平成9年度入学の子供たちから、高松小学校は単学級でした。その中で学級が荒れるなど、私の子供は幸いに45人だったので2学級で、大変よい環境で育てていただきましたが、それ以外の子供たちが、学級が崩壊するなど、そういうふうな現状もありました。

今のように情報も少なく、私たちも、「さんさん」プランもなかったもので、それで子供たちがどうして荒れるのかとか、PTAとしてどうしていくかなど、やっぱり今のような情報がなかったものですから、あの当時の子供たちは、先生も本当に大変だったなと今考えるとと思います。

そのような学級の状態をやっぱり常に確認して、先生が1人で40人近い子供を見るのは、都

会の現状ではそういうのが当たり前かもしれませんが、寒河江市としてやっぱり必要に応じて、先ほど教育長がおっしゃったように、もっと市独自の加配など検討をお願いしたいと思います。

この時期にたまたま生まれた子供たちが、そういう状態で学校生活を送らなければならない。小学校もびっくりですが、中学校の40人近い学級も、この間、授業参観をしてきましたが、陵西中学校の1年生は本当に密です。やっぱり「さんさん」プランということで、33人以上だったら2学級になるんじゃないかなんて単純に私も思っていました、そうでないというのが分かって大変がっかりしたということもありました。郡部に押し寄せてきているこういう現状に対しても、もっと適切な「さんさん」プランがあるのではないかと思います。ぜひ県に対しても声を上げていっていただきたいと思っています。

全国でも本当に、先ほど市長からもあったのですけれども、不登校やいじめの問題、また子供の自殺者、高校生以下の自殺者が増えているそうです。昨年、一昨年までは300人台だったのが、もう500人を超えているそうです。昨年、寒河江市におぎゃあと生まれた子供の約2倍が自殺しているという現状だそうです。子供が少なくなる中、なぜ子供は自殺を選ぶのか。本当に悲しい思いです。子供は元気に健やかに育てほしいと思います。

不登校も、この10年で30万人、倍増しているということです。このいじめからの不登校、高校生以下の自殺者の増大。なぜこんなに多いのか。いろいろな意味で、現在の教育を含めた子供の環境などを本当に見直して、子供一人一人が大切にされているという環境をつくっていくのが公の役割ではないでしょうか。

海外では、小さな学校、小さなクラスなどという考えが進んでいると聞いています。

このような中で、寒河江市のいじめ対策につ

いてお伺いしたいと思います。

寒河江市いじめ防止基本方針が出されていますが、その成果はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 寒河江市では、平成26年7月に寒河江市いじめ防止基本方針を策定しましたので、今年度で10年目となります。その間、随時、基本方針の点検を行い、内容を加筆するなど見直しを行ってきました。また、各学校におきましても、市の方針を踏まえていじめ防止基本方針を定めています。

これらの方針を基に取り組んだ成果としましては、いじめの早期発見、早期対応ができるようになってきたということが挙げられます。基本方針にも載せておりますけれども、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという意識を教職員全員が持ち、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組むことが大切であるというふうな共通認識を持てるようになったことにより、素早い対応も可能になってきました。

また、教師側からの指導だけでなく、児童会や生徒会で、例えばいじめ防止のポスターを作成したり、いじめをなくすための話合いの場を設けたりすることもありますし、保護者の方と生徒会の役員とのSNSの使用に関する意見交換会を行って、SNSを使用する中でのいじめの防止につなげようといった取組などもありました。

いじめの実態調査は年3回、児童生徒及び保護者に対して実施していますが、今年度1回目の4月から7月までの調査における認知件数は、小学校が341件、中学校が74件です。昨年度同期の件数は、小学校が384件、中学校が46件でしたので、小学校でやや減少、中学校で増加というふうになりました。

学校では、子供が成長する過程でいじめが起

きるのはあり得ることだというふうに分え、保護者の協力を得ながら、見つかりにくいいじめを見つけることに力を入れています。大人に気づかれないまま、あるいは周りで見過ごして、いじめが長引くと深刻な事態に陥りやすく、いじめの解決、解消に向かうことが困難になります。

県では、年2回のいじめアンケート調査の実施を指導していますが、それに加え学校独自の判断で毎月実施している学校もあります。早期発見、早期対応ができていない学校は、深刻な状況を回避することができていません。

今後も基本方針を随時点検するとともに、早期発見、早期対応の取組を広げていきたいというふうにご考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 不登校にカウントされない、病気で欠席している子供も多くなっていると聞きました。学年が高くなるにつれ、心の病気を発症する確率が増えているということです。家庭も学校も、最近不登校で、いじめによる不登校が分かりませんが、家族も学校に行かなくてよいと積極的に学校以外の学びの場を選択する家庭も増えているということが言われています。寒河江市でも、寒陵スクールなどの利用者が多くなっているというのは、この間お伺いしました。

先日、川崎市の夢パーク、「ゆめパのじかん」というドキュメンタリー映画を見ました。この主催者は寒河江市の若いお母さんでした。フリースペースえんの活動が中心でしたが、この活動がすごくよくて、子供を中心に考え、大人は見守っているという様子が生き生きと映し出されていました。

主として、学校の中で自分の居場所を見いだせない子供や若者たちのスペースだということでした。子供の意見を聞き、活動を支援していく姿勢は、見習うべきことが多いと思いました。

公設民営で運営しているということでした。このような活動が全国に広がり、多様な居場所が増えることがあればいいなと思って映画を見ました。

寒河江市でも、寒陵スクールも大事ですが、こういうふうな子供の本当に自由な活動を支援するような組織が出たら、ぜひ応援してほしいなと思いました。

次に、学校施設整備計画についてお伺いします。

中学校1校案は文部科学省などの手引に照らしてどのように合致しているのか、その見解についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、一般に大規模校において生じる可能性がある課題について、9月議会で議員の御指摘のとおり、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合があるなどが挙げられております。

こうした課題に対しては、対応策について検討し、十分に留意しながら学校経営を行う中で対応していく必要があるというふうにご考えております。

その中で、例えば生徒の人間関係については、よりよい人間関係を構築するために、学級活動、生徒会活動、学校行事などの特別活動の充実が挙げられるというふうに思います。特別活動というのは、集団の中でなすことによって学ぶという実践活動を通して、よりよい人間関係の築き方をはじめ様々なことを身につけていくものです。生徒それぞれが役割を受け持ち、お互いに協力し合いながら、目標の達成や課題解決に努力する中で自己存在感も高まっていくというふうに思います。

大規模校のメリットとして、こうした学校行

事や音楽活動等の集団教育活動に活気が出て、教育効果が大きいというふうに言われていますが、私自身、大規模校で教員をしているときにその効果を実感しております。

文部科学省の手引には、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であり、そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率等についてバランスの取れた教職員集団が配置されることが望ましいというふうにあります。

こうした教育環境を20年後、30年後も保っていくためには、寒河江市の人口動態等も考慮した場合、中学校を1校とすることが適切であると考え、このたびの学校施設整備計画改定案というふうにしたものであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 何回も同じ質問をして申し訳ない気持ちはあるのですが、元教員の方は、1学年300名の問題を指摘しています。顔と名前が一致し、その奥にある家族など、きちんと把握して指導することが望ましいと皆さんお話しされます。1人や2人でなく、多くの方が本当にそういうことを懸念して、本当に1校でいいのかと疑問を投げかけております。

今、全員の名前が分かれば、廊下で何か悪いことがあっても、「ちょっと、太田さん」ときちんとその人の名前を呼び話しかけることが、教員にとっても子供にとっても重要だと話されておりました。子供にとっては、自分の名前も分からない先生に注意を受けても反発だけではないでしょうか。指導するにも、きちんと名前を呼び、子供の背景を把握していれば、それこそこの子にはこういうことを言ったらこうなるとかきちんと把握して、適切に指導が行えるの

ではないかなと思います。

私も、障がい者施設の中で利用者さんと話をしたりしてきましたが、やはり親御さんのこととか家族のこととかきちんと把握したことで、その人が一生懸命、言葉は足りないけれども伝えようとしていることが手に取るように分かりました。これがやはりコミュニケーションの基本だと思います。こういうことが、本当に1学年300人以上いる学年でできますか。ぜひこれも考えてほしいと思います。

パブリックコメントの中でも、生徒一人一人に目が届きにくくなり、有識者会議の中で、大規模校は切磋琢磨できる環境と社会性が育成できるというが、それはピラミッドの上にいる一部の生徒で、その下の大半の生徒は置いてけぼりになるのではないかと。自分は大規模校で中学校生活を送ったが、同じ学年でもよく知らない人がいる。これ以上多くなったら、生徒同士の一体感も薄れてしまうだろうと思います。

市として、財政の問題から統合案を出しているのでしょうか、教育はお金の問題でないと思いますなど、中学校1校案への不安や反対の意見が多数寄せられています。

ダイナミックな特別活動といいますが、陵南中学校の100人前後の生徒のときは、合唱コンクールの課題曲と自由曲をみんなで考えて、朝早くから練習して、2曲発表することができました。この間、私の友達の陵南中学校の2年生が、「太田さん、合唱コンクールあるんだ」と言うので、「行けたら聴きに行きたいね」と話していたら、「2曲歌うんだべ」と聞いたら、人数が多くて1曲しか発表できないそうです。こんなことがやっぱりあります。今、500人前後の陵南中学校でもこのような現状があるようです。

このようなパブリックコメントなどいっぱい意見が寄せられ、この寄せられた意見の下に11月に開催された総合教育会議のこの計画案に対

する見解についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 初めに、総合教育会議についてですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全ての地方自治体に設置が義務づけられているものであります。

総合教育会議は、市長と教育委員会等で構成し、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、それぞれの結果を尊重し、事務を執行していくことになるものです。

今回の総合教育会議につきましては、令和5年11月8日に開催され、学校施設整備計画改定案について協議されました。

教育委員から出されました意見の主なものを申し上げます。

「小学校での2段階統合による児童生徒と保護者の負担を一番に考え、起こり得る負担があるとすれば統合すべきでないし、このことを優先すると小学校統合や複式学級の解消も遅れることになるが、負担軽減を考慮すれば計画案のロードマップがよいのではと感じている。一方で、西部地区の小学校の統合を10年後まで待つことが難しいという市民の声もあるし、この計画では将来の児童数の推移を重要としてきたことを踏まえれば、統合は急いだほうがよいと思っている」と。

「中学校に関しては、陵東中学校と陵西中学校を1つにし、陵南中学校はそのままで2校とする場合、12年後の人数の差が目立つし、その差は大きくなるという不安はある」と。

「中学校1校案に対して、賛成、反対の様々な意見が寄せられており、若い方々に中学校1校に関して聞いてみたところ、1,000人近くの規模の中学校に抵抗がない方ばかりで、歓迎している人が多かったということに驚きを感じたし、もしかしたら若い方の感覚として、規模の大きな学校に関しては抵抗がないのかなと思っ

た」。

「未来を見据えて考えるのは本当に難しいことだと思うが、これから新しい中学校を建設していくには、新しい時代の新しい学びを実現する学校施設としていく必要があると思っている」と。

「未来の学校や理想の学校を機能させていくには、よりよい施設、そして活用していくマネジメントや先生方の教育力も必要になってくると思う」と。

「小学校に関しては、地域コミュニティーをより大事にしながら、また地域ごとの文化も大事にしながら、地域の核となるような学校としてほしい」と。

「今回、パブリックコメントやアンケートの中で反対の意見がまだたくさん出ており、反対されている方たちに関しては、いろいろな地域のことや様々な学校のことを調べてコメントをされていると思っているので、そうしたコメントを拾い上げながら、その不安を取り除けるようなすばらしい計画にしていくことがよいと思う」と。

「新しい中学校をきっかけにして、一つの総合的なまちづくりの拠点、人が集まるような拠点をつくっていければと思っている」と。

「どうしても中学校2校とするということであれば、陵南学区の見直しを検討せざるを得ないと思うが、そうした場合、新たな課題が生まれ、さらに別の意見が出てきてしまうということにつながるということが危惧される」などの御意見をいただいたところです。

教育委員の皆様は、総合教育会議に臨むに当たり、資料を隅々まで読まれて御意見を述べられています。その中には、御自分の意見だけではなく、保護者の声や地域の声、パブリックコメントで寄せられた御意見についても検討し、発言をされております。多方面からの市民の御意見を参考にしながら、教育会議に臨まれている

るというふうに認識しておりますし、そうした意見を踏まえて、今後の学校づくりをしていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 時間がなくなりましたので、はしょりたいと思います。

教育委員会の意思決定が不透明で、市民の皆さんの切実な声や積極的な提案にも耳を貸してもらえず、知らないうちに決まった方針が突然下りてきて、住民はそれに振り回され、後追いで対処を強いられているのではないのでしょうか。市民の皆さんがこれほど地域のことを考えて行動しているのに、それを行政側が聞いたり生かしたりせず、トップダウンで政治を行っている状況があるのではないのでしょうか。昭和の時代そのままではないのでしょうか。

また、中学生に学校の統廃合について、ちょっと聞いてみました。学校では何も聞いていないということでした。この計画について、有識者会議でも子供の意見を求めるようにという御指摘がありました。今小中学校に通う子供たちの意見はどの機会にどのような形で聞くのか、お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校施設整備計画は、児童生徒数の減少、地域の不均衡の拡大、学校施設の老朽化という課題を解消するというふうな観点から作成されたものであり、その内容については市民の皆様から御意見をいただく機会を設けてまいりました。

今、議員がおっしゃったような状況が去年の初めにありましたので、去年1年間、そして今年にかけても丁寧にいろんな機会でも御説明を申し上げてきたところでございます。

この計画の改定後には、統合準備委員会を立ち上げ、校名、校歌、校章、新しい学校への要望、学校施設のイメージなどについて検討していく予定です。

子供たちについては、直接、統合準備委員会に参加するというわけではありませんけれども、校名や校歌、校章の案の作成に関わったり、どんな学校にしていきたいか、学校にどんな施設や設備があるとよいかということなどについて意見を出してもらって、そういった子供たちの意見も基本構想などに盛り込めるように検討してまいりたいというふうに思います。

子供たちにとって、学校がより身近に感じられ、自分たちで学校をつくっていくというふうなイメージを持てるように、統合の前から意見を聞く機会を設け、準備を進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 学校整備計画に対して、子供の意見を聞くことがなくということですが、荒木議員も子供の権利条約を聞くということですが、子供の意見表明権の侵害ではないのでしょうか。

この計画で、今いる中学3年生があと10年後、25歳です。そうしたら、自分の子供たちが通うであろう学校の再編について、子供たちの意見も聞く必要があるのではないのでしょうか。制服や校歌など、そんなのは後回しでいいです。この計画について、今の子供たちはどのように考えているか、どうしたらよりよい寒河江市の学校になるか。ワールドカフェスタイルでも何でもいいので、子供たちがそのことに対してどういう意見を持っているかなど聞く機会を設けたらどうでしょうか。寒河江市の80年先がかかっているのです。ぜひ子供の意見も聞いてください。

先日、松戸市の保育行政を視察してきました。最後に松戸市の職員が「今、子供への投資は未来への投資だ」と胸を張って話されました。そうです、この学校への投資は未来への投資です。中学校の2校案はお金がかかるからなどという理由では駄目です。もう一度市民や子供たちに返してみて、急いで決めないで、これが失敗だ

ったら寒河江市の未来はどうなるでしょうか。ぜひ立ち止まって、もう一回きちんと子供の意見も聞いて、そしてそれでも子供たちは1校で大丈夫だというのであれば、1校ゴーサイン。小学校もこのぐらい統合してもいいんじゃないかとか、こういうふうに通ってくるのは大変だから学区再編がいいんじゃないかとか、本当に今通っている子供たちの意見も聞いてほしいと思います。それでこの計画案がよしとなれば、私達も賛成できます。

できれば、文科省が言っている長寿命化をして、最初にあったように、陵西と陵東を合併して2校にしてくれれば、子供たちは自転車で通えるし、大きくならないで一人一人がきちんとみんなから見守られている地域で暮らせるんじゃないかなと私は思います。

ぜひここで立ち止まり、先ほど民営化でも言いましたが、立ち止まって、本当にこれが子供たちにとってよいことかどうか、もう一度検討していただきたいと思います。

最後に、これは「新婦人しんぶん」というのですが〔資料を示す〕、高知県四万十市で、統合するのをどうするかと子供たちに意見を聞いたそうです。それで、子供たちがこういうふうにしたいという意見を踏まえて、行政が動き、統廃合の動きをやめたというのが記事になっておりました。ぜひ子供の意見を聞いて反映してほしいと思います。

これで、取りあえず、時間なので終わります。ありがとうございました。

### 沖津一博議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号5番、6番について、14番沖津一博議員。
- 沖津一博議員 今年も残すところ25日余りとなり、振り返ると異常に暑い夏、酷暑と言われた夏でありました。さらには、雨の少ない異常な

夏。農業関係者にとりましては、稲作の管理をはじめ、果樹や野菜に至るまで気の抜けない厳しい異常気象だったというふうに思います。米の品質も、現在の検査制度が始まって以来、初めての一等米比率最低の結果だったということでもあります。農家にとりまして大変な夏でありました。秋になり、大切に育てたリンゴも今度は熊に半分ほど食べられたということで、近所の農家の話でありました。

テレビのニュースやワイドショーを見れば、世界では紛争や戦争、悲惨な状況を毎日目の当たりにし、私はテレビを見る機会も大分減ったのではないかなというふうに感じております。

新型コロナウイルスもやや落ち着きを見せ、飲食店にもぎわい喜んでいる矢先、今度はインフルエンザの流行で店は閑散とし、がらがらの状態でありました。この年末にかけ、にぎやかになるように期待するとともに、来年はよい年になるよう願って、質問に入りたいと思います。

通告番号5番。去る10月中旬に企業立地推進に係る内部の調整会議が開催され、寒河江市中央工業団地第4次拡張地、最後の区画を含め、企業誘致の方向性が確認されたとの情報を得ております。ということは、寒河江市中央工業団地約174ヘクタールのうち、分譲可能な土地が完売状況にさらに近づいたこととなります。市長はじめ市当局並びに土地開発公社の努力に心から感謝するとともに、今後の寒河江市発展に大いに寄与するものと感じており、さらに次の第5次拡張についても準備する時期に来たのではないかなというふうに感じております。

また、西村山地域の公立病院の統合も協議を進めており、そして中学校統合も進めることになっております。さらには、活断層の上にある寒河江警察署、老朽化した西村山広域行政事務組合消防本部の移転が必要な時期となっております。

そこで、土地利用の上から、山形県内におけ



る寒河江中央工業団地の状況について伺います。

初めに、山形県内の工業団地立地状況及び特  
化的な取組の状況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 初めに、中央工業団地の状況の  
お話がありましたが、御説明申し上げさせてい  
ただきますと、分譲区画が残り僅かとなってい  
るわけでありますけれども、そうした中で様々  
な引き合いもあるわけでありますが、現在その  
交渉などを慎重かつ丁寧に進めている段階にな  
っているところでありまして、まだ確定的なこ  
とを言える状況にはないということをぜひ御理  
解いただきたいというふうに思っているところ  
であります。

御質問の県内の工業団地の状況でありますけ  
れども、山形県が取りまとめております県内の  
工業団地の概要調査によりますと、県内の工業  
団地等は88か所で、総面積は2,700ヘクタール、  
現在の平均分譲率は95.5%となっているところ  
であります。

その中で、寒河江中央工業団地の151.2ヘク  
タールという工業用地面積は、山形県が事業主  
体である酒田臨海工業団地、米沢市が事業主体  
である米沢八幡原中核工業団地に続く3番目の  
規模であります。村山地域の中では最大の工業  
団地になっているところであります。

また、立地件数については、経済産業省が製  
造業等の立地状況を取りまとめた工場立地動向  
調査、これは令和4年度分の結果を見ますと、  
県全体では東北6県中3番目で、山形県が16件、  
うち工業団地への立地は8件となっているところ  
であります。

現在、県内の工業団地における分譲面積は残  
り少なくなっていますので、次期工業団地造成  
など検討を進める動きが各地で出てきておりま  
す。近隣では、山形北インター産業団地、それ  
からかみのやま温泉インター産業団地、それか  
ら天童市の荒谷地区への新工業団地構想などと

いうことが進められているようでありまして、  
いずれも令和8年度の方譲開始を予定している  
と聞いているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 県内の3番目ということで、大  
変優良な工業団地だというふうに思いますが、  
これは県の工業団地以外ということによろしい  
ですか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申し上げましたが、  
大きさの規模からいくと、一番大きいのは山形  
県が事業主体である酒田臨海工業団地、その次  
は米沢市が事業主体である米沢八幡原中核工業  
団地、3番目が寒河江市の工業団地となってい  
ます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。米沢も  
県でしているのかなというふうに私は思ってい  
たものですから、ちょっと聞いてみたところであ  
りました。

次に、寒河江市工業団地の状況と県内におけ  
る立ち位置ということで今伺いましたので、こ  
のことは、2番は省きたいと思えます。

それでは、3番目の第5次拡張について、企  
業動向や予測を含めて、今後どのように考えて  
いるのか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工業団地の今後の方向性につ  
きましましては、新第6次振興計画とか都市計  
画マスタープランなどにお示ししておりますと  
おり、寒河江市産業用地適正化調査において適  
地とされる工業団地西側など有力な候補地を中  
心に、新たな工業団地の展開を軸に検討を進  
めていくことにしているところであります。

あわせて、現在の工業団地内の企業を中心  
に事業構想などの調査を改めて行って、未利  
用地でありますとか空き工場などの調整にも  
取り組む考えでもあります。

新たな工業団地の検討に当たって、様々な課題があるわけでありますので、その課題を洗い出しをして、今後種々各種の手続を進めていくことになっていきますが、各種の先ほど申し上げました様々な計画でありますとか、様々な構想などと調整を進めていく、そしてまちづくりの大きな視点というものが何かというふうに思いますので、市全体の土地利用構想の中での整合性でありますとか、事業推進のための組織体制などを整えていくことが、今後必要になってくるだろうというふうに思います。

近年の立地動向を全国的に見ますと、御案内のとおり半導体関連の大規模立地の話題ということが大きく取り上げられているわけでありませけれども、県内におきましても電気自動車、EV関係、それから半導体関係の動きが目についてきているところであります。全国的に半導体関連産業、外資系企業、物流など、今後しばらくは立地の活発な状況が続くと言われておりますけれども、世界情勢、それからスタートアップを含めた動きというのは目まぐるしく変わっていくわけでありますので、予測は大変難しいというふうに考えているところであります。

寒河江市といたしましては、これまで進めてきた取組に、コロナ禍以降の新たな時代に呼応した視点というものを加えまして、社会情勢の変化を的確に捉えていくことが肝要でありますので、この企業立地、企業誘致におきましても、企業のニーズ、相性などをよく見極めて、それから交通アクセス、用地価格、それから支援制度、水とか電力、さらには活断層とか浸水想定をはじめとする災害リスクなどの観点から、寒河江市の団地の持ち味、優位性と企業が求める条件の着地点などを見いだしていく、そういう丁寧な作業、取組を進めていく必要があるというふうに思います。

また、人材確保を課題とする企業が本市におきましても大変多い実態がありますので、雇用

対策関連事業でありますとか、高校と地元企業との橋渡しをさらに強力に取り組んでいく、進めていくなど、産学官連携についてもさらに深めながら、適時適切な商工業振興を見極め、地域経済の活性化につなげていきたいという考えであります。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津議員。

○**沖津一博議員** 先ほど述べましたが、土地利用計画に大きなウエートを占める工業団地用地計画と併せて、市立病院や学校、警察、消防本部など多くの公共施設の整備場所については、道路などと整備を併せて、市全体で土地利用計画の中できちっと位置づけをして進めるべきと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、改修、更新時期などを迎える公共施設を計画的に更新、効率化、長寿命化などを行う方針を示す公共施設等総合管理計画というものを平成27年度に作成しているところでありまして、現在この計画の改定作業と個別施設ごとの改修、更新等の実施計画となる個別施設計画の策定を行っているところでございます。

今後は、この個別施設計画に基づいて整備を進めていくということになるわけでありますが、御質問にありました各施設の状況であります、申し上げますと、御案内かと思いますが、市立病院については県と共に西村山地域医療提供体制の検討を進めているところであります。現在、ワーキンググループにおいて、整備手法やスケジュール、概算事業費などを検討するというところになっております。

小中学校の整備につきましては、御案内のとおり教育委員会で整備検討、実施計画、学校施設整備計画の改定を進めているわけでありますので、その改定後に候補地を検討していくということになるかと思えます。

寒河江警察署もお話がありましたが、現在の場所が活断層の上であるということから、移転整備について、市で県のほうに要望を行っているところでございます。

また、西村山消防本部につきましては、老朽化が大変進んでいるわけでありまして、西村山広域行政事務組合のほうで移転も含めて整備を検討している状況でございます。

いずれの施設も市民生活に密着した大変重要な機能を有する施設でありますので、周辺の土地利用、それからお話がありました道路網整備計画、さらには工業団地整備計画などと一体的に考えていく必要があるというふうに思っております。

現在、都市計画マスタープランの見直しに着手しているところであり、都市基盤施設の整備、さらには公共施設の配置などについても検討を進めていく必要があります。今後、庁内の土地利用検討委員会などで協議を進めていく予定にしているところであります。

引き続き、公共施設の整備につきましては、先ほども申し上げましたが、都市計画マスタープランをはじめとした様々な各種の計画との整合性を図っていき、市民の皆様の声なども十分お聞きした上で進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** マスタープランの中で進めていくということで、大変結構なことだというふうに思いますが、マスタープランの中の委員というのは、やはりそれぞれの役職があつていろんな立場がありますので、何と申しますか、なかなかまとまらないことも多々あるのではないかと

というふうに私は感じております。その中で、庁内でも検討するというものでありましたが、やはりそういったことをもう少し庁内できちっと検討していただくことも大事なのではないかなというふうに思えます。

私の個人的な見解なのですが、例えば警察と消防なんかは寒河江インターの近くに置くとかということも考えていいのではないかなというふうに思えます。先ほど県内の工業団地の状況なんかも聞かせていただきましたが、やはり高速インターの近くにいろんな団地が最近各地できてきているということもありますので、前にも申し上げたことがあるのですが、そういうことも検討に入れていただければというふうに思っております。

それでは次に、通告番号6番、住みやすいまちということで、寒河江市空き家バンクの利活用、リフォーム補助金について伺います。

近年、市内において人口減少もしており、逆に空き家が増加しております。また、住宅建築費が以前の2倍以上高騰するとともに、材木の入手も相当な時間を要することになっております。

そこで、この制度は大変いい制度だというふうに思いますので、利用状況を伺いたしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の寒河江市空き家バンク制度というのは、空き家の利活用及び定住促進による地域の活性化を図る目的で、空き家の情報を登録していただいて、市のホームページで公開することによって、空き家の利活用を希望する方に情報提供するものでございます。

また、御質問の表題にありますように、寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金という補助制度がありますが、これは平成26年度に県の制度を引き継ぐ形で、寒河江市移住推進空き家利活用支援事業補助金として始まりまして、

平成31年度に現在の名称に変更になっているものがございます。

この事業は、名前のおり、空き家バンクを利用して空き家を購入または賃貸借し、改修を行う場合に支援するものがございます。これまで、平成29年度に2件の申請があり、補助金を交付している状況にあります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 これまで2件だったということ、最近はあまりないような状況かなというふうに考えておりますが、この利用実績がないのは、魅力がないのか。理由としてはどのようなことを考えておられますか、伺いたいと思いません。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど補助金の件数を申し上げましたが、空き家バンクを利用して空き家を購入または賃貸借するという条件でありますから、空き家バンクを利用した方ということになると、昨年までで空き家バンクの登録件数は9件になっております。そのうち、登録制度を利用した売買などの件数は3件でございます。3件のうち2件が補助金を使ったということになるかと思いません。

これまで登録件数が大変少なかったわけでありましてけれども、その要因としては、登録をする際には、以前はその空き家に残った家財道具の処分が前提、必要であったということがありました。空き家バンクの登録件数が、そういうことがネックになってなかなか増えていかなかった要因もあるということで、今年度から家財道具が残っていても登録できるように要件の変更をさせていただいています。

また、もう一つの要因としては、登録申請の煩雑さというか、難しさというふうにあると思われまして。そういうことから、空き家バンクを通さずに宅建業者の方と空き家の管理者が直接契約を結ぶケースも大変多いというふうに関

ております。

こうしたことから、山形県宅地建物取引業協会寒河江のほうと協定を結んで、登録申請があった空き家の写真撮影でありますとか、間取り図面の作成などを含めた詳細な調査を委託するというので、登録される方の負担を軽減する申請の簡略化などを図っております。そういったことで、何とか登録件数を増やしていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

空き家の利活用については、先ほど市長のほうからもありましたように、移住とか定住の促進につながるということになるというふうに思います。本市にとっては人口増加対策、利用者にとっては建築費の削減対策、建築関係者にとっては仕事の増加と、3つの効果が期待できるというように思います。

補助金の内容、先ほど市長のほうから、来年度から少し変わるんだみたいな話もありましたが、もう少し大幅に改善をさせていただいて、本市の人口対策及び経済対策の目玉になるようなことはできないのか、伺いたいと思いません。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コロナも明けて人流も活発化してきている状況が見えるわけでありましてけれども、地域経済全体に景気が上向きになっているというふうにはなかなかまだ感じられない。事業者の皆さんもそういうことを口をそろえておっしゃっている状況にあらうかというふうに思います。そういった意味で、沖津議員御指摘のような、地域経済を何とか活性化するための一つの起爆剤というか、一つの素材にこの支援制度をしていく必要があるというふうにも思っているところであります。

御案内のとおり、子育て定住の住宅補助制度でありますとか、寒河江住宅建築推進事業補助金というのがあるわけでありましてけれども、今

回御質問をいただいた寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金などについても併せて、これらの補助金とのバランスもある、制度の中身、内容のバランスもありますから、そういったところを見直していかなければならない。そして、うまく利活用いただくような制度設計にしていかなければならないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、空き家バンクの登録件数を増やす環境というのは大変大事であって、それが前提となるわけでありますので、寒河江市司法書士会、それから山形県宅地建物取引業協会寒河江、それから寒河江市と3者で、空き家合同相談会などを実施させていただいております。

今回の相談会において、新たに3件、バンクの登録申請があったわけであります。3件というのは少ないのかもしれませんが、新たにさせていただいたということであります。こういう活動をやっぱりさらに続けて増やしていかなければならないというふうにも思いますし、また市の広報などにおいても、このリフォーム補助制度をはじめとした空き家バンクの管理に関する情報提供などを活発にしていくということも必要かというふうに思います。

そして、今後でありますけれども、空き家でありますとか固定資産税に関する郵便物があるわけでありますけれども、その郵便物に空き家バンクに関するパンフレット、書類なども同封していく、そして積極的に広報活動に努めていきたいというふうに考えているところであります。

加えまして、先ほど申し上げましたが、家財道具の搬出とか処分についての経費などもあるので、それが一つのネックの要因にもなっているということも申し上げましたが、そういう経費などに対する支援というか、補助といえますか、そういうことも考えていかなければならない。なので、バンクに登録すると、逆にメリッ

トがあるような制度ということをつくっていかなければならないということも思っております。こういったことについては先進自治体の例なども十分研究させていただいて、新たな取組などについて検討していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変前向きな答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

住宅建築推進事業も、相当長くしていただいていることに対しても敬意を表したいと思いますが、こういった事業というのは割と地味で、すぐに人口がばあっと増えるような事業ではありませんが、こういったことも地道にやっていくことが大事なのではないかなと思いますし、不動産業者さんなどとも協議会をつくってやっていくのだということもありましたが、建築組合さんなども交えていただいて、一緒に仕事ができるようになればいいのではないかなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

### 野口康一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号7番について、3番野口康一郎議員。

○野口康一郎議員 寒政クラブの野口康一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではあります。通告番号に従いまして質問させていただきます。

通告番号7番、寒河江市におけるデジタル技術の活用についてお尋ねいたします。

先輩議員の皆様も、これまで何度か寒河江市のデジタル技術の活用、DX化を質問されておりました。私も、これまで生活してきた中で思うこと、また様々な方々とお話ししてきた中で

感じたことを質問させていただければと思います。

さて、寒河江市では、令和3年4月にデジタル戦略課を創設されました。設置の目的としては、「将来に向けたデジタル改革をスピード感を持って戦略的に推進し、市民サービスの向上、それから行政事務の効率化を目的で設置させていただきました」と以前、市長が御答弁なされておりました。

行政サービスを受ける上で、手続きがオンラインで可能になる、手続きが簡略化すること、便利になることは、寒河江市で生活していく中でも重要なことだと感じますし、移住、定住する方、事業を始める方、就農する方にとっても大変メリットのあることだと感じます。私も、デジタル化によって誰もが恩恵を受けられるようになれば、すばらしいことだと思います。

初年度、様々な方々からの御意見を頂戴して、その内容を反映したデジタル戦略計画を策定なされ、その計画に基づいて行動がなされていると思います。

基本理念は、「いつでも どこでも 幸せ実感 DXさがえ」ということで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる市民社会の創造を目指されているとのことでした。

デジタル戦術の3つの柱の一つに、利用者視点のサービス提供として、行政におけるDX、市民が来庁を必要としない市役所環境の整備推進とありますが、市役所では現在、オンラインで住民票の証明書関係が8項目、児童手当などほかの項目が35項目の手続きが電子申請可能となっておりますが、昨年度1年間の利用実績はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 野口議員から、電子申請の昨年度の利用実績ということで御質問をいただきました。

現在、寒河江市におきましては、3つの仕組みによる電子申請を活用しているところであります。

1つは、市独自で導入しておりますL o G o フォームという電子申請システムであります。内容的には、主に新型コロナワクチン接種予約、これは令和4年度で2万5,208件ありました。それから、子育て応援デジタル給付金の申込み3,628件、それから保育施設利用者アンケート693件などに活用をしているところであります。

また、このシステムを活用して、今年2月から、住民票や戸籍証明書などを電子申請により発行、郵送を行うサービスを開始して、各証明書の発行数が昨年度47件ございました。

これらを合わせますと、昨年度は利用実績として3万1,328件でございました。

今のが1つ目で、2つ目は、県と県内各自治体が共同で整備した山形県電子申請システムというのがございます。昨年の利用実績は、これは市民アンケートの場合活用しておりますが、601件、イベント参加の申込みで569件、それから健康診査受診申込み298件などで、合計1,607件という実績になっております。

3つ目は、国の電子申請サービス、ぴったりサービスでございます。マイナンバーカードを読み込ませて電子署名を行うことで、主なものとしては子育て関係、介護関係などに関する手続きができるものでございます。これらの手続きの大部分は今年3月から開始されたサービスでございまして、昨年度の利用実績ということは、3月からですので、昨年度ですので、妊娠届が2件、それから不在者投票などの投票用紙等の請求で5件、合計7件でございます。

以上、3つの電子申請システムを活用した昨年度の電子申請の利用数ということでは、全体で3万2,942件ということになっているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

LOGOフォームでの申込みは、ワクチンの接種などの予約が結構件数多くて、全体で3万2,000件もあるということで結構使われているんですけども、やはり始まったばかりのびったりサービスのほうはまだまだちょっと伸びていないのは致し方ないことなのかなと思いました。

今回、例えばですけども、埼玉県白岡市では1年間の電子申請の利用実績をホームページで公表なされております。公表することで、市民の皆様が電子申請できることをもっとPRすることができるのと同時に、どの項目に対して申請数が多いのか少ないのかが分かりますので、今後の参考になるかと思えます。少なければ、どうすれば利用してもらえるか、改善もできます。ぜひ本市でも導入していただければ今後の参考になるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

市民の皆様が行政サービスがデジタル化していることを聞いてみたところ、どんなことができるか分からない、やっていることを知らなかったとの御意見もいただきました。特に、我々子育て世代が関わる行政サービスは、児童手当関係や保育に関する現況届など15種類あります。

1つ例として挙げさせていただければ、毎年、保育施設の利用に係る現況届を大体8月の1か月間のうちに子供が通っている保育施設に提出しなければなりません。私も2人の子供を抱えておりますので、何度か提出させていただきましたが、毎年同じ項目内容を書かなければならないということで、大変記入に手間のかかるものです。もっと簡単に提出することができないかと調べたところ、マイナンバーカードを持っていればオンラインで申請できるということが分かりました。これを保育施設の方に確認したところ、マイナンバーカードを使って申請できることを知らなかったとの回答でした。

デジタル戦術の2つ目の柱は、市民生活におけるDXです。その中には、先ほどもありましたけれども、マイナポータルを活用や、先ほど市長からの答弁もありましたびったりサービスの適用拡大との項目がありましたが、残念ながらまだまだ知られていないのが現状のようでございます。

では、現在はどのように市役所のほうから案内が来るのか伺ったところ、次のような回答でした。市役所より、児童の現況届を期日まで提出してほしい旨の連絡がメールで来る。現況届の資料はPDFのデータで添付されているので、それを人数分印刷して連絡帳に挟んで保護者に渡す。提出された現況届は、クラスごとに全員分そろったら事務担当の先生に提出される。その後、園の全ての児童の資料がそろったら、それを生年月日順に並べて市役所へ提出することでした。毎年、提出までかなりの時間がかかるということで、事務作業を圧迫しているものだと感じました。これを聞いたとき、デジタル化が進んでいるとはとても思えませんでした。

寒河江市が掲げるデジタル戦略はまだ道半ばとは思いますが、電子申請の現状と課題をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市における電子申請の活用につきましては、平成18年度に県と県内各自治体が共同で整備いたしました山形県電子申請システムを利用して、インターネットを通じた住民票などの請求に係る申請受付を開始したことから始まっております。

以来、令和2年12月から、国の電子申請サービス、御案内ありましたびったりサービスの運用が開始されたことから、市におきましても国のシステムに対応するとともに、県のシステムと併せて電子申請サービスの提供を行ってきたところであります。

さらに、本市におきましては、オンラインに

よる申請をより機動的に行うために、市独自にシステムを導入して電子申請サービスの活用を図ってきたところでございます。

市が開始をした国のびったりサービスについては、先ほど申し上げましたが、本年3月からスタートしたものが大半でありますので、サービス開始から日が浅く、こうしたことから利用が進んでいないというふうに考えております。

さらに、このびったりサービスで展開している申請の多くは添付資料も併せて提出しなければならない、こうした点も敬遠されている要因になっているというふうに考えております。

他方、市が独自に導入している電子申請システムでは、先ほど申し上げました新型コロナウイルスワクチンの接種の申込みや、昨年度実施しました子育て応援デジタル給付金などの申請では、大変多くの電子申請をしていただいていますし、また県の電子申請システムについても一定の利用があるわけでありますので、利用が少ない国のびったりサービスの周知というものにやっぱり真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。

市が受け付ける申請には、申請時に本人確認を伴う必要があるものでありますとか、申請者の状況などをお聞きしなければならないもの、また多くの書類を添付しなければならないということで、オンライン化には困難な、不向きなものもあるわけであります。

そういったことから、改善していくということを考えた場合には、市単独で対応できないものもあるわけで、国のシステムというものがありますので、国などに制度の改善を求めていく必要があるというふうに考えております。

また、御指摘いただきましたが、市のホームページなどでも申請の案内をさせていただいているわけでありますけれども、申請がない場合、不利益を生ずることなどを考慮して、まず申請を確実に行っていただくために、紙での申請も

併せてさせていただく、提供するという一方で、どちらかというと紙での申請を強調したために、そちらのほう为主体になってしまったという嫌いがあるというふうにも考えております。

市に提出していただく申請は、電子によるものでも、紙によるものでも、確実に申請していただくということが必要になってくるわけでありまして、特に手元に何も残らない電子申請の場合は、保護者の方などへの情報の伝達というのが大変重要になるというふうに考えておりますので、そこはやっぱりいろいろ伝達の手段というものを工夫していかなければならないというふうにも考えているところであります。

加えて、この電子申請を受け取った後、その担当職員が効率的に業務を処理するためには、やっぱりDX化というものの推進がどうしても必要になってくるというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

私は、こういった新たな取組を利用してもらおうとき、ただいま市長のほうからも御答弁ありましたけれども、皆さんがすんなり利用してくれたりとか、そんなに簡単に普及するとはとても思えないところでございます。ですけれども、できる限りPRしていくしかないかなと思えますし、時間はかかるかと思いますが、少しずつ少しずつ地道にPRして、皆さんから使っていただくしかないのかなというふうに思います。

紙ベースでも来ますけれども、うちの子供が通っている幼稚園では、電子のそういった案内のアプリがありますので、そちらのほうにも添付資料として市のほうから提出されたPDFのデータが添付されていまして、現況届を出していただきねなんていうことで、デジタルの御案内も一応両方来るようにはなっていますけれども、やっぱり皆さんデジタルはまだまだ難しいところがあって、紙ベースで出されているのが



現状なのかなと思います。

こういった利用者をだんだん増やしていくために、今後の見通しなど、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 電子申請の利用拡大でありますけれども、先ほど御指摘のあった点などの改善点はいろいろあるというふうに思いますし、さらにふだんからのPRというのも不可欠であるというふうに思います。市のホームページでありますとか、市民の皆さんが集まるような各種イベントなどでのPRなども行って、認知度の向上を図っていかねばならないというふうに考えているところであります。

さらに、情報の入手のしやすさなどに配慮していかなければならないというふうにも考えています。現在、情報の入手手段としては、スマートフォンなどの携帯端末を活用して、インターネットを利用するケースが多々見受けられるわけでありますので、こうした点を踏まえて、多くの自治体でもそうですけれども、情報の発信手段に加えて、提供手段として活用しているところであります。

本市におきましても同様にサービスを提供しているわけですが、さらにそういった部門について強化をしていくと同時に、SNSからの情報の入手のしやすさに配慮したメニューを工夫して作成していく、さらには階層化を図っていくなどということ、目的の情報にたどり着きやすくするというのを考えていく必要がある。それで、利用者の目線で情報の発信や提供に努めていくということが必要かというふうに思います。

そういったことを、なかなか一朝一夕にはいかないかもかもしれませんが、試行錯誤しながら取り組んで、利用者が申請に関して、できる限り電子申請での申請が可能となるよう努めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 野口議員。

○**野口康一郎議員** ただいま御答弁いただいた中で、情報の入手のしやすさとかいうところだと思います。私もそこは非常に大事なところだと思っております。後ほど申し上げようかと思っていたのですが、寒河江市にはプッシュ通知型の機能のあるぼけっとナビとか、公式LINEアカウントというものも存在すると思います。

そういった中では、私もぼけっとナビを入れていますが、ごみの日の前の日とかに、あしたごみの日ですよとか、そういった通知が来たりとか、あとは今これからこういうことをイベントやりますとか、採用情報とか、そういったところも流れてきますので、そういった中でこういった電子申請ありますとか、申請受付しておりますとか、そういったところをプッシュ通知で通知していただくと、もうちょっと使ってもらえる方が増えるのではないのかなというふうに思っております。

マイナンバーカードを使うものも、今年3月から始まったばかりということで、なかなかまだまだ進んでいないのが現状だと思いますけれども、オンライン申請していただくことで、先ほども市長のほうから御答弁ありましたけれども、市の方々の業務の改善が図られると思いますけれども、現在、各課での電子申請の対応などはどの程度なされているのか、お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来、繰り返しになるわけですが、国が提供するびったりサービスについては、子育てに関する申請サービスの開始が今年の3月からであったことで、まだ市民の皆様には情報が十分行き届いていないこと、国のシステムに登録している電子サービスについては入力していただく項目が多いもの、さらにはたくさんの書類を添付していただかな

ければならないことなど、大変入力の煩わしさもあって利用が進んでいない状況でございます。

また、市職員においても、このシステムへの理解が十分とは言えずに、電子申請の案内を積極的に行えていないということもその一因かというふうに考えているところでございます。

宣伝になりますけれども、市が独自に行っている電子申請によるコロナワクチン接種の申込みというのは、接種番号や生年月日に加えて、名前や接種希望日など簡単な情報のみを入力する仕組みになっているところであります。そういったことから利用が進んでいるということにもなるかと思っておりますので、こうした点を踏まえると、申請しなければならない書類なども含めた電子化を進めるということと、要件を絞った入力項目にするなどの工夫が必要でありますし、そういうことを実現していくには、先ほど申しましたが、関係各所への要望も必要であるというふうに考えているところであります。

いずれにしても、国のシステムを利用する電子申請というのは、窓口では免許証などにより行っていた本人確認の作業が、マイナンバーカードを活用することにより省略できるということ、また電子化されていることにより申請後の処理が大変図られやすいという多くのメリットがあるわけであります。そうしたことから考えると、市民の生活スタイルが大きく変わって、ニーズも多様化している中でありますので、また市職員の人的リソースは限られているわけありますので、各職場における電子化は欠かせないというふうに考えているところであります。

今後も、電子申請の拡大というものをより一層進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

行政の側から電子化のほうをぜひということで市民の皆様をお願いすることは結構あるんで

すけれども、それを受け取る側が対応できていなければ、やっぱり市民の皆様にも幾ら言ったところで結局意味はないのかなというふうに思いますので、やはり職員の方々のそういったところの事務の簡略化につながりますので、ぜひ皆様のほうからもデジタル化に向けて各課で準備を進めていただけたらうれしく思います。

先ほど、市長のほうからも答弁があったぴったりサービスのほうだと、添付書類があるということで、実は私も非常に困ったところがありましたので、1つ例として挙げさせていただきましたけれども、子供の現況届が電子申請でできるということで、じゃあマイナンバーカードを使って私も一回やってみようと思ひまして試してみました。

しかし、やってみると、ここはどうしたらいいのかなのかなというところがありました。それは、就労証明書、いわゆる家庭外就労のものと、それから就労申告書、家庭内就労の添付書類のところでした。スマートフォンで申請することを想定されていて、スマホでマイナンバーカードを読み取って入力を進めていくわけですけれども、就労証明書や就労申告書は親の就労を証明するものですので、就職先の記入が必要となります。会社からの記入が必要なものをどうやって電子申請だけにするのか、私にはちょっと分からなかったのです。

家にパソコンやプリンターがなく、スマホしか持っていない御家庭も多いわけですけれども、印刷しないといけない書類があるようであれば、結局はオンラインのみでの申請ができないのではないのかなというところでございます。そこはやっぱり政府がマイナンバーカードを使って便利にしたいというのは分かるのですけれども、オンラインのみで申請ができないのであれば、便利になったとはちょっと感じないかなというふうに思いました。

先ほどの答弁からもありましたけれども、や

っぱりこの部分は寒河江市だけで改善できるものではございませんので、国に対して、デジタル化を国民にお願いするのであればそれ相応の対応をしていただきたいということで、改めてこちらからも強く要望していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以前の山形新聞にこのような記事が載っていました。見出しは「デジタルで子育て推進」です。一部抜粋いたします。「河野太郎担当相は、自治体などへの申請手続のデジタル化を急ぐ考えを強調した。今子育てをしている方にメリットがあるようなスピードでやらないといけないと語った。子育て関連の申請書類は、児童手当や出産一時金など多岐にわたり、手書きでの記入を求められるものも多い。子供と接する部分を手厚くしなければならないのに、事務作業が保護者の負担になっていると指摘した」と書いてありました。

手続の簡略化は、我々保護者だけでなく、先ほども申しましたが、保育施設の先生、そして行政の職員の皆様の効率化にもなります。せっかくよいサービスを提供しているのに、伝わらなければ、ないものと同じになってしまいます。

以前、友人からこんなことを聞かれました。市に提出しなければならない書類があるが、平日の日中は忙しくて時間が取れない。休日でも申請したりできないのかと。市民生活課にそのことを話したところ、日曜日の午前中に市役所が開いていると教えていただきました。ホームページにも記載されていましたが、私が聞いた限りですけれども、残念ながらほとんどの方に、日曜日に市役所が開いていることを知らなかったと言われてしまいました。なかなかホームページを見に行ってもらえないのが現状のようです。

情報を求める側も、自分で探す努力も必要かと思いますが、提供側でももっとお知らせする必要があるように感じました。ぜひ先ほど申し

たプッシュ機能のあるぽけっとナビや公式LINEアカウントを使っただけたらというふうに思います。

デジタル戦術の最後の柱には、産業におけるDXとあります。デジタル技術を活用して、農業、商業、工業、それぞれで生産性の向上や新たな価値の創造もできることがあれば、地元の事業者にとっても大変ありがたいことだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、項目の中に電子ポイントによる経済活性化との記述がございました。ボランティアポイントなどの導入により、市民の市事業への参画を促すとともに、ボランティア活動などの意識醸成を図るとあります。電子ポイントを発展し、デジタル地域通貨の導入に向けた検討を行ってまいりますと記載がありましたが、導入についての現状の見通しをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市におきましては、コロナ禍による経済への影響の低減、それから最近の物価高騰による市民生活支援や市内での消費喚起を図るために、電子商品券、チェリンPayを導入して運用を図ってきたわけでございます。

このチェリンPayについては、コロナ禍における人と人との接触の機会を減らし、また決済におけるキャッシュレス化が図られたことなどもあって、おおむね好評であったのかなというふうに思っております。

このチェリンPayは事業期間が数か月であることから、商品券の有効期間も数か月と短く、地域通貨としての機能にはいま一步であったというふうにも思いますので、この有効期限を延長すること、さらに、市行政のみならず、市内全体として取組の輪を今以上に広げていかなければならないのではないかとこのように考えております。

地域通貨としての機能を持たせるためには、こうした課題を解決していく必要があるというふうに思っております。

一方、今年12月からスマートフォンアプリを利用した高齢者の認知症及び介護予防事業を開始したところでございます。このアプリは、脳にいいアプリというふうなわけでありませけれども、アプリに参加して設定した目標を達成するとポイントがもらえる仕組みになっております。今年度、このポイントは一定額に達すると商品券と交換することになっております。12月から、年度途中からですから、そういうふうな考えているわけでありませけれども、来年度はチェリンP a yのポイントに交換して活用していければというふうな考えております。

さらに、市が給付しているいろんな補助制度などの給付手段の一つとしてチェリンP a yも加えていくこと、さらに、御指摘ありましたが、市が実施している事業にボランティアとして参加した際に活動参加ポイントなどとして付与すること、さらにそこで得たポイントを小売店などで支払いに使えるようにしていくことなども視野に入れて取り組んでいきたいというふうな考えているところであります。

そして、このチェリンP a yを活用したポイントを市内小売店などの事業者の方からも参加していただいて、この事業を拡大、展開していくことによって、市内での消費活動の増進とキャッシュフローの市内循環の強化が図れるのではないかと考えております。

こうした取組を進めていくことによって、キャッシュレスの推進、さらには市事業への市民の参加を促すきっかけになっていくのではないかと大いに期待していきたいというふうな考えているところでございます。

○柏倉信一議長 野口議員。

○野口康一郎議員 ありがとうございます。

チェリンP a yの有効期限が延長されたりと

か、そういったことを今後していただけるのであれば、大変私としてもうれしいことかなと思いますし、市内で仕事をしている事業者にとりましても、これからもっと利用していただけるということは、大変経済を回す上でも非常に大事なことかと思っておりますので、大変ありがたいことかなというふうに思います。

ほかのところでもデジタル地域通貨というのはいろいろどうやらやっているようですし、ちょっと調べてみたところ、飛騨高山でできるぼぼコインというものとか、あとはニセコ町ではe u m oというものを使っておられるようでした。こちらは、ふるさと納税の返礼品とか、そういったことでもどうやら使われたりとか、今様々な可能性があるのかなというふうに思います。

近くでは、長井市でながいコインという地域通貨を採用しているようでございました。先月まで、謎解きウォーキングツアー i n長井として、地域のにぎわいをつくるイベントも開催されているようでございました。

デジタル地域通貨には様々な課題もあると認識しています。しかし、寒河江市をよくする可能性は決して小さくないというふうに考えます。

こちらは、先ほども介護予防とか、そういったところもありませけれども、チェリンP a yに付与するポイントに、例えば住民アンケートとかそういったものも実施して、回答者の方に地域通貨を付与してあげるなんてこともすれば、地域の皆様の声を集めることもできますし、それを行政のサービスに反映することもできますし、行政コストの削減も期待できるのではないかと私は考えます。先ほど答弁ありませ、既に想定されているボランティア活動とか、健康増進活動と結びつけて、市民の皆様の行動変容を促すことができるかもしれません。

デジタル技術を使った行政サービスが市民の皆様にとって身近になることを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号8番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号8番、医療的ケア児について質問させていただきます。

2016年に成立した児童福祉法の改正案で、各省庁及び地方自治体は、医療的ケア児への支援の努力義務を負うことになりました。そして、2021年9月、医療的ケア児支援法が施行されました。これは医療的ケア児を法律上できちんと定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。よって、各省庁及び地方自治体は、医療的ケア児への支援に対して責務としての政策を進めていかなければなりません。

この法律は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的でつくられました。

本市としても、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子供を産み育てることができる社会を目指しているわけでありますから、この法律の制定によって本市の医療的ケア児への支援がどう前進していくのか、お伺いします。

まずは、本市の医療的ケア児の現状として、人数と通園、就学などの状況をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員から、医療的ケア児について御質問いただきましたが、医療的ケア児というのは、日常生活及び社会生活を営むために医療的なケア、例えば人工呼吸器による呼吸管理や喀痰の吸引など、日常的に医療行為を受けることが不可欠である児童をいうわけであ

りますが、現在、寒河江市の医療的ケア児の方は9名となっております。

このうち山形養護学校に通学している児童が4名、山形養護学校から教師が派遣されて週2回、1回につき1時間の訪問教育を受けている児童が2名となっているところであります。

市内の小中学校に就学している医療的ケア児はおりません。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ケア児が9名で、通学が4名、派遣が2名。やはり通学できている子供は半分にも満たないようで、養護学校のある山形市まで毎日送り迎えをするというのはすごく大変なことだと思います。仕事を持っている方なら、なおさらでしょう。そういった状況の方は、必然的に施設を利用する形になります。

そこで次に、施設利用回数についてお伺いいたします。施設を利用する保護者の方より、もう少しだけでいいので施設を利用したい、何度か申請はしているのだが通らないとのお声をいただいております。そういった施設の利用回数は、国の基準にのっとり各自自治体で決めているとお聞きしました。審査は、いろいろな状況や条件など、多くのことを総合的に判断して行っているかと思いますが、本市ではどういった基準で利用回数を決めるようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国におきましては、障がい児通所施設の月ごとの通所日数の上限を、毎月の日数から8日を控除した23日と定めているわけがあります。本市におきましても、国の基準に沿って行っているところでございます。

相談支援の専門員は、保護者の方と相談しながら、月23日を上限とした計画書を作成して、それに基づいて市が通所日数を決定しているわけですが、利用希望者が年々増加している状況で、施設に空きがなくて、望んだ日数の

利用がかなわなくなっている状況が見られるということでもあります。

どうすればそうした要望に応えられるか、これは今後検討していかなければならないというふうを考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 施設の状況もあると思いますので、そちらのほうの対応もこれからの課題かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

レスパイトケアという言葉があります。レスパイトとは休息のことで、レスパイトケアは養育や介護をする家族が一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援となります。

医療的ケア児の場合、保護者は子供の入院中に医療的ケアの手技を教わり、習得します。在宅での生活では、保護者が中心になって子供のケアを行います。医療行為は、法律によって家族と医療者しか対応することができません。特定の研修を受けると、一部のケアは医療者以外も実施可能にはなりますが、まだまだ担い手は十分ではない状況かと思っております。そのため、保護者が子供から離れられないケースが多く、レスパイトケアのニーズは高まっております。

医療的ケア児支援法は、正式には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律でありますので、家族への支援も責務になっております。

その中で、そういったレスパイトケアの要素も含めた施設の利用を認めるなど、介護者である保護者への配慮も必要かと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど月光議員からもありましたが、現在本市にある医療的ケアを必要とする児童の受入れ可能な施設の話がありましたが、御案内のとおり山岸町にあるぽけっとぴーすの森、1か所でございます。

この施設では、1歳以上の未就学児や小学生から高校生までの就学児を対象にして、児童発達支援や放課後等デイサービスの提供が行われているわけでありましたが、こうした施設があることで、医療的ケア児を抱える家族の精神的または肉体的負担、疲労の軽減に大いにつながっているというふうにも考えているところでございます。

また、医療的ケア児に対する支援策としては、訪問看護事業者が医療的ケア児の元を訪れて看護等を行ったり、病院の受診に同行したりするなどの看護サービスなどがございますけれども、今後、御指摘の点なども十分考慮して、看護する御家族の負担軽減策などについても十分検討する必要があるというふうにも考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひ検討をお願いいたします。ぽけっとぴーすさんのほうに確認しましたら、そういった状況であれば受け入れることは可能だと申し添えておりましたので、ぜひ検討していただければと思います。

次に、通園通学手段についてお聞きします。

先ほども言いましたけれども、学校のある山形市まで毎日送り迎えをするというのは保護者にとってはかなり大変なことでございます。それができずに、学校に通わせるのを諦めている保護者もいると聞いております。

医療的ケア児の通園や通学については、介護タクシー等に看護師等が同乗し、児童生徒等の医療的ケアを実施することが必要になってくるかと思っております。今、全国的に自治体による支援事業が行われ始めております。

そこで、本市のこれからの医療的ケア児の通園通学支援へのお考えをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申し上げましたが、本市の医療的ケア児のうち、山形養

護学校に通学している児童が4名、山形養護学校から教師が派遣されて訪問教育を受けている児童が2名ということでもあります。

訪問教育を行っている児童については、主治医が、通学する際の児童の体調や感染リスクなどを考慮して、保護者と相談の上決定していると伺っているところでございます。

医療的ケア児の中には、人工呼吸器や経管栄養の管理、喀たん吸引の実施など、家族や医療従事者が日常的にケアを行わなければならない児童がいるわけでもあります。また一方で、医療的ケアを必要としながらも、集団生活を送ることができる児童もいるわけでもあります。

今後、医療的ケア児が未就学期には通園や通所が、そして就学期には学校への通学が可能となるよう、様々な利用者のニーズを踏まえた日常生活における切れ目のない支援というものを提供していく必要があるというふうに考えておりますので、市としても通学、そして通園に対する支援方法などを検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり保護者としては、子供を学校に通わせたいという思いが強いようです。本来であればですけれども、これはちょっと難しい話ですけれども、寒河江市にそういった学校があればいい、それが理想なんです、なかなかそういうわけにもいきませんので、せめてその通学の支援だけでもお願いしたいとお声がありましたので、よろしく願いいたします。

では次に、同年代との交流についてお聞きします。

先日、市内の小学校で児童と医療的ケア児が交流する催しが行われたと聞きました。とてもすばらしい取組だと考えます。

では、本市ではこういった医療的ケア児との交流などは現状どのような形で行っているのか、特別支援学校の児童との交流なども含めてお伺

いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 同年代との交流の現状についてお答え申し上げます。

小中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の解説総則編では、学校相互間の連携や交流の下、障がいのある幼児、児童、生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが求められています。

このことから、山形県では平成29年4月に交流及び共同学習の推進に向けたリーフレットを作成し、全ての学校における積極的な取組の一層の推進を図っているところでございます。

交流及び共同学習の実施の仕方としては、特別支援学校に通う子供たちが居住する地域の小中学校の子供たちと交流する居住地校交流、それから特別支援学校が幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等と交流する学校間交流などがあります。

特に、居住地校交流を実施する場合は、特別支援学校が、障がいのある子供本人や保護者の希望を受けて、狙いや手だてを共通理解した上で、本人の体調を踏まえながら回数や実施方法を慎重に検討します。そして、交流の時期や回数、時間は、本人の状況を考慮して、無理なく効果が期待できるように計画することが重要でありまして、本人の状況によっては交流を実施できないというふうな場合もあるようです。

その後、特別支援学校が交流先の学校と調整を図りまして、具体的内容や実施日時等を決め、当日の実施といった流れになります。

寒河江市では、医療的ケア児のほかにも、知的障がいや聴覚障がいを持つ子供たちとの交流を、1回につき一、二時間程度、年間一、二回、居住している学区の小学校にて実施をしております。音楽や体育、レクリエーション的な活動など、障がいのある子供の実態に合わせた交流

を実施しながら、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを体験的に学んでおります。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** インクルーシブな世の中をつくるには、やはり相互理解です。理解をしていないと、どちらかが傷ついてしまったり、そういったことが起こり得ることがあると思いますので、理解をするということはすごく重要なことだと思います。

それに関連しまして、次の質問をさせていただきます。

こういった催しは、保護者の方にとって、医療的ケア児である自分の子供が社会に受け入れられているという事実と取れるのではないのでしょうか。保護者の方はとても喜んでいらしゃったとのことですか。

しかし、やはり実施前はかなり不安もあったようです。相手はまだ小学生ですので、ストレートな言葉を投げかけられるのではないかと、ちゃんと自分の子が受け入れてもらえるのだろうか。こういった保護者の不安を少しでも軽減するために、交流前の障がいを持つ子供や医療的ケア児に対しての理解を深める事前学習は、必ず必要になってくるかと私は考えます。

先日行われた市内の小学校での交流では、事前のそういった形式ばった授業のようなものは、そういったものはなかったと聞いておりますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今、議員御指摘ありましたように、事前学習については、本当にとっても大事なことであるというふうに思います。

実際、小中学校の道徳や総合的な学習時間等で、障がいの特性を理解する学習などを行っているところでございます。

また、今月は山形県障がい者差別解消強化月

間に位置づけられておりますが、学童期から障がいや障がいのある方々に対する理解を深めるために、県で作成した、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるための手引というものを小学3年生に配付しております。ここに実物がありますが〔資料を示す〕、絵なども入れながら、3年生にも分かりやすいような内容になっています。

これには、障がいを理由とする差別の事例とか、障がいがある人への必要な心配りの事例などが載っております、障がいのある人への配慮ある行動に結びつくものと思っております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、今のリーフレット、ちょっと私も初めて見させていただいて、小学校3年生にお配りしていると。なかなかちょっと難しそうな感じで今お見受けしたので、ぜひ漫画とかで作っていただけるともっと分かりやすいかと思っておりますので、お願いいたします。

次に、法律が施行され、医療的ケア児への支援が責務となった現在において、同年代との交流について、これからの取組をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 障がいのある子供さんの交流及び共同学習については、先ほど申し上げたとおり、障がいのある子供さんが在籍する特別支援学校が、本人と保護者の希望を受けて、狙いや手だてを共通理解した上で、本人の体調を踏まえながら回数や実施方法を慎重に検討することが前提となります。

教育委員会としましては、特別支援学校から交流の依頼を受けた際には、これまでと同様、積極的に受け入れていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ぜひこちら側からのアクションもお考えいただいて、やはり交流があったほう



が相互理解も深まると思いますので、どうか検討をよろしくお願いいたします。

次に、一緒に学び通える環境についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、保護者の最終的な望みは、一般の児童と共に、同じ幼稚園や保育園、学校に通わせてあげたいというものであります。

法律の施行により、各自治体は保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、学校などなどでの医療的ケア児の受入れに向けて支援体制を拡充する責務を負いました。

具体的には、各自治体は医療的ケア児が家族の付添いなしで希望する施設に通えるように、保健師、助産師、看護師や准看護師、またはたんの吸引等を行うことができる保育士や保育教諭、介護福祉士等の配置を行う必要があります。

しかし、実際問題、医療的ケア児が幼稚園や保育園等への入園、学童への通所、小中学校へ就学することを希望する場合、ハード、ソフト両面から医療的ケア児への理解や対応、看護師、介助員、介護ヘルパー等の人材の問題など、多くの課題があると思いますが、現在の各施設の受入れ体制の状況をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問にもありましたように、施設の状況でありますとか、人材の確保など、市内の幼稚園や保育所、小中学校などにおいては、医療的ケア児の受入れ体制は十分に整っているとは言い難い状況にあらうかというふうに思います。

医療的ケアが必要な児童生徒につきましては、先ほど申し上げましたけれども、就学前の保護者との面談でありますとか、市内小中学校や特別支援学校の見学、就学に係る教育相談などの結果、市内小中学校に就学している児童生徒はいないわけであります。

そして、現在、市内において医療的ケア児が利用できるサービスとしては、先ほど申し上げましたが、特別非営利活動法人ぽけっとぴーすが令和2年4月から、しょうがい児者通所支援事業所ぽけっとぴーすの森において、児童発達支援や放課後等デイサービス事業を運営、実施をしているわけであります。

このぽけっとぴーすの森では、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアは常勤の看護師が対応して、一人一人のそしゃく機能や嚥下機能に合わせた介護食の提供も行っております。

具体的には、児童発達支援として、1歳以上の未就学児の方については、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練に必要な支援が行われております。

また、放課後等デイサービスとして、小学生から高校生までの就学児については、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの支援が行われているところであります。

現在、利用している寒河江市内の医療的ケア児の方は6名となっているところでございます。

以上であります。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 今現在、全国の幼稚園、小中高등학교に在籍する医療的ケア児の数としては、令和3年度で1,783人、令和4年度で2,130人となっております。内訳としては、幼稚園が253園、小学校が1,333校、中学校が240校、高等学校が52校となっております。

県内のほかの自治体にも、こども園で受入れを開始したりと動きが出てきております。

そこで、本市のこれからのお考えを、将来的に受入れ可能な状況を目指していくのか、お聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私から、児のほうでお答えを申し上げたいと思いますが、寒河江市では現在、なか保育所に看護師3名を配置して病後児保育

を実施しているわけでありますが、隣接して小児科診療所、鬼海小児科がありますので、そこでは病児保育を行っておりますので、医療的ケア児を受け入れることは可能であります。

そういったことから、基幹保育所であるなか保育所に医療的ケア児の受入れ体制というものを整備して、受入れガイドラインを作成して、課題を解決しながら、入所希望があった際には柔軟に対応できるよう整備を進めていかなければならない、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 教育委員会としましては、これまでも医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れるために、例えば昇降口へのスロープの設置やベッドの購入、トイレの整備など学校設備の準備や、医療行為が必要となる場合がありますので、看護師資格を有する人材の確保を必要に応じて行ってまいりました。

今後につきましても、これまで行ってきたハード面、ソフト面の整備のほか、子育て推進課と連携した医療的ケアガイドラインの作成や、関係機関との連携の強化等、体制を整備し、就学後も切れ目なく医療的ケア児の支援を実施できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 前向きな御答弁ありがとうございます。この問題に関しては、いろんな担当課の方が関わってくるかと思っておりますので、ぜひ横の連携も強化していただいて、御対応していただければと思います。

次に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの方がいますが、業務が多岐にわたり、少人数で多くの業務を抱えている状況のようです。

そして、この方たちはとても重要なポジションですので、医療的ケア児とその保護者のため

にも、今のコーディネーターさんの負担軽減のためにも、増員するのが妥当だと考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 医療的ケア児等コーディネーターの方は、医療的ケア児やその家族に必要なサービスを総合的に調整しながら、包括的に支援する役割を担っているところでありますが、現在、寒河江市には医療的ケア児等コーディネーターの方は2名いらっしゃいますが、総合支援専門員の業務に従事しながら、このコーディネーターとしての役割も担っておりますので、多くの業務を抱えて大変御苦労なさっているというふうにも伺っているところであります。

この医療的ケア児の支援については、出産直後から関わりが求められて、未就学期、それから就学期を経て、成人期になった後にも支援や相談を継続していく必要があるというふうになります。このため、行政や民間団体との連携、さらには連絡調整が必要となってまいります。

そういう意味で、このコーディネーターの方の果たす役割というのは大変大きく、また知識や技術を習得していかなければならない。そういう意味で養成研修なども受講していただく必要がありますが、できれば増員していくように、何とかいろんな形で支援できればというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ぜひ御検討をお願いいたします。とても本当に重要なポジションの方で、行政のほうの方に対しても、保護者、医療的ケア児に関しても、とても重要な方なので、ぜひよろしくをお願いいたします。

今回の医療的ケア児支援法の制定によって発生した事業の多くは、地方自治体が主体となって進める事業となるため、最終的な判断は自治体に委ねられています。きちんと自治体で支援制度を整備していくためには、これからも議会

で活発に議論を重ねていく必要があります。

インクルーシブな子育て環境を実現するためにも、市民一人一人の声に耳を傾け、日々精進し、一步ずつ前進していくことが大切であることを申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

散 会 午後2時23分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和5年12月8日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
10番	渡 邊 賢 一	議員	11番	伊 藤 正 彦	議員
12番	古 沢 清 志	議員	13番	太 田 芳 彦	議員
14番	沖 津 一 博	議員	15番	荒 木 春 吉	議員
16番	阿 部 清	議員			

○欠席議員（1名）

9番 後 藤 健 一 郎 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
小 泉 尚	財 政 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
山 田 良 一	さ くら ン ぼ 観 光 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長		

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第3号 第4回定例会  
 令和5年12月8日(金) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、9番後藤健一郎議員であります。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和5年12月8日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	寒河江市美術館及び郷土館の現状と今後の運営について	(1) 寒河江市美術館及び郷土館の活用状況について (2) 郷土館の入館料について (3) 美術館で所蔵している美術品の現状について (4) 各種文化・芸術作品の鑑賞場所・機会の拡大等について	11番 伊藤正彦	教 育 長
10	寒河江市消防団の現状と今後の充実策について	(1) 消防団ビジョン策定後の入退団による充足率の変化について (2) 広報活動の成果について (3) 消防団協力事業所表示制度推進の成果について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(4) 機能別消防団員(分団)制度の本市への導入について		
1 1	休牧中の葉山高原牧場の活用策について	(1) 葉山高原牧場の現状と課題について	2 番 佐藤政人	市 長  教 育 長
1 2	「さがえ未来コンソーシアム」について	(2) カーボン・クレジットを活用した取組の推進について さがえ未来コンソーシアムの現状と今後の取組について		
1 3	ワクチン接種について	(1) 肺炎球菌ワクチンについて ア 本市の肺炎患者の状況について イ 2回目以降のワクチン接種の助成について (2) 子宮頸がんワクチンについて ア キャッチアップ接種に対する市長の考え方を伺う イ 接種率は低いと感じられるが、接種率の伸び悩みは何が原因と考えられるか ウ キャッチアップ接種最終年度に最終期限を知らせる周知や啓発について (3) コロナワクチンについて ア コロナワクチン接種の今後の接種継続について イ 感染後の後遺症に悩んでいる人の対応はどうしているか	1 2 番 古沢清志	市 長
1 4	婚活について	(1) 成果連動型民間委託契約の目的について (2) 今年度の事業内容について (3) 事業の周知について (4) 婚活コーディネーターについて	1 6 番 阿部清	市 長  市 長
1 5	インバウンドについて	(1) 観光振興計画でのインバウンドについて (2) 現地エージェントへの働きかけについて		

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) インバウンドに関する広域連携について		
16	子供の権利条例	(1) 基本的な考え方 (2) 本市施策への反映度	15番 荒木春吉	市長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

### 伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番、10番について、11番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 おはようございます。寒政クラブの伊藤正彦でございます。

最近のウクライナ情勢やイスラエル情勢を見るにつけ、こうも簡単に戦争が起きてしまうものなのだと、元自衛官の私としても愕然としております。何の罪もない住民や子供さんたちが銃弾にさらされている状況を見るにつけ、胸が痛みます。民族対立や宗教が戦争を起こした事例は過去にも多々ありますが、まさにこれが現実なのだと思います。本当に、一民族一国家の日本に生まれ育ってよかったなと思います。

翻って、我が国を取り巻く安全保障環境も依然として厳しいものがあり、核兵器保有3か国の動向、すなわち、北朝鮮の通告時期以前の軍事偵察衛星の打ち上げや度重なる弾道ミサイルの発射、我が国周辺空海域でのロシア、中国の動向を見るにつけ、日米安保を基調とした我が国の防衛力整備の必要性を痛感いたします。一日も早い紛争の解決を祈念してやみません。

では、質問に入ります。

まず、通告番号9番、寒河江市美術館及び郷土館の現状と今後の運営について質問いたします。

寒河江市には、フローラ・SAGAEに市美術館があり、長岡山のさくらの丘には郷土館が

あります。

美術館は、日本画の人気作家として国内外で活躍されている郷間正観画伯からの絵画寄贈を契機に、市民の芸術活動発表の場として優れた芸術作品の観覧機会を提供し、芸術文化の振興、さらには中心市街地の活性化を目指して、平成20年11月2日に、フローラ・SAGAE3階に開館したものです。郷間画伯の寄贈作品をはじめ、郷間画伯コレクションを常設展示するとともに、郷土ゆかりの芸術作品展や、市民ギャラリーとして市内の美術団体の展示や趣向を凝らした企画展を開催していますとホームページに説明されております。5日号の市報には、開館15周年の記事が掲載されておりました。

一方、郷土館西村山郡役所は、山形県指定有形文化財の擬洋風建築、旧西村山郡役所、旧西村山郡会議事堂に、民具、考古資料、古写真などの郷土資料を展示しており、随時の展示会も開催しております。常設の展示会及び随時の各種展示会等は、両方で実施されています。

市報5日号には、明日から26日まで地区公民館活動写真展の開催及び29日から1月4日までの「音と光のファンタジア アート展」開催の記事が掲載されておりましたが、まず、美術館と郷土館の活用状況についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 おはようございます。

美術館につきましては、ただいまお話がありましたとおり、平成20年度にオープンし、今年度で15周年を迎えたところです。

美術館の活用状況については、令和4年度の



実績としましては、特別企画展としてアートツリーやまがたvol. 11、また企画展として鬼海弘雄写真展「ポルトガル、マルタ」や色鉛筆画家・音海はる展2など、こういった催物を5回、そして市社会教育団体に加盟する団体による展示会が6回、その他、市総合文化祭や各地区公民館活動写真展等の展示を3回、合計で15回の展示会を行っております。

令和4年度における入館者数は1万773人となっており、コロナ禍で入館者が減少していたわけですが、近年では最大の入館者数となりました。

また、郷土館につきましては、市街地にあった旧西村山郡役所と、かつてその敷地内にあった旧西村山郡会議事堂を現在の長岡山寒河江公園内に移築し、昭和59年度に正式オープンしたものであり、令和6年度に開館40周年を迎えるところです。

活用状況ですが、山形県指定文化財である建物の公開を主軸としているというわけですが、旧西村山郡役所では郡政時代の西村山の政治や経済、文化をテーマに生活用品や農機具なども展示しており、当時の人々の暮らしをしのぶこともできます。

旧西村山郡会議事堂では、市内をはじめ、西村山郡内で出土した縄文土器や石器などの考古資料を展示しており、原始・古代・中世の歴史文化を学ぶことができます。市内小中学校の校外学習等、多くの皆さんの郷土学習にも役立てていただいております。

さらには、毎年秋に郷土館特別展を開催しております。今年度は、「地名を歩く～宇井啓の仕事から～」をテーマに市内の地名や歴史を紹介しました。寒河江市の歴史文化に関するテーマの特別展は市民の関心が高く、毎年多くの方に来ていただいているところであります。

以上のとおり、美術館は、市内の芸術文化団体等をはじめ、多くの芸術文化作品の発表の場

であるとともに、優れた芸術文化作品等に触れる場として、また、郷土館は、郷土の歴史や文化を発信するとともに、歴史を含めた郷土学習の場として活用しているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 次に、来年40周年を迎えるという郷土館について伺います。

郷土館周辺は、さくらの丘として花見の時期には多くの方が訪れます。郷土館西側には、寒河江「慈恩寺稚児桜」を守る会が植樹、寄贈した慈恩寺稚児桜7本もあり、5月の連休明けまで花見が楽しめるところです。

郷土館は、現在、大人100円、子供50円の入館料を徴収しています。高価な美術品等を鑑賞できる美術館が無料で郷土館が有料というのは、歴史物の価値が低いとは言いませんが、逆のような気がいたします。

郷土館も無料にして、市民はじめ来訪者が気軽に鑑賞できるようにすべきと考えますが、過去5年間の入館者数及び入館料はどういう状況でしょうか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 寒河江市都市公園条例において定められている郷土館の使用料、いわゆる入館料につきましては、今お話ありましたとおり、15歳以上の個人は100円、6歳以上15歳未満の個人は50円、30人以上の団体で15歳以上は50円、6歳以上15歳未満は20円とし、個人・団体ともに6歳未満は無料としているところであります。

過去5年間の入館状況ですが、平成30年度の入館者数は1,882人で、入館料収入は2万7,750円、令和元年度は1,942人で3万450円、その後、コロナ禍の影響もあり、令和2年度は597人で2万5,250円、令和3年度は536人で2万5,700円、令和4年度につきましては、1,515人で3万4,050円でした。

入館者の内訳を見ますと、入館料が減免

となる校外学習や、市または市教育委員会等の主催事業に係る無料期間での入館者が多く占めており、令和4年度については入館者1,515人のうち1,166人、約77%となっております。こうしたことから、全体の入館者数と比較すると、入館料収入としては低い額となっております。

こうした現状でもございますので、より多くの皆様に見ていただけますように、郷土館の入館料の無料化につきましても検討していきたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** コロナの影響もあって、その期間は少なかったようではございますけれども、入館料の現状を見ますと2万円台から3万円台ということですので、その間、いろんな無料での公開もしているというお話ですので、ぜひ、誰がいつ行っても気軽に入れるという形で、条例改正も含めて無料の方向で検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、市美術館が所蔵、管理する美術品について伺います。

寄附受け等による所蔵美術品が多数あるという話を聞いたことがあります、美術館ではどれだけの美術品を所蔵、管理しているのか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 市が購入または寄附を受けて美術館が管理している美術品としては、絵画等が103点、彫刻や工芸・版画などが27点、合計130点の作品があり、寄附については27名の方々によるものです。

これらの美術品は、美術館と同じフローラ・SAGAE 3階のフロアにある収蔵庫に保管している状況であります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 常日頃から、図書館や学校等、いろいろなところに展示されているものは効果を発揮していると言えらると思えますけれども、

今お伺いしたその130点と所蔵、管理している美術品については、ただ所蔵、管理しているだけでは効果を発揮していないというふうに言えるのではないかと思います。

市内外の多くの方に見ていただくことで価値が上がるのではないかと思いますけれども、所蔵・管理美術品の活用状況について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 美術品の活用状況については、平成30年度から令和4年度までの過去5年間で約20点から30点ほどの作品の展示会を合計8回開催しております。

開催期間の季節に合わせた作品を選出し、展示することで、平成30年度は2回の開催で来館者988名、令和元年度は1回の開催で226名、令和2年度は2回の開催で465名、令和3年度は1回の開催で175名、令和4年度は1回の開催で134名の方々より御鑑賞をいただき、好評を得たところでございます。

今後におきましても、御寄贈いただいた美術品の展示会を継続して開催していくことで、より多くの方々に御鑑賞いただけますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ホームページには、次のように載っています。

「寒河江市は、芸術文化の振興に力を注いでいます。寒河江市美術館を拠点に、JR寒河江駅自由通路のステーションギャラリーから駅前広場のモニュメントやまちなかにあるブロンズ像、さらに黒川紀章先生設計の市庁舎、岡本太郎先生の「生誕」、市立図書館内「安孫子荻聲ギャラリー」と、芸術と都市施設が融合した都市空間もご覧ください」とホームページにあります。

先ほどの答弁によりますと、所蔵品が多くあるようですので、これらの作品をただ保管しておくだけではもったいないと思えます。多くの

人に鑑賞してもらってこそ作品の価値が上がるというもの、見てもらって何ぼではないかと思えます。

本当は、「立派な市立美術館を建てたらどうですか」と言いたいところですがけれども、これから学校とか築50年たとうとする箱物を整備しなければならないという状況で、それを申し上げるつもりはありません。ただ、美術館、郷土館を主体としているいろんな場所を活用して、所蔵品を含めた優れた芸術作品や歴史物等価値のあるものを市内外の多くの方に観覧していただく機会や場所を拡大等するための方策を考える必要はあるのではないかと思います。

当局として、観覧場所や機会の拡大について、考えていることがあればお願いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 芸術文化を通して豊かな心を育むことは、全ての人が生き生きと生活するための原動力であり、潤いと活気あふれる地域社会をつくることにつながります。

そして、優れた芸術文化に触れる機会を通して、多くの市民が潤いと安らぎのある生活を送るとともに、自らの感性を磨き、芸術文化活動に関わるきっかけとすることで、元気なまちづくりが推進されるものと考えております。

今お話ありましたように、市内には黒川紀章氏設計の国登録有形文化財である市役所庁舎や岡本太郎氏の「生誕」をはじめ、美術館を拠点として、図書館やハートフルセンター、文化センターなど多くの市の施設等に絵画やモニュメント、ブロンズ像など多数の作品を展示しており、新第6次振興計画にあります「芸術文化に親しむまちづくり」を推進しているところであります。

今後におきましても、芸術文化作品の展示拠点である市美術館を中心として、ほかの公共施設等と連携を図りながら、美術館が管理している作品を含めた多彩な芸術文化作品の鑑賞機会

を拡充するとともに、ワークショップ等の芸術文化体験事業の充実を進め、併せて、様々な芸術文化活動に取り組む市民に、その成果を発表する機会等を広く提供してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 先ほどの答弁では、市美術館、年間1万人という数でしたので、結構な方が来られているんだなという印象を受けました。

私は、芸術とか歴史的な見識は持ち合わせておりませんので、詳しいことは申し上げられませんが、先ほど申し上げたとおり、いろんな作品は見てもらって何ぼということなんだろうと思います。ぜひ多くの方に見て楽しんでいただけるような形で、美術館を主体としてという形になると思いますけれども、整備していく方向で考えていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、通告番号10番、消防団の現状と今後の充実策について質問いたします。

地域防災の中核である消防団は、団員数が全国で年々減少し、全国で200万人いた消防団員も今では81万人となり、このままでは地域の防災体制に支障をもたらすことになると憂慮されています。

本市では、近年の人口減少や社会情勢の変化等を捉え、昨年11月に消防団ビジョンを策定しました。この中で、消防団の目指すべき将来像として、市民が安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、地域とコミュニケーションを図り、より災害対応力のある、市民に信頼され期待される消防団を目指してまいります。

私は、消防団は、各地区の住民等の状況、すなわち、どこにどういう方が住んでいるか等の特性を把握した上で組織力を発揮できる、ほかに代わるものがない、極めて重要な存在であると思います。また、団員の86%が被雇用者であ

り、ふだんの仕事に従事しながら、いざとなったら消防団の使命を果たす覚悟を持っている、極めて高い使命感を持っている方々です。団員の福利厚生を含む処遇改善等、消防団の充実強化に向けた取組をすることは、本市の安全・安心のためには当然のことであり、すばらしい取組であると思います。

そこで、消防団ビジョン策定後の変化について、幾つか伺います。

まず初めに、課題の一つとしている消防団員の確保について、令和4年4月1日現在の団員数は、定数831人に対し実員は702人、充足率84.5%でした。今年4月1日の見直しで定数626人になりました。その後の入退団による充足率の変化はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

伊藤議員から、寒河江市消防団の現状と今後の充実策ということで御質問をいただいたわけでありすけれども、少子高齢化、それから人口減少、さらには社会情勢の変化などによって、先ほどお話ありましたが、消防団員の確保というのが極めて難しくなっている現状でありますし、さらには、条例制定から50年以上を経過している中で、消防の車両でありますとか資機材の配備が進んだことなどを踏まえて、災害や警戒時などで各消防団員が円滑に活動できるように、このたび、昨年ですけれども、消防団ビジョンを策定をして、その中で必要な人数も見直しをさせていただいて、定数を831名から、今年の4月から626名に、先ほどお話ありましたが、変更させていただいているところであります。

仕事の事情などで消防団活動に参加できない、いわゆる幽霊団員というんですかね、そういう方々が退団しやすくなるということもあって、活動実態に沿った形での体制づくりが図られた

ところでありまして、今年4月からの実員数、実員、実の人数が613名というふうになったところであります。

充足率としては、先ほどありましたが、ビジョン策定前の84.5%から、現在97.9%と、こういうふうになっています。ちなみに、この数字は全国ですと、今年の4月1日現在の充足率は全国で86.2%、山形県ですと87.6%ということで、それよりも10%ほど高くなっているという状況にあらうかと思えます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 幽霊団員等の整理で、実態に即した定数に、定数626名にしたということで、大変それはいいことだと思います。

充足率の97.9%というのも、この辺では多分1番じゃないかなと、調べていませんけれども、という気がします。ぜひ100%を目指してやっていただきたいと思いますが、その団員の勧誘等のための広報活動強化ということについて、次にお伺いいたします。

今の御時世、自衛隊でも入隊者の確保に大変苦勞していると聞いております。充足率が低いということは、資機材の運用に支障を来し、十分な機能発揮ができず、任務が完遂できないということです。これはゆゆしき問題です。

消防団も同様で、広報活動は大変重要です。消防団ビジョンでは、市報、市ホームページ、フェイスブックなどの活用や、成人式や入社式などにおいて加入促進のチラシを配布するとして広報活動を強化するとしていますが、広報活動強化の成果はどうでしょうか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新入団員の確保は大変大事なテーマでありますので、各部単位での戸別訪問や勧誘のほか、町内会、それから消防後援会に呼びかけをさせていただいて地域の人材を紹介してもらおうということで、地域と消防団が連携して加入促進に取り組んでいるわけでありす。

近年、コロナ禍によって積極的な勧誘活動もできなかつたこともございまして、新入団員数は令和4年度で21名、令和5年度、これまででありますけれども、16名というふうになっているところであります。

主な広報活動としては、先ほどありましたが、市報での特集記事を組んでいく、あるいはチラシ、フェイスブックなどのSNSを活用して団員募集、それから活動内容を紹介しているところでございます。

音楽隊でありますけれども、今年度、新たに5名の方が御入団をさせていただいているところであります。

引き続き、インターネットなどを活用した情報発信、それから消防団広報部による取組の活性化を図りながら、新入団員の加入につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 新入団員の募集というのは、非常にやっぱり大変だろうと思います。市長が今答弁されたように、地域と消防団が連携してというのが大事なんだろうと思います。自衛隊でも、縁故募集という言い方をしましたけれども、つながりのある人から声をかけてもらうというようなことも非常に大事なんだろうと思いますので、今後頑張ってくださいと思います。団員が少ないということは、任務発揮できませんということですので、そこは重要な問題になりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、消防団協力事業所表示制度の推進の成果について伺います。

消防団活動への一層の理解と協力を得るための制度で、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要であり、企業の方の消防団活動への一層の理解と協力が必要であることからできた制度であり、消防団

協力事業所として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表できるというものです。

認定基準は4つあり、1つが市消防団員が3名以上勤務している事業所、2つ目が消防団員が1名以上勤務し、かつ、当該事業所等の就業規則等により積極的に消防団員が活動しやすい環境づくりに努めている事業所等、3つ目が災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等、4つ目はその他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等の4つです。

現在の協力事業所は、市外の1事業所を含めて11社で、あえてこの場で言わせていただきますが、次の11社です。伊藤建設、國井建設、山形環境エンジニアリング、布施建設、犬飼建設、青山建設、山形市の泰昌建設、寒河江測量設計事務所、アールテック、佐藤建設工業、井上工業寒河江支店の11社です。市では被雇用者が85%、全国では70%を占めている現状において、消防団活動への理解と協力をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

消防団ビジョンには、消防団協力事業所表示制度の推進をうたっていますが、成果についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま伊藤議員から御紹介ありました消防団協力事業所表示制度、これは、先ほどお話もありましたが、事業所として消防団活動に協力することが社会貢献として認められる、それから事業所の信頼性の向上につながっていく、そして地域の防災体制が充実するための仕組みだということで消防庁が導入を進めてきた制度であります。寒河江市も、平成21年の4月からこの制度を導入させていただいたところでございます。

御指摘のとおり、現在、市消防団員の約85%が被雇用者になっておりますが、災害が発生した場合には消防団が中心的な役割を果たしていくというのが当然求められますので、そういったことからすれば、事業所の消防団活動に対する理解と協力というのは、何としても不可欠だというふうに思います。

制度及び協力事業所の周知については、ホームページで行っているわけでありますけれども、令和4年度末では9つの事業所を協力事業所として認定させていただきましたが、今年度に入りまして、先ほどありましたが、2事業所を新たに認定をさせていただいて、合わせて11事業所となっているところであります。

こうした様々な取組の成果だというふうに思っているわけでありますけれども、一方で、その協力事業所を推薦できる制度でありますから、地域の安全・安心がより一層推進されますように、各事業所などに働きかけるなど、さらに取組を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** やはり消防団の活動には、事業所の理解というのが非常に重要だと思います。出勤要請があったときに、何か会社の仕事をしても、「おまえ、行ってこい」というぐらいの会社でないとなかなか任務を果たすというのは難しいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、この制度は非常にいい制度だと思いますので――今年度で2事業所が増えたというお話でした。ぜひ今後も広く拡大できるような方向に頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、機能別消防団について伺います。

機能別消防団員（分団）制度は、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができる制度です。仕事や家庭の都合等で全ての活動に参加することができない場合や、災害時や特定の活動

のみに参加が可能な場合に活動する団員や分団であり、全国の自治体で強化を検討しています。私も過去の一般質問で、強化、検討を促したことがあります。

機能別消防団員には、一つには予防団員というものがあります。住宅防火訪問、高齢者宅訪問や救命救急講習の実施を中心に活動するものです。これは本市でも十分検討する価値があると思います。広報団員は音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする活動を行います。その他、消防団を引退した方が、その豊富な経験を生かして消防団の活動に携わるOB団員があります。これは消防団ビジョンでも記載しております。

機能別消防分団には、全国には女性消防分団とかバイク隊、水上バイク隊、ドローン隊、大規模災害のみ活動する分団などいろいろあるようです。

寒河江市も、女性消防隊及び消防音楽隊を組織しています。消防音楽隊については、先ほどの市長の答弁で、今年度5名入団者があったというお話がありました。現在の女性消防隊と消防音楽隊の状況について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、御質問ありました女性消防隊、それから音楽隊、ともに組織としては団員定数626名に含まれるわけでありますけれども、災害現場には出勤いたしません、消防演習でありますとか諸行事に参加することで防火広報活動を行って、消防団のイメージアップにつながるよう努めていただいております。先ほど御指摘ありましたが、広報団員という分類かというふうに思います。

入団状況についてお答えをいたしますが、女性消防隊については、令和元年度に4名という形で発足をいたしました、現在、9名に増員になっております。

また、音楽隊、先ほど申し上げましたが、令

和4年度、昨年度は16名でしたけれども、令和5年度に入りまして、4月に2名、8月に3名、計5名が新たに入団をしていただきまして、現在、21名の体制になっているところであります。内訳は、男性が12名、女性が9名ということでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 音楽隊というのは、警察も自衛隊もありますけれども、広報という面のほかにも、その部隊というか、その士気を上げるというための演奏という意味合いもありますので、非常に重要な役割を担っていると私は思います。ぜひ、今年5名入ったということはすごいことだと思いますので、今後も頑張りたいと思います。

女性消防隊も9名ということで、拡大しているということですので、そういった形の消防団での充実というの、今後、引き続き継続していただきたいと思います。

寒河江市には大学や専門学校がありませんので、学生消防団員というのは難しいと思います。やはり現実的なのは、消防団ビジョンで検討しているOB消防団だろうと思います。体力の低下に応じた任務、卓越した知識・技能の有効活用を考えると極めて有用であろうと思いますが、本市の機能別消防団制度の導入に対する考えについてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 消防団OBによります機能別消防団員というのは、入団資格や活動内容を限定した団員でありますけれども、火災の後方支援、それから大規模災害での支援活動が大いに期待される消防団員だというふうに思っております。

先ほど来ありましたけれども、寒河江市では、現在、団員の充足率が97.9%と高い状況であります。また、ビジョンを作成したことによって出動報酬の見直しなどもさせていただいて、団員の処遇改善が図られてきたわけでありまして

で、そういったことなどから、火災出動あるいは訓練の参加状況を伺うと、団員のモチベーションアップに大変つながってきているというふうに聞いているところであります。

そういったこともありまして、この消防団OBによります機能別消防団員制度の導入ということについては、まだその必要性について議論が始まっているわけではありませんけれども、今後、制度を実際取り入れている他の自治体の活動内容なども十分参考にさせていただいて、さらには消防団の意向などをお聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 団員の対象者の絶対数が減っていると、少子化ということで。それを考えると、やはり機能別消防団というのは十分検討する価値があるんじゃないかと思います。

ただ、一番現実的なのは、私申し上げたとおり、OB消防団かなと思うんですけども、OBとなると体力的な不安がどうしてもつきまとうと思うんですね。そういう面の不安を払拭するような形で、こういう仕事の内容でいいんだというような、OB消防団に求められる任務を厳選をして、今後、そういう機能別消防団員を増やしていくというのも一つの手かなと思います。ぜひいろんな面で頑張りたいと思います。

消防団は、警察、消防、自衛隊とともに、安全・安心のために身命を賭して活動する重要な組織です。その機能が十分発揮できるよう整備していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

## 佐藤政人議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号11番、12番について、2番佐藤政人議員。

○佐藤政人議員 壮風会の佐藤政人です。よろしくをお願いします。

早速ですが、通告番号11番、休牧中の葉山高原牧場の活用策についてお伺いしたいと思います。

昭和60年に供用が開始され、平成25年度で休牧となっている葉山高原牧場は、最高標高約590メートル、最低標高約450メートル、総面積62.33ヘクタールのうち、借地として国有地29.75ヘクタール、田代地区7.42ヘクタール、そして市有地が25.16ヘクタールとなっております。現在、この広大な用地が全く使用されないで、ただ維持管理のみが行われている状況となっております。

ここには、平成10年頃、補助事業で設置されたあずまやもあり、そこからの眺望、展望は大変すばらしく、朝日連峰、飯豊連峰、吾妻連峰、奥羽山脈、そして白鷹山と、山形県南部の山々を眺めることができます。また、町並みも、山形空港周辺から遠くは山形市、上山市、朝日町、長井市、近くは寒河江市南部や中山町、大江町なども見渡すことができます。このように、観光資源としても有望な葉山高原牧場、いまだ利活用もされないままとなっております。

平成28年4月から令和3年3月までの寒河江市行財政改革アクションプランの取組実績を見ても、「葉山高原牧場については現状休牧しており、不要となる国有地の返還も含め、新たな活用方法について検討する。田代・幸生地区と話し合いながら、新たな活用方法について検討する」とし、実績としては、「平成28年度から検討・活用を行ったが、最終的な結論には至らなかった。今後、活用の有無を含めて引き続き検討する」とあります。

また、令和3年4月から令和8年3月までのアクションプランの中には、「旧葉山高原牧場の検討」と記載があり、内容が、「牧場用途以外に使用する場合は国有地の返還が必要となる

ため、国有地返還に向け準備を進めるとともに、国有地返還後の活用方法の有無について幅広く検討する」と記載があります。

この間に、本当に地域との話し合いが持たれたのでしょうか。田代地区では、当時、私が集落支援員を務めていた頃、星空観測会を数回開催いたしました。また、学びの里TASSHOでも数回開催された程度で、それ以外に使用したということは残念ながら耳にしたことはありません。

また、10年ぐらい前から、当時勤めていたNPOでも様々な利用方法を提案させていただきました。マウンテンバイクの大会やキャンプイベントなどの利用など、どれもこれも、牧場であるということと国有地があること、また水の問題など様々な理由で利活用ができないということを言われてきました。せめて、利用できないなら、あずまや付近まで開放して、立ち寄る方に景観を見てもらうこともできたと思いますが、何かあっては困るからと、安全管理の点から、その提案も採用されることはありませんでした。

今年に入り、仙台でロックバンドで活動している知り合いから、「ロケーションがすばらしいので、プロモーションビデオの撮影ができないか」と言われ、学びの里TASSHO経由で使用を認めていただいたことはありますが、ほかにこれといって利活用したことは聞いたことはございません。

そこまで駄目、駄目と言われれば、せっかくやる気があっても、そのやる気自体もなくなるし、最後には、正式にではないにしても、「田代で何か考えて」と言われるというのはとても残念で、閉塞感しか感じられない状況です。また、幸生地区に至っては、葉山高原牧場については一度も具体的な話はなかったということがありました。

そこで、改めて1つ目の質問、葉山高原牧場



の現状と課題について、御見解をお伺いしたい  
と思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤政人議員から、休牧中の葉  
山高原牧場について御質問をいただきましたが、  
長きにわたって供用されてまいりました葉山高  
原牧場でありましたが、先ほどお話ありまし  
たが、牛の放牧利用が減少したこと、それから施  
設の老朽化に伴って、平成25年度をもって休牧  
としたところでございます。

休牧中の牧場の利活用に向けて、前年の平成  
24年度に田代小学校跡地と葉山高原牧場活用  
に関する検討会議というものを設置をさせてい  
ただいて、今後の活用方策について検討を進め  
てまいりましたが、先ほど来ありましたとおり、  
国有地の部分については牧場用地としてのみ使  
用が認められていることから、畜産以外での活  
用はなかなか難しい状況でございました。

また、牧場内の水道や電気などの設備が機能  
しておらず、かつ、冬期間は雪に閉ざされる地  
域でもありますことからイベントの使用にもな  
かなか耐えられないということもあって、具  
体的な方策がなかなか出てこなかったという  
ことであります。

牧場が位置している田代地区に対しても、御  
指摘がありましたが、その牧場の利活用につ  
いて検討をいただくようにというお願いはさ  
せていただいたわけでありますけれども、その  
時点におきましては、直ちに具体的な活用策  
がなかなか見いだせないということで、継  
続的な検討課題とさせていただきたいとい  
うお答えをいただいているところでござい  
ます。

牧場の一部として借り上げをしております  
国有地、それから田代地区への借地料、それ  
から管理料が毎年発生しているわけであり  
ますけれども、国有地に関しましては、山  
形森林管理署のほうから御指導があつて、  
国への返還もやむを得ないという状況に  
あるというふうを考えて

いるところでございます。

今後、国有地の返還などがあつたとしても、  
残りの市有地のほうは普通財産としていく  
予定でありますので、逆に、その市有地  
については、活用の幅も一層広がって  
くるというふうを考えているところ  
であります。そういった中で、今後  
どういう活用方策ができるか、改  
めて検討していくということにな  
ろうかというふうに思います。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 なかなか進まないとい  
うのが非常にもどかしいところであ  
つて、地元の住民としても、何と  
かいち早く解決していただきたい、  
そして利活用に進んでいただきたい  
というのが地域の願いだと思いま  
す。

今の御答弁を踏まえまして、2つ目の  
質問、カーボン・クレジットを  
活用した取組の推進についてお伺  
いしたいと思えます。

先月、国連環境計画が2020年度  
の温室効果ガスの排出量を発表  
いたしました。前年より1.2%増  
え過去最多となり、二酸化炭素換  
算で574億トンに上り、このま  
まではパリ協定を達成する可能  
性が最大14%しかない指摘され、  
対策が遅ければ、今世紀末には  
3度近い気温上昇になると予想  
しております。

また、2030年度までに、2013  
年度比で46%の削減を目標とし  
ておりますが、実現は難しいと  
し、今後、再生可能エネルギーを  
3倍にし、エネルギー効率を2倍  
にすることを各国が約束する必  
要があると呼びかけておりました。

そのような中、本市では、令和  
4年3月23日に寒河江市ゼロカ  
ーボンシティ宣言を行っております。  
実際にどのように実現していくか  
はこれからなのですが、世界情勢  
を踏まえて、しっかりとしたビジ  
ョンやプランを持って世界に発  
信するゼロカーボンシティを  
目指していかなければならない  
と私は考えます。

また、平成30年の第3回定例会  
で渡邊賢一議

員が、再生可能エネルギー自給に向けた葉山高原牧場の有効活用について、一般質問に対し、市長から、「いろいろな選択肢、全ての選択肢を否定することなく、最良の方法を今後も検討していきたいと考えているところでございます」との答弁がございました。

再生可能エネルギーを自給することはこれからも大変重要とは思いますが、太陽光発電所は、初期投資やランニングコスト、耐用年数を超えたパネルの更新、撤去、処分などを考えると推進しにくいのかなと思います。

排出量を減らすことも大変重要かと思いますが、せっかく広大な遊休地があるわけなので、排出量の抑制と同時に吸収するということを実施していけば、ゼロカーボンシティの実現に近づくのではないのでしょうか。ぜひ、全ての選択肢を否定しないで、最良な活用方法を考えていただきたいと思います。

環境省の2011年のデータでは、日本の年間温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>換算で11億2,200万トンで、前年度比2.0%、2,150万トンの増となり、2013年度比では20.3%減少しておりますが、まだまだ増えている状況です。また、森林からの吸収量は4,760万トンと4年ぶりに増加しました。これは、森林整備の着実な実施や木材利用の推進等が主な要因と考えられております。

ちなみに、日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次ぐ5番目で、この5か国で全世界の排出量の半分以上を占めているそうです。

また、政府は、CO<sub>2</sub>を抑制する目的で、排出量に応じた地球温暖化対策税、いわゆる炭素税を2012年10月1日にスタートしており、現在の炭素税は排出量1トン当たり289円に設定されております。

しかし、本格的に炭素税が導入されている欧州に比べると、10分の1に満たない低い金額のため、環境省は2022年度の税制改革で、炭素税

を含んだカーボンプライシングを推進し、企業にCO<sub>2</sub>排出枠の上限を求めて、不足分を売買する排出量取引など、強制的な排出制限を求める制度を目指しております。

このカーボンプライシングというのは、排出量に応じて企業などに金銭的負担を求める考え方で、強制力を持たせることができる仕組みだそうです。このカーボンプライシングを実施するための制度として、炭素税と、政府が排出枠を設定する排出量取引制度、いわゆるJ-クレジットというものがあります。

また、経済産業省は、カーボンプライシングの導入案で、省エネや再エネなど目標を超えて達成できたCO<sub>2</sub>削減量をクレジットとして国が認証し、目標を達成できなかった企業に購入してもらおうカーボン・クレジット市場の実証を2022年9月22日に開始し、本年の10月11日には正式に市場が開設されました。このことで、取引がより身近になり、活発化することが期待されます。

炭素税の導入のメリットとしては、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる、税収により低炭素政策や施策に投資ができる、CO<sub>2</sub>削減に向けた国や企業の姿勢を表すことができる、価格が変動しないため企業が税にかかる費用の見通しを立てやすいなどという点が挙げられます。

また、排出量取引制度のメリットとしては、削減が可能な国や企業は利益が得られ、削減する動機づけとなる、手段は自由であり、削減努力が削減枠を購入するか、自社の事業内容や活動量、景気の動向を鑑みて判断できる、削減目標があらかじめ定められているため見通しを立てやすくなる、ということが挙げられます。

次に、J-クレジット制度ですが、以前の経済産業省の国内クレジットと環境省のオフセットクレジットが統合され、J-クレジットとなりました。現在は、経済産業省、環境省、農林水産省の3省が運営するカーボン・クレジット

の制度であり、CO<sub>2</sub>排出量削減に貢献した分をクレジットとして認証する制度で、認証されたCO<sub>2</sub>排出量削減分は取引が可能となります。クレジットを創出したい事業者が、CO<sub>2</sub>排出量を削減するため、プロジェクトを計画、登録し、実施の成果として排出削減量が報告、承認されることで、その削減量がクレジットとして認証されます。

クレジットの種類として、3つがあると思います。まず、1つ目が再生可能エネルギー、発電の導入ですね、太陽光、風力、水力などの自然エネルギーやバイオマス、地熱などの熱エネルギーなどを利用したもの、2つ目が省エネ機器の導入、燃料転換や高効率化、3つ目が適切な森林管理、植林や間伐等。

そこで、本市においては、適切な森林管理のカーボン・クレジットとして、葉山高原牧場において早生桐の事業に取り組んではどうでしょうか。

まず、早生桐というのは、一般的な桐よりも成長が早く、CO<sub>2</sub>の吸収能力が高いため、地球温暖化対策や持続可能な社会を実現するために貢献する植物として近年注目を集めております。従来の桐は成木になるまで20年程度かかるとされておりますが、早生桐は成長が早く、五、六年で高さ15メートルから17メートル、幹周り1メートル程度になります。また、杉やヒノキに比べより多くのCO<sub>2</sub>を吸収し、脱炭素への高い効果が見込まれております。

また、木材としての国内での桐の需要は、90%以上が中国からの輸入に頼っていましたが、2021年1月に原木の輸出を中国が禁止したことから、新たに改良された早生桐の需要が期待され、建材や楽器、家具、寝具はもとより、枝、葉、樹皮、花柄に至る約10種類の漢方薬原料、さらに家畜の健康維持飼料として活用され、2025年カーボンニュートラル目標達成に有望視されております。

この早生桐の主な特徴は、先ほども申したとおり、3年から5年で成木になります。あと、成蹊大学が2021年の3月に発表した値として、1本当たりのCO<sub>2</sub>吸収量は年間42.5キロとなっており、ちなみに杉の40年木1本当たりのCO<sub>2</sub>吸収量は年間で8.8キロと、約5倍近くの吸収量になっております。

また、よほど強い酸性、アルカリ性土壌でなければどこでも栽培可能、四、五年ごとに伐採、出荷を繰り返し、7から8サイクル伐採が可能ということで、一度植林すれば半永久的に育成し、桐皮、桐葉という生薬の原料として使うことができるということになっております。

今お話しした早生桐を活用した場合、苗木1本当たり1,650円で、莫大な設備投資額を必要とする再生可能エネルギーとは、先行投資額では比較対象とは多分ならないと思っています。早生桐の成長スピードや二酸化炭素吸収力が、環境問題のみならず、伐採後は集成材として加工し、耐火ドアや桐合板として利用可能で、枝も桐ペレットとして利用可能で、林業や住宅産業に好影響を与えるものと期待されております。

この早生桐プロジェクトですが、もう既に山形県内でも動いているところがございます。昨年度より、山形県企業振興公社が主体となり、山形県の補助事業として推進するソーシャルイノベーション創出モデル事業、通称「Yamagata yori-i project」というのがございまして、そこで環境保全、産業という2つの分野から、早生桐の産業化を目指す事業、最上地域早生桐産業創造プロジェクトというのがスタートしております。

このプロジェクトでは、この早生桐を休耕地なども活用しながら植林し、建築資材や家具資材として利用することで収益化につなげ、またCO<sub>2</sub>削減をビジネス化すべく、森林管理等のJ-クレジット制度にも取り組むとしております。

以上、御説明したように、もう既に県内でも取組が始まっておりますが、自治体主体でも十分に意義のある取組と思います。まだまだ未知の分野で、メリット・デメリットはあるとは思いますが、初期投資の低さと遊休地の活用という意味では、チャレンジする価値は十分にあると思います。

また、桐の花は、薄紫の可憐な花をつけます。その花が牧場いっぱいに咲き誇る姿は、きっとこれまでに誰も目にしたことのない光景になるのではないかと思います。観光資源としても十分になり得るのではないかと思います。ぜひ、本市で全国に先駆けて取り組んでいただき、ゼロカーボンシティ寒河江の実現を目指していただきたいと思います。

今、御説明したことを踏まえて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減というのは、先ほど来ありましたが、我々にとっても大きな課題の一つでございます。

本市におきましても、令和4年、去年の3月にゼロカーボンシティ宣言をさせていただいております。水と緑に恵まれた自然豊かなまち寒河江で、将来にわたり安全・安心な暮らしを守っていくためには、持続可能な脱炭素型社会の実現に向けた取組を一層進めていく、そういう必要があろうかというふうに思います。

寒河江市におきましても、再生可能エネルギー設備の設置、さらには次世代自動車導入に対しての助成制度などを設けておりますが、こういった取組は、市民みんなが協力をしながら取り組んでいかなければならない大きな施策だというふうにも思いますので、各種セミナーなどによって啓発事業をさらに充実をしていくなどということで、温室効果ガス排出の削減に向けた取組を一層進めていっているところでござ

います。

先ほど来ありましたが、佐藤議員からるる詳しく御説明をいただきましたカーボン・クレジット制度についてでありますけれども、早生桐の植林によって牧場の跡地の利活用ということでございましたが、温室効果ガスの排出抑制、削減ということと、さらには、先ほどもありましたが収入のほうも期待できるというような事業かというふうに思いますので、大変我々としても興味深い事業提案なのではないかということでもあります。大変ありがたく、感謝しているところであります。最上地域で早生桐を活用した産業化を目指す事業がもうスタートしたということでもありますので、この事業の展開に注目をしていきたいというふうに思います。

先ほど来申し上げておりますが、葉山牧場一帯についても、国有地のほうの部分については、今後、国に返還しなければならないということに予定をしております。それ以外の市の所有する用地などを活用して事業の検討になるかというふうにも思いますが、今後の方向性については、当然のことながら、地元の皆様に御相談をさせていただいて、御意向なども十分お伺いしながら検討してまいりたいというふうに思いますし、御提案のカーボン・クレジットに関して、相当強い酸性土壌以外は可能だというお話がありましたが、葉山の土壌、それから自然環境でこの早生桐の植栽がどの程度維持できるのか、そして木工資材としてどの程度活用していけるのかなど、その実現可能性について、今後、我々としても研究をしていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** 昨年度から新庄地域で、最上地域で、この具体的な取組というのをされているようなんですが、先日、先月ですかね、テレビのほうでも、その早生桐の生育状況が放送、たしかさくらんぼテレビだったと思うんですが、

放送になりまして、積雪地でのやはりその、どれぐらい枝折れがするとか、雪害になるかとかいうのをいろいろ検証されているようです。

桐の特性で、秋になると枝が全部落ちるそうなんです。1本のまま、つんとした1本のままになるということなので、枝折れというのは心配ないんだと。ただ、やはりその成長度合いです、四、五年で製材にできる、伐採できるくらいまでなれるような環境が、寒河江のほう、もしくは山形のほうでうまく育つのかというのは、今後、先行しているところを参考にしながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、通告番号12番、さがえ未来コンソーシアムについて御質問したいと思います。

白岩小学校の地域コーディネーターを3年前からしていることから、この事業には当初より関心を持っておりました。ホームページを開きますと最初に目に入るのは、「次代の担い手「さがえっこ」を育むさがえ未来コンソーシアム」「さがえ未来コンソーシアム」は、学校、地域、企業が連携・協働し、次代の「さがえっこ」を育む学習基盤作りを目指す事業です」と書いてあります。

その中には、市内の小中学校の紹介であったり、市内の企業・事業所ライブラリー、キャリア教育・ふるさと学習、さがえ少年少女発明クラブなどが、いろいろ項目があります。お知らせとして、新しいページがどんどん増えてくるんですが、活動実績として載っているのが、ほとんどがさがえ少年少女発明クラブの件が紹介されております。

そして、さがえ未来コンソーシアムのページを見てみますと、さがえ未来コンソーシアムについて色々書いてあります。ここで一番興味があったのが、「キャリア教育の視点に立ち、学校、地域、企業が連携・協働することで、次代を担う「さがえっこ」の「社会的、職業的自立

を育む」学習プログラムの開発と実践を推進します」と書いてあります。

じゃあ、具体的にどんな活動をなされているのかなと見ていきますと、ホームページには小中学校と地域、企業の連携図が載っておりまして、より詳しく見ていきますと、キャリア教育・ふるさと学習のページを見ていくと、職場体験学習、協力企業一覧のみが表示されております。次に、職業講話、準備中、課題探究型学習、準備中、ふるさと学習、準備中となっております。

結局のところ、何をしているのかよく分からない状況になっており、本来であれば、このコンソーシアムには各小中学校の地域コーディネーターが参画して活動できるのかなと思っておりましたが、今のところそのような形にもなっておりません。

このコンソーシアムのコンセプトは十分理解できますが、キャリア教育の観点からすれば、様々な選択肢があってもよいのではないかと思います。今現在、発明クラブしか選択できない。本市の産業構造を考えると、観光や農業やそれ以外の様々な選択肢があってもよいのではないかと。

そこで、教育長にお伺いしたいと思いますが、さがえ未来コンソーシアムの現状と今後の取組について、御見解をお願いします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 今、議員から御指摘ありましたように、次代の担い手「さがえっこ」を育むさがえ未来コンソーシアムでは、キャリア教育の視点から、子供たちが学校生活から実社会へスムーズに移行できるように将来を考える機会を持つこと、学校で学んでいることが実は様々な産業や仕事の基礎となっていることを知って、なぜ学ぶのかということ学ぶこと、大人の様々な生き方や考え方に触れて、体験を通して自立できる力の育成といったことを狙いと

しています。

その手法としまして、小中学校が実施しているキャリア教育と企業や団体の教育支援活動の連携や協働ができるように、このさがえ未来コンソーシアムがその間に立ってマッチングしているというか、そういった活動を行っているところ です。

さがえ未来コンソーシアムは、地域おこし推進員が中心となりまして昨年度から活動をスタートしておりますが、現状としまして、これまでの主な実践例を申し上げたいと思います。

初めに、キャリアスタートデイズ、いわゆる職業の職場体験学習になりますけれども、これは各中学校の2年生で、それぞれ2日ないし3日間実施をしております。以前は、学校単位で受け入れてくれる企業をお願いをしていたわけですが、今年度はコンソーシアム事務局と地域コーディネーターと呼んでいる各校の地域学校協働活動推進員が連携しまして、これまで受入れ実績のなかった企業にも受入れ要請を行いまして、人数や条件等を確認させていただきました。

その結果、100の事業所でこの職場体験学習の受入れが可能となりまして、各学校にそのリストを提供したところです。各学校ではそのリストを基に、子供たちがどういう職場で働いてみたいかな、体験したいかなということを選択するわけですので、その選択する幅が広がったということで、希望する事業所を選びやすくなったというふうに思います。

次に、今年度の職業講話や企業訪問、課題探究学習では、11月末時点で10の学校から依頼がありました。講話の講師は延べ34名、企業訪問先は延べ18社、課題探究学習の課題の提供を9社、コーディネートしております。

例えば、職業講話では、小中学生が5年後、10年後の自分の将来像を描きやすいように若手職員に講師としてお話しいただいたり、市内の

会社のグローバルな活動をイメージできるように、海外の工場とのオンラインでのやり取りといったことも体験をしたりしています。また、商工会青年部が中心となった出前授業「コドモシゴト」というのを、合同学習も含めると4校の小学校で実施しております。

なお、新たな学習プログラムとしましては、経済や金融に関するプログラムを学校に提供できるように、関係機関の協力を得ながら、現在、取り組んでいるところです。

さらには、子供たちにとっても分かりやすく、学習に役立てることができるような企業ライブラリーのデータベース作成にも着手し、民営、公営合わせて65の企業及び事業所の情報をホームページに掲載をしております。ほかにも寒河江市の事業所リストとして、約1,700社分のリストを現在作成中でございます。こうした取組は教職員の働き方改革にも役立っているというふうに思っています。

また、さがえ少年少女発明クラブについては、市内の小中学生51名の会員と23名の指導員で運営をしております。発明クラブにつきましても、市内の企業の方々や、寒河江工業高校からも様々な面で御支援、御協力をいただいているところでございます。

今後の取組としましては、これまで1年半の活動で見えてきた多くの成果、そして課題を踏まえた上で、子供たちがより学習しやすい企業ライブラリーのデータベースの作成と、先ほど御指摘ありましたが、ホームページでのものは準備中のものもまだ多くありますので、このホームページを随時更新していきまして、今申し上げたような職業講話や課題探究学習の状況の紹介などもしていきたいと思っておりますし、今後、ボランティアのデータベースの作成なども行っていきたいというふうに考えているところです。

さらには、各学校からのキャリア教育に関するプログラム開発のニーズ、こういう学習をさ

せたいというふうな、そういったニーズを把握して、職場体験学習や職業講話、訪問学習、課題探究学習等の充実を図っていきたいというふうに考えております。

さがえ未来コンソーシアムの目指すものとして、学校と企業・団体の教育支援活動との連携協働によって、将来の企業の人材育成というふうなこと、それから企画開発に未来の消費者である子供たちの発想を取り入れて、企業と一緒に商品開発であったり、そうしたものもやっていきたいというふうなこと、それから学校とコラボしての企業の魅力の発信といったこともあります。

各学校が求めるキャリア教育と、企業・団体さんのニーズをマッチングして、お互いにプラスになるような関係で体験的な教育活動や学習プログラム等の実践を積み上げて、子供たちの成長と郷土愛の醸成といったものを図っていききたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 随分、結果、出ているんですね。やはり情報の発信、やはりせっかく事業をやるのであれば、その途中経過も含めて多くの情報を発信をすることで、そのホームページの価値が上がったり、その事業の価値が上がったりすることだと思いますので、ぜひ今後とも多くの事業を実践していただきまして、未来の寒河江を背負っていく子供たちのためにも、しっかりとした体制をつくっていただきたいと思います。

今、教育長のほうからお話ありましたけれども、やはりこのボランティアのデータベース、実は陵西学区の地域コーディネーターの中では、絶対必要だよねということで、事前にこういう、何ですかね、どこに集めればいいたろうねとかいろいろなお話はさせていただいているんですが、なかなかそれも実現しておりませんので、ぜひこれは教育委員会主導で、しっかりとそのデータベースが集まる仕組みもつくっていただ

ければと思います。

これから本市の教育環境はどんどん変わっていくと思います。私ごとではあるんですが、私の息子は、田代小学校が閉校した年にはまだ小学生ではありませんでした。白岩小学校に統合したときの1年生として入学しました。当然ながら、田代小学校の統合問題については、私は当事者として関わってまいりました。それから本当に多くの機会をいただき、今も白岩小学校の地域コーディネーターとして関わらせていただいております。

当時は、田代から小学生が15名もおりました。それが今はたったの2名、中学生も今1名、来年は中学生ゼロになります。増えないんですね、子供が、本当に。本当に増えない。一度、寒河江市を出ると、本当に戻ってこない。田代にもそのような御家庭が多くあります。

少子化は全国的な課題ですが、寒河江の未来が明るくなるようなこのコンソーシアムをより実のあるものとしていただき、地域と学校がより密接につながるような小中学校をつくっていただきたいと思います。

最後に、要望になりますが、まずは統合中学校を一日でも早く建設していただき、できれば全国に誇れる最先端で、他市町村から移住しても通わせたいような学校にしていきたい。他の文化・スポーツ施設と併設できれば、より価値が上がるのではないかと私は思います。せっかく1校統合を目指すわけですから、思い切った中学校にしていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 古沢清志議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番について、12番古沢清志議員。

○古沢清志議員 おはようございます。公明党の古沢清志です。よろしくお願いたします。

令和5年も、最後の月、師走になりました。今年を振り返ってみると、統一地方選や統一外選挙もあり、1年間通して選挙の年であったように思います。

また、夏の暑い日が続き、熱中症も大変クローズアップされた年でもありました。今年の7月28日には、米沢市の女子中学生が下校の途中、熱中症で亡くなるという痛ましい事故がありましたし、また、県内でも多数の方が熱中症にかかり搬送されるなど、今後の大きな課題となってきたことを感じました。今年の夏は非常に暑い一年だったように思います。

これから冬本番に入ります。小学校でも、インフルエンザにかかっている生徒さんも大勢いるとお聞きしております。市民の方々も健康には十分留意され、年を越していただきたいと思っております。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

通告番号13番、ワクチン接種についてお伺いたします。

初めに、肺炎球菌ワクチン接種についてお伺いたします。

目に見えない細菌が世を震わせております。肺炎球菌もその中の一つです。肺の奥深く、酸素と二酸化炭素のガス交換を担う肺胞の炎症が肺炎というのだそうです。通常、免疫力があれば発症することはありませんが、免疫力が低下していると、肺炎や髄膜炎、敗血症、中耳炎などを発症する場合があります。高齢者や循環器、呼吸器等に持病のある人は、免疫力が低下している可能性があり、肺炎球菌に感染し、しかも

重症化のリスクが高まります。日本人の死因の上位に位置しており、肺炎で亡くなる95%の方が65歳以上となっています。

そして、肺炎球菌は、高齢者の肺炎の原因として最も頻度が高いと言われております。肺炎になることで、命が危険にさらされるだけでなく、治癒した後にも影響が出てまいります。一度傷ついた肺は元には戻らず、肺炎を繰り返したり、合併症を引き起したりします。そうすると、次第に全身が弱まり、要介護状態になってしまうリスクも高まります。

本市において、肺炎で亡くなる方の高齢者の状況についてお伺いたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 古沢議員から、本市の肺炎患者の死亡者数ということで御質問をいただきましたが、県の保健福祉統計年報によるわけでありましてけれども、寒河江市の肺炎で亡くなる方の人数、これは令和3年度までしかちょっと分かりませんので、令和3年度は20人ということでありまして。令和2年度は28人、令和元年度は25人というふうになっております。

ちなみに、山形県の令和3年度に肺炎が死因で亡くなる方の総数は742人です。うち65歳以上の方が732人ということで、割合は98.7%でございます。令和2年度は、県全体総数が792人で、うち65歳以上の高齢者の方は777人ということで割合は98.1%、令和元年度は総数が980人に対して、うち65歳以上の高齢者は960人ということで割合は98.0%と、いずれの年も県内で肺炎で亡くなる方の98%以上が65歳以上の高齢者になっていると、先ほど全国の数字が御紹介ありましたが、山形県でもそういう形になっているという状況かと思っております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 やはり高齢者がかかる病気は、非常に多くなっているような実感がいたしております。



感染経路は、インフルエンザや新型コロナと同様、せきやくしゃみのしぶきによる飛沫感染、このため、マスク着用や手洗いなどのコロナ対策が肺炎球菌にも効いておりましたが、最近、コロナが2類から5類に引き下げられたことによりマスクの着用も減り、肺炎になる確率も多くなってくると予想されます。

肺炎球菌ワクチン接種は、国の助成としては、65歳から100歳までの間、1回のみ、半額の4,000円を助成されております。この1回の接種を有効に活用していただきたいと思いますが、高齢になればなるほど危険性が高まります。まだ元気だからと考える人も多いと思いますが、今の症状を治す薬ではなく、将来の危険を下げるものです。ワクチンで防げる病気は予防接種というのが、感染症対策の基本だそうです。

そこで、2回目以降のワクチン接種の助成についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、平成26年、2014年10月1日から、65歳以上の高齢者などを対象に現在の23価肺炎球菌ワクチンが定期接種になったわけでありまして、1回接種を受けると、その後、ワクチンの効果がある程度続くということで、予防接種法上の定期接種としては1回のみ接種となっております。

23価肺炎球菌ワクチンを接種した場合は、再接種によって、初回接種よりも副反応の強さ、頻度が高くなることから厚生労働省より報告をされているところであります。そして、2回目以降の接種については、主治医と相談の上、接種を検討することが推奨されているところであります。まして、本市といたしましては、現在、国の基準に従い、1回のみ助成というふうにしていただいております。

ちなみに、ここ4年間の高齢者肺炎球菌ワクチン接種勧奨年代、満65歳以上の5歳刻みの年代でありますけれども、この接種率であります

が、寒河江市では令和元年度が73.5%、令和2年度が69.9%、令和3年度が72.4%、令和4年度が65.4%と推移をしているところであります。

今年度、65歳の対象者で未接種の方については、希望者が年度内に受けることができるよう、再勧奨の個別通知を行っているところでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ワクチン接種は強制ではないので、個々人が考えることでありますけれども、それから考えれば、比較的數字は高いのかなという感じがいたしております。でも、この1回だけの接種ですので、それをなるべく接種していただきたいと思っておりますので、市のほうとしても、接種していない方に個人への通知や市報での通知をお願いしたいと思います。

次に、(2)の子宮頸がんワクチン接種についてお伺いいたします。

この問題は、少子化対策として非常に重要なことでもありますので、何点か質問させていただきます。

国内では、年間1万人以上が子宮頸がんと診断され、約2,900人が死亡するという大変痛ましい病気です。

HPVワクチンは、2009年12月に日本で販売開始され、2013年4月に予防接種法に基づく定期接種になりましたが、副反応報告が相次いだことで、その年、2013年6月に接種の積極的勧奨を中止いたしました。有効性や安全性が確認されたとして、2022年4月に勧奨が再開されました。

この2013年から2022年までの9年間をキャッチアップ世代といい、積極的勧奨を差し控えた世代をいいます。

キャッチアップ接種の現状について、市長の見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御質問いただきましたキャッ

チアアップ接種というのは、平成25年6月14日以降、国の勧告によって積極的勧奨を差し控えていた方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から令和6年度にかけて接種を行うものでございます。

令和4年度は平成9年度から平成17年度生まれまでの9学年、令和5年度は平成18年度生まれまでの10学年に接種勧奨を行っているところでもあります。

また、接種控えの期間に対象年齢を超えたことで自己負担で接種された方には、申請をいただいで償還払いの対応を行っているところでもあります。令和4年度については、18名の方に申請をいただいております。

また、子宮頸がんの早期発見には、子宮頸がん検診が大変有効でありますので、20歳以上の方に子宮頸がん検診費用の助成も実施をしているところでもあります。

子宮頸がんの対策としては、予防接種と子宮頸がん検診の両輪で実施をしていくことが基本でありますので、今後も機会を捉えて、勧奨並びに啓発活動を実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今の市長の見解を、答弁をお聞きしまして、積極的にキャッチアップ世代に関わっているんだなということを実感いたしました。今後についてもお願いしたいと思います。

キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があります。

キャッチアップ接種は、令和6年度末まで3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月末までには1回目の接種を開始する必要があります。

国は、積極的勧奨差し控えの期間中、検討してきた結果、安全性について特段の懸念が認め

られないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、積極的に勧奨を再開いたしました。

しかし、接種率を見ると、対象者には十分伝わっていないと感じています。これまでの経過からすると接種率は低いと考えられますが、HPVワクチンの接種率の伸び悩みは何が原因と考えられるか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 令和5年度のキャッチアップ接種対象である10学年があるわけでありませけれども、この方の今年10月末現在の平均接種率は、3回接種終了者については32.8%となっております。一見すると低いような数字でありますけれども、この数字は令和4年度末から約6%伸びている状況でございます。

ただ、年代別に見ますと、接種率に開きがあって、特に20歳から23歳の年代の方は1.3%から3.9%と低い状況でございましたが、今の数字は令和4年度ですけれども、令和5年度には3.7%から12.8%と大変伸びが見られているところでございます。その他の年代は、おおむね30%から50%台の接種率になってございます。

対象者については、年齢的にも、年代的にも県外への転出者も多く見られる年代でありますので、一概にその接種率が高い低いとは判断できるものではありませんけれども、我々としてはより一層、今後もキャッチアップ接種の推奨、広報活動をさらに継続していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今の市長の答弁をお聞きしまして、やはりこちらに住んでいなくて、県外に住んでいる方もいらっしゃいますので、やはり接種率が悪いとか多いとか、なかなか判断しかねるところであります。

最終期限をお知らせする個別通知を実施するとともに、それ以外にもあらゆる手段で、対象

者の不安を払拭する啓発をキャッチアップ期間内に集中して行うべきと考えます。

接種最終年度に最終期限を知らせる周知や啓発はどのようにされるおつもりなのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、寒河江市に住所のある未接種の対象者の方については個別に、厚生労働省発刊のHPVワクチン接種についてのパンフレット、説明するパンフレットなどを同封して通知を行っているところでございます。個別にやっているわけでありませけれども、さらに、一般的に広報紙、市の広報紙などへの掲載でありますとか、ホームページ、SNS配信などの勧奨も引き続き実施をさせていただいて、できるだけ漏れなく周知を図って、認知していただくようお願いをしたいというふうに努力をしていきたいと思っております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 私も、天童市のほうでこのようなワクチン接種を聞いてみたら、市報の片隅にこのぐらい小さく出したそうです。それでも、やはり見る人が見れば、しなくちゃならないなという感じがいたしますので、広報紙にもできるだけ載せていただきたいと思っております。

ワクチン接種の定期接種を適切に受けていただくことが効果として高いものと思っておりますので、今後も十分な働きかけをお願いいたします。

次に、(3)のコロナワクチン接種についてお伺いいたします。

3年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症で、多くの方が恐怖と被害に遭われ、生活様式も変わるような事態になってしまいました。

この件に関しましては、議会報告会でも取り上げられ、特に感染後の後遺症について、出席者の中から出された問題です。

事実、私の同じ党所属の議員も、接種後2か月して体調不良を起し、痛ましくも亡くなっ

てしまいました。コロナワクチン接種との因果関係ははっきりしませんが、身近な人から聞いた話では、ワクチン接種が大いに関係しているのではないかと感じていました。

新型コロナワクチン接種後に、様々な健康被害や体調不良を訴える方、死亡する方が増えていますが、そのほとんどは、国や公的機関による救済を受けられずに、苦しい状況に置かれています。

厚生労働省発表によると、2023年4月現在で死者は2,059人、副反応報告者は3万6,317人、そのうち重篤者は8,528人と、非常に多い数字となっています。

コロナワクチン接種の今後の接種継続について、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今定例会開会日の行政報告でも申し上げましたけれども、今年5月に新型コロナ感染症は5類に引き下げられて、ワクチンの接種については、特例臨時接種として今年度末まで継続し、無料で実施されているわけであり

ます。去る11月22日に開催された厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会)において、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種の方向性について、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の一定の基礎疾患を有する方を対象とした定期接種として実施することが示されております。

具体的な内容については、12月以降、厚生労働省から説明が行われる予定になっているところでございます。

今後、国の動向を踏まえながら、体制を整えていくよう、対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。今年度

までということですので、私もしっかり受けていきたいと思えます。

また、感染後の後遺症に悩んでいる人の対応はどうしているのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新型コロナの感染症による、罹患後の症状というんですかね、いわゆる後遺症でありますけれども、当然のことながらコロナウイルスに罹患した人に見られるわけでありまして、少なくとも2か月以上持続し、他の疾患による症状として説明がつかないものを後遺症だと、こういうふうに言われております。

代表的な後遺症としては、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」というのがありまして、その中にありますが、主なものを申し上げますと、倦怠感・疲労感、それからせき・たん、息切れ、記憶障がい、集中力低下、抑鬱、嗅覚障がい、味覚障がいなどとなって、そのほかにもあるわけでありまして、などが主なものというふうになっております。

後遺症については、この発生のメカニズムが解明されておられないわけでありまして、現時点では確立された治療法がないということでありまして。医療機関を受診された場合には、症状に応じた対症療法が基本となっているということでございます。

まずは、かかりつけ医の先生に御相談をいただいで、かかりつけ医がいない場合は、後遺症診療可能診療所に受診していただくことが最善だというふうに思われます。県のホームページに診療所の一覧というのが載っております、寒河江市内では4か所の医療機関が登録してありまして、相談、受診できるよう周知されているということでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

最近、またコロナ感染の話を目にします。市民の方におかれましては、感染に遭わないよう、

手洗いやマスク着用を常日頃から注意していただきたいと思えます。

以上をもちまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 阿部 清議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号14番、15番について、16番阿部 清議員。

○阿部 清議員 寒政クラブの阿部 清です。よろしくお伺いいたします。

今年の夏は猛暑で、本当に私はこたえました。しかし、日本の四季というのはちゃんと来るんだと、今、しみじみ感じているところです。

通告番号14番、15番について質問させていただきます。

最初に、14番、婚活について質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所の2021年社会保障・人口問題基本調査の結果によりまして、結婚持続期間15年から19年の夫婦の完結出生子供数は、2002年調査までは2.2人前後で安定的に推移しておりましたが、その後、低下し、1.90人となり、最低値を更新しております。

また、45歳から49歳夫婦の出生子供数は、妻の初婚年齢が25歳未満で2.11人、25歳から29歳で1.87人、30歳から34歳で1.61人、35歳以上で1.03人となっており、結婚は早いほうが出生率も高くなっているようであります。

これらの統計を見ますと、少子化に歯止めをかけるためには、1人でも多くの若者が結婚できる環境になることが重要だと考えます。

さて、このたび、全国初の試みとして、成果連動型民間業務委託による寒河江市成婚促進事業がスタートいたしました。

新第6次寒河江市振興計画の基本政策、第1章「子どもがすくすく育つまち」で、安心して産み育てられる環境づくりを行い、国が推進している民間委託方式による、出会いから成婚ま

で切れ目ない婚活支援事業を実施しておりますので、質問させていただきます。

まず最初に、成果連動型業務委託契約の目的について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御質問をいただきました成果連動型民間業務委託というのは、事業の結果に応じて委託料を支払う業務委託の手法でございます。英語では、Pay For Success、頭文字を取ってPFSというふうと呼ばれているようでありますが、より高い成果を民間事業者に強く働かせることが可能となるということで、新たな官民連携の手法として内閣府が推進しておりまして、これまで医療分野、介護などの分野で活用されております。メリットとしては、行政課題が効果的かつ効率的に解決されること、そして事業者の意欲が大幅に向上することなどとされております。

本市におきましては、昨年度、成果連動型民間業務委託における成婚促進事業の可能性について調査を実施をいたしまして、その結果に基づき、本年8月から事業を実施しているところでございます。

委託契約の目的であります。少子化の要因の一つとも言われております婚姻率の低下を改善すべく、民間事業者の知見、ノウハウを活用してより高い成果を実現するために、意欲と確かな実績を有する事業者を選定して事業を展開するものでございます。

これまで、市におきましては、婚活の事業として実施してまいりました婚活コーディネーター事業、それから婚活支援団体や個人に対する様々な支援制度に加えまして、この事業を導入して婚活支援をさらに重層的に推進することで、婚姻率の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 この成果連動型業務委託につき

ましては、今年の8月からということですが、少子化による婚姻率の低下によつての企業型の婚活なのかなと思いますけれども、今年度の事業内容について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 業務委託するわけでありまして、この成果連動部分の支払い条件というんですかね、その実績が上がった部分について支払うという仕組みになってはいますが、この支払い条件となる指標をまず申し上げますと、契約に3つの指標を設けているわけでありまして、1つには本市に在住・在勤する婚活イベントなどの参加者数、それから2つ目は結婚仲介サービスへの登録者数、そして3つ目は婚姻後に寒河江市内に居住する夫婦の成婚数ということで、この3つの指標を掲げて、指標の実績に応じて委託料を支払うということにしているところでございます。

事業の内容としては、事業者の提案によって、様々な婚活イベントの開催のほか、結婚相談会、それから婚活力向上セミナー、さらにウエディングドレス試着会などを催すということになってございます。今年度は、各種イベントや相談会などを19回開催予定になっておりますが、11月末までで既に8回開催をして、延べ100人程度の方から参加をいただいているところでございます。

今後予定している各種事業の展開によって、目標であります成婚数の増加を我々としては大いに期待しているところでございます。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、市長から事業内容について伺いましたが、我々も業者さんのほうから、このセミナーのパンフレットを頂きました。〔資料を示す〕12月17日には、イルミネーション&ネイルケア体験セミナーということで、やまがた音と光のファンタジアということで公園内でやるような状況があるようでありますが、私も

婚活コーディネーターの一人として、これに参加してもらうように情報を提供しているところではありますが、喜んで参加をしている方が非常に多いなというふうに感じます。

また、今まで100名の方が、8回ですか、今まで8回婚活をやっていて、100人の方が御参加しておられるというのは、非常にすごいなという感じで見えています。

今後とも、この数が減らずに続いていってほしいなと思うわけですが、ただ、この周知方法についてはどうなのか、伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 婚活イベント、それから相談会、結婚セミナーなどの事業を実施していく場合、それを広く周知をして、対象となるような方に対して情報をきちっと届けていくというのが大変大事なことだというふうに思っております。

この事業の周知に関しましては、受託した事業者がチラシなどを作成をして、市内の公共施設、あるいは飲食店、道の駅、スーパーマーケットなどに設置をしておりますし、また生命保険会社でありますとか金融機関などにも協力をいただいて、チラシを配布させていただいているところでございます。

さらに、市報への掲載でありますとか、受託事業者やまがたハッピーサポートセンター、婚活イベント開催店舗などのホームページとか、フェイスブック、インスタグラム、LINEなどのSNSも活用させていただいて、周知を図っているところであります。

また、婚活コーディネーターの皆さんからも——阿部議員はコーディネーターになっておられるわけありますので、そういったチラシが届いたのではないかというふうに思いますけれども、コーディネーターの皆さんからもチラシを配布していただく、対象となる方へチラシを配布していただくなどということ御協力をいただいているところでございます。

多くの方にこうした事業に参加していただけるように、様々な機会を捉えて、多様なツールによる周知に努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、市長のほうから答弁いただきましたが、なかなか目につきにくいという状況はありますけれども、先ほど8回中でも100人ぐらい参加しているということで、滑り出しは非常にいいのかなというふうに思います。

ただ、私の紹介した方で参加した方が、27歳というふうに非常に若い若者だったんですが、募集によりますと25歳から45歳までというような話でしたが、参加者で一番若かったのが女性の方が33歳ということで、「ちょっと僕、行ったっけけど、5つも離れるとなかなか話しにくい」というような声もありましたので、もう少し配慮などもお願いできればありがたいなと思っております。

続いて、(4)番の婚活コーディネーターについて伺いたいと思います。

今まで、29組のカップルが、婚活コーディネーターの仲介により成婚しております。

婚活コーディネーターの制度は、これまで最高29名がコーディネーター登録し、活動した経緯があり、徐々に減ってきております。新型コロナウイルスの影響により生活様式が一変したことも影響し、現在では10名で活動している状況です。講師を招いての講演会などによるスキルアップを目指しながら、月1回の情報交換会や結婚相談会を開催し、成婚数の増に向けて頑張っているところであります。

現在の婚活コーディネーターは、結婚を希望する親世代以上の年齢の方が多くなっているところですが、今後は若い世代の婚活コーディネーターを発掘していくことも必要かと考えております。若い世代の婚活コーディネーターであれば、婚活で結婚した方との交流は続いてい

くだろうと考えられますし、結婚についての話もしやすい環境にあるだろうと思います。

現在の婚活コーディネーターの持っている情報と若い世代の婚活コーディネーターの情報交換は、さらに活動範囲を広げていくことにつながるだろうと考えられますので、若い世代の婚活コーディネーター発掘はますます重要になるだろうと考えておりますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御案内のとおり、寒河江市の婚活コーディネーター制度、平成24年の5月に創設をしたわけでありましてけれども、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚成立に結びつけるべく、仲人、仲介や助言などの支援活動を熱心に取り組んでいただいています。これまで29組の方を結びつけていただいたということでございます。大変ありがたく思っております。そして、今もまた月に1回集まっていろいろ相談をしていただいている、情報交換をしていただいているということでもあります。大変頭が下がる思いでございます。

この婚活コーディネーターの募集については、御案内のとおり、市報でありますとか市のホームページ、パンフレットなどで行っているわけでありましてけれども、先ほど来ありましたが、今は10名の方をお願いをしているということですが、最近はなかなか応募される方が大変少ない状況にあるわけでありまして。

結婚支援、婚活支援というのは、結婚を希望される方が自分に合ったサービスを選択できるような、様々なサービスを官民それぞれが提供していくと、婚活支援はそういうことが大変重要であるというふうに思いますので、コーディネーターの方には、対象者の仲介だけのみならず、情報提供、助言など幅広い、いわゆる伴走型の支援というものを求められているんだというふうに思っているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、現在のコーディネーターの皆さんには、今実施をしております成果連動型の民間業務委託によるセミナーでありますとかイベントの周知などにも御協力をいただいておりますし、委託事業者との合同の結婚相談会にも参加をしていただいているということで、引き続き、時代に即した様々な活動を展開していただければなというふうに思います。

ただ、議員の御提案ありましたが、若い方がそのコーディネーターとして働いていただくということは、御指摘のとおり、その分対象者の年代も狭まっていくということでありまして、共通の話題、あるいは共通の認識というんですかね、などを持っていただけるようなことにつながっていくというふうに思いますから、そういった点は、我々としても目標達成のためには大変大事な部分だなというふうに思っているところであります。

そういった意味で、なかなか具体的にこういう方法があるということは、今まだその案としてはできていないわけでありましてけれども、いろんな助言、御意見をいただきながら、できるだけ若い方が取り組んでいただけるよう、そしてこういう婚活コーディネートの事業に興味を持っていただくような工夫などもさせていただいて、そういう登録が進むように検討していきたい、取り組んでいきたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長のほうから答弁いただきましたが、10年前ぐらいですと、仲人による結婚

率というのは大体10%ぐらいあったのかなと思いますが、コロナ禍でまるっきり行動ができない中で、今非常に成婚率が少なくなっているということですが、仲人の人たちに伺っても、3.5%ぐらいまで減っているのではないかなというような話もあります。

先ほど、市長のほうから話ありましたように、若いコーディネーターの発掘というのは今後ぜひとも必要になるのかなと思いますので、よろしく御配慮のほどお願いしたいと思っております。

続いて、15番、観光振興計画によるインバウンドについて伺います。

新型コロナ感染症が5類になり、観光客が全世界から日本に押し寄せておりますが、韓国、台湾、アメリカ、ベトナムあたりからの訪日客が多いようであります。円安の影響も多いようですが、日本のよさが世界に認められていることが大きいと感じております。

特に、日本の食べ物が好まれているようで、すし、ラーメン、天ぷら、豚カツ、焼き鳥など様々ありますが、どこにでもある食べ物が好まれているようです。

しかし、人気観光地ではオーバーツーリズムによる混雑が報道されており、観光代理店も活用して、もっと地方への流れをつくってほしいものであります。

また、訪日客には田舎の穴場を求めてのアドベンチャーツーリズムが注目されており、地方にもっと目を向けてもらえれば、地域経済や宿泊、飲食、レジャー、小売店など、様々な地域経済効果をもたらしてくれると思います。地方にとっては、外貨を稼ぐ大きな財源になります。地方のPRを大々的に配信してもらいたいですし、地方による観光客の争奪戦が起きれば良いと思っています。

高島町が、2019年と2023年の1月から5月の外国人訪問数伸び率比較で全国2位になりました。

台湾からの半導体関連企業工場誘致が多いと思いますが、台湾の日系ホテルで1か月にわたり高島フェアを開催していることも影響していると思うと、関係者の話でありました。

11月に商工会と関係議員との意見交換会があり、そのときにインバウンドの必要性が話題に上がりましたので、本市のインバウンドの考え方について伺います。

最初に、観光振興計画でのインバウンドについて伺います。

令和5年6月から11月まで、4年ぶりに山形空港に台湾からのチャーター便、16往復32便が運航されました。令和6年1月から3月まで、同じく台湾から31往復62便が運航されると伺っております。村山地区にとっては大きなインバウンド効果があると思いますが、今後、本市をどのように売り込んでいくのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 インバウンド対策について御質問をいただきましたが、国内においては、御案内のとおり、外国人個人旅行の制限が昨年10月から解除されて、インバウンドの回復というものが見られたわけでありました。

日本政府観光局によると、今年10月の訪日外国人旅行者数は、これは推計値ではありますが、251万6,500人ということになっておりました。コロナ前の2019年の実数249万6,568人というのをコロナ後、初めて上回るというふうに回復しているというふうにも思います。

山形県におきましても、先ほどありましたが、台湾から山形へのチャーター便の就航など、観光業の復活、インバウンドの拡大に力を入れていくという方針を県のほうでも示しておりますので、これまでも32便、それから来年も62便ということですね、運航が予定されておりますので、そういったインバウンド拡大の流れを受けて、どういう取組ができるかということだとい



うふうに思います。

御案内のとおり、9月に観光振興計画を寒河江市でつくっております。その中でも、インバウンドの推進というのを大きな柱として取り組んでいるわけではありますが、具体的にどういうふうに進めていくかということで、3つの柱立てをしているところであります。

1つには、台湾向けには雪や果物狩り、そして欧米向けには慈恩寺や日本酒ということで、外国人が好む観光資源の新たな発掘、それから体験メニューをつくっていく、造成が必要であります。2つ目としては、外国人がよく見る観光サイトでの情報掲載、情報発信であります。現地での情報発信力を重視した、SNSによるPRというのが重要かというふうに思います。それから、3つ目の柱としては、台湾などの現地の旅行代理店への働きかけ、それから外国人を対象としたモニターツアーの実施を行って誘客促進を図っていく。この3つを柱にして、取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

さらには、地元の観光関係団体を対象にしたインバウンド研修会の開催をして、この受入れ態勢もやっぱり大事でありますから、その整備を図っていかねばならないというふうに思います。

もちろん、県の様々なインバウンド対策と歩調を合わせながら、寒河江市でもそういう拡大に向けた取組を一層進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** やはり今、山形県のほうに台湾のほうからチャーター便が多く来ておりますが、今のところ考えると、もう冬場になれば蔵王が中心になってしまうのかなというところがありますが、やはり各自自治体でも自分のところのまちを一番的な考え方で物事を考えていかないと難しいのかなと思いますので、本市についても

よろしくお願ひしたいと思いますが、現地エージェントへの働きかけについて伺いたいと思います。

日本各地で、海外メディアによるSNS、動画配信により海外からの多くの観光客が訪れていると伺います。日本でも有名な観光地は、海外メディア企画の配信効果による集客が非常に多いようでありまして、しかし、近年では地方の田舎が取り上げられ、古民家や民宿を改造して外国人専用の宿にしたり、昔からのレトロな店などを売り込んだり、日本人では考えられない日本のよさをアピールしております。

外国から見た日本のよさや、地域のよさを見つけてもらうこともインバウンドにつながってくるとは思います。市長の御所見を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まあ、何が当たるか分からないというところもありまして、我々としても、どういうものが外国人の旅行者にとって魅力あるものになっていくのか、山形県全体としてどうなのか、そして寒河江市はどうなのかということ等を常に意識しながら、いろんな取組をしていかなきゃならないというふうに思っております。

寒河江市に来られた外国人観光客、今年1月から9月までで5,043人となっております。そのうち、約98%は台湾などの東アジア、東南アジアからでございます。また、2,900人以上の方が1月から3月の冬季に訪れていると、今、9月までの実績ですからそういう感じになるのかもしれませんが、訪れている実績であります。

そういう状況でありますから、市内の観光立ち寄り施設への聞き取りでは、やっぱり議員おっしゃるように、雪、降雪のある蔵王とか銀山温泉が特に東アジアの観光客に人気があって、その途中に、その合間に寒河江のいちご狩りなどに訪れているということでもあります。

そういう実態が一つありますから、そういう

ことも踏まえてですね、来年度以降、民間事業者とも連携をして、先ほど申し上げましたが、台湾などで行われる旅行商品の商談会などへも参加をしていく、そして現地のエージェント、特に旅行エージェントのほうに、温泉、食、果物狩り体験、それから慈恩寺などの本市の魅力を積極的に売り込む必要があるというふうに思いますし、また、やっぱり山形の魅力、いろいろあるわけでありましてけれども、雪も大変大きな魅力だというふうに、南のほう、台湾などにはないわけでありましてから、そういったことで、今行っておりますやまがた音と光のファンタジアなどの冬のイベント、冬季のイベント、それから雪中いちご狩りも含めてですけれどもね、そういうことも含めて、雪を生かしたアクティビティー体験などを冬のコンテンツとして最大限に生かしたモニターツアーというものを企画、実施をしていくということが可能性として大きいのかなというふうに思います。

やはり体験型というのは、これからより多く求められるのではないかとこのように思いますので、そこら辺については、今後、旅行エージェントの方の御意見、御提案などをお聞きをしながらブラッシュアップをして、その後のツアー定着につなげていければというふうに考えております。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 私もそう思います。ただ、本市の場合は、雪もそうですけれども、やはり一番メインはさくらんぼの時期が一番大きいのかなと思いますので、その辺のところをうまく台湾からの観光客なども誘致できるような形でいければいいのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ただ、今伺いますと、98%が台湾からの観光客だということですので、やはり台湾というのは寒河江市にとっては非常に大きい観光資源なのかなと思いますので、今後もよろしく願い

たいと思っているところであります。

続いて、(3)のインバウンドに関する広域連携について伺いたいと思います。

7市7町の広域連携、DMOのインバウンドは、県や西村山地区にとって大きな関わりがあると思いますが、市長の御所見をお願いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申し上げましたけれども、今来ている外国人の方というのは冬場が多い、そして蔵王とか銀山温泉などに訪れてくる方が多い、その間に寒河江のほうに寄っていただくという組合せになっているわけなので、寒河江単独というよりも、やっぱりその周辺の様々な自治体との連携を深めていってさらに誘客を促進をする、周辺自治体との連携、広域連携というのがやっぱり大きな課題でありますし、そこをやっぱり重要視していかなければならないという、今まで以上にですね、重要視していかなければならないというふうに考えているところであります。

御案内のとおり、これまでの広域連携の取組としては、本市を含む7市7町で構成するDMOさくらんぼ山形において実施しております。昨年度にSNSを活用したインバウンド向けプロモーションなども行っております。さくらんぼ狩りと慈恩寺に関する、英語版、それから中国語版の記事投稿も行っていたわけでありまして、英語版については約8万6,000人、中国語版については約10万6,000人が閲覧をしているということでもあります。

今年度におきましては、母国のふるさとへの情報発信の機会が多い日本在住の富裕層の外国人向けに、ウェブ情報誌掲載などのプロモーションを実施をしているところであります。そういった形で、間接的ではありますが、何とか観光誘客につなげていくような取組を引き続きしていきたいというふうに思います。

また、現在、外国人富裕層をターゲットと定めて、地方での観光誘客促進、消費拡大を目指す高付加価値なインバウンド観光地づくりプロジェクトというものを、これは観光庁の事業採択を目指しているわけでありますけれども、寒河江市、それから山形県、山形市、鶴岡市、米沢市、西川町などで構成をして、研修会などを行っているところであります。

このプロジェクトでは、雄大な自然と日本を代表する精神文化の聖地であります出羽三山をテーマにして、水でつながる最上川水系と蔵王など周辺山系に根づく世界観や山岳信仰などをブランド化していくべく検討を進めているところであります。金融機関や観光・交通事業者とも協力をして、今取り組んでいるところでございます。

そういった重層的な取組なども含めて連携を深めまして、他自治体や観光事業者と協力しながら、広域観光による外国人観光客の増加について、一層取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** はい、分かりました。ただ、7市7町の広域となりますと、皆同じように回るわけじゃない。やっぱり特徴のあるところに観光客は回るわけですから、寒河江市でも、この7市7町のうちの一角、一角というよりもナンバーワンになるぐらいのものを探していく、それから見つけてもらうということも必要なのかなと思います。やはりそのまちに幾つもなくとも、1つ何かしら大きいものがあれば、そこに寄ってくれるのかなと思います。

ですから、今、寒河江市の場合は慈恩寺などもありますので、ただ慈恩寺を見せるだけでなく、その慈恩寺をどう活用して観光地をつかっていくかということも非常に大きいのかなと思いますので、その辺の御配慮をよろしく願いしたいと思います。

せっかく山形県でも、11月から3月まで合計で94便のチャーター便が台湾から山形空港に往復しますので、山形にきた多くの外国人の観光客から観光地として認めてもらえるか、魅力度を審査される旅になっているのかなと思いますので、本市においても、外国から来た方へのおもてなしの心を構築していく準備も今後必要になってくるのかなと思いますので、今後、まちづくりの中でのインバウンド対策について、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、寒河江市学校施設整備計画の中学校1校案に賛成の一人として、申し上げさせていただきます。

施設の老朽化により、新第5次振興計画から練り上げてきた計画であり、第6次振興計画での寒河江市あり方検討委員会の答申を受けての計画になります。

学校や各地区公民館において説明会を開き、十分説明してきているものと思います。保護者の方々の話を聞いても賛成の意見が多く、「一日も早く工事を始めてほしい」と、多くの声も聞こえます。

パブリックコメントの中に、他県で小中高を卒業した、1,000人規模の学校を卒業して、現在、本市で市内の小学校に通わせている保護者から、「1,000人以上の学校でも何も問題はない」と言わせていただきたいとの体験談からのコメントがありました。また、先生は貴重な人材であり、減り行く人的資源を分散してもメリットがない、むしろ積極的に統合を促し人材豊富な学校にすべきであり、統合を好機と捉え、より質の高い教育現場を求めるという賛成意見がありました。私も同感であります。

私は、今回、中学校2校を設置しても、いずれ訪れるであろう再統合を考えた場合、これから公共施設整備をやっている中で、二重投資は避けるべきであると考えます。

ただ心配しているより、寒河江市で学ばせた

い学校づくりを目指して前に進んでいただきたいと考えている一人として申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「今の、事前通告……（聴取不能）」の声あり）

## 荒木春吉議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号16番について、15番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 師走最後の通告16番の一般質問をします。市長の答弁、よろしく願います。

今春の統一地方選後にはコロナも5類に移行し、人流も以前に戻りつつあるように感じます。今秋に厚生文教常任委員会と議会運営委員会の視察研修を行い、その微成果を踏まえて質問をします。

今年2月18日の全国紙土曜版「はじまりを歩く」欄に、神奈川県川崎市の子どもの権利条例に基づく、同市高津区の川崎市子ども夢パーク、通称「ゆめパ」が紹介されていた。今から30年前の1994年は、我が日本が国連の子ども権利条約を批准し、川崎市の70周年等も重なっていた。31人の子ども委員は、年間250回もの会議を重ねたそうです。

国内には、愛知県豊田市、栃木県日光市、兵庫県川西市、都内国立市など制定自治体が60余に及んでいる。子供権利条例への市長の基本的考えを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子供の権利条例の御質問ですけれども、御質問にもありましたとおり、日本国憲法でありますとか、1989年に国連で採択をされた子どもの権利条約が保障する子供の権利をより具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や各自自治体の取組について定めているものでございます。

子どもの権利条約総合研究所によりますと、

令和5年5月現在で、全国で64の自治体が子供の権利に関する総合条例を制定しているところでございます。御案内のとおりであります。

条例を制定している各自自治体で定めております子供の権利というのは、子どもの権利条約に掲げている4つの権利であります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つでありまして、どれを取ってみても、当然に子供の権利として保障されるべきものというふうに認識をしております。

寒河江市におきましては、御案内のとおり、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすく育つまちづくり」を重要な施策の柱として、今日までも鋭意取り組んできたところでございます。

令和2年3月に策定をいたしました第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画、さらには、令和3年3月に策定をいたしました新第6次振興計画の中で、子ども・子育て支援や子供の権利の尊重などを盛り込んでいるところでございますし、子供の健やかな成長・発達への支援や子育てに関する相談体制の充実、児童虐待の防止など、これまで子供たちの健全育成施策を進めているところでございます。

また、本市におきましては、平成26年の6月18日に、さがえっこすくすく宣言というものを制定をいたしまして、寒河江市の未来を担うかけがえのない宝であります「さがえっこ」が健やかに成長するよう、社会全体で子育てを支えるまちづくりを目指すということを宣言させていただいております。その宣言に基づいて、子供に関する様々な施策を展開しているところであります。

現時点において、御質問にあります条例制定の考えについてはまだ持ち合わせておりませんが、今年度、国が定めることも大綱の内容なども参考にしながら、その必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

- 柏倉信一議長 荒木議員。
- 荒木春吉議員 我が市が展開している子供政策への反映度について伺います。
- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 先ほど荒木議員から、川崎市において30人を超す子供たちが年間250回もの会議を重ねたということではありますが、この件については、こども基本法の第11条にこども等の意見の反映ということが明記されております。こども施策を策定、実施、評価するに当たり、こどもや子育て当事者などの意見を聴取して、反映させるために必要な措置を講ずるものとするというふうになっております。

これまで、寒河江市におきましては、子供の意見を聴く具体的な機会といたしましては、こども議会の開催でありますとか市長への手紙などを実施をさせていただいて、そこで提案された意見、アイデアなどは施策に反映してきたところであります。

また、現在建設中でありますチェリーランドアクティビティエリアについては、学校関係者や保育施設関係者のほか、子育て中のお父さんやお母さんなどからも、どのような施設にしたらいいか、御意見をいただきながら進めているところでもあります。

これからその中の児童遊戯施設の愛称について公募をして、決定していく予定にしておりますが、市内の小中学校にも応募箱を設置をして、実際に施設を使用する子供たちからも多くの応募をいただき、愛着を持ってもらえるような施設にしたいというふうにも考えております。

今後、施設が出来上がっても、今後さらに「こんな遊具が欲しい」でありますとか、「こういったイベントを開催してほしい」などという声を届けていただくために、施設内に御意見箱を設けるなどして子供の声をしっかりと反映させていきたいというふうにも考えております。

また、一方、来年度策定を予定しております

第3期寒河江市子ども・子育て支援事業計画につきましても、でき得る限り子供や子育て当事者などの御意見を十分に反映させていくこととしております。

さがえっこが健やかに成長できるよう、そしてよりよい施策の実現が図られるよう、さらに一層努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

- 柏倉信一議長 荒木議員。
- 荒木春吉議員 どうもありがとうございました。

来年度からチェリーランドでオープンしますあそこの施設は、この権利条約を反映したものになるよう、いろんな方から話を伺って運営をしていただきたいなと思っています。

何をしゃべったらいいかなと思って、今日、最後までじたばたしたんですが、今日の毎日新聞の農業記録大賞という記事が目について、その中の受賞者に山形の尾花沢市の89歳の農家のおばあちゃんと、あと村山産業高校の18歳の高校3年生ですね、農業大嫌いという女の子が受賞したという記事になっていました。多分、産業高校の農業科なのかな、その方が、農業は大嫌いなんだそうですが、その人が学校の教室ではなくハウスの中で土いじりをして、汗まみれになって稼ぐうちに目覚めたという話が今日の新聞に載っていました。

だから、学校で目覚めるのは、多分、机の上ではなくて、野外活動で汗を流すことによって、泥まみれになることによって、本来の精神を戻したのかなと思っています。我が山形県というか村山市は、すごく将来性のある市だなと思って、私、伺っていました。

若いときは、やっぱり頭で考えるよりも、脳みそよりも、IQよりも、体が前に行くような体勢じゃないと駄目だと思いますので、ぜひですね、来年度から開業するあの施設をみんなに利用していただき、心身ともに柔軟な子供がすくすくと育つように願っていますので、よろ

しくお願ひしたいと思ひます。

今日は、答弁ありがとうございました。

終わります。

**散 会** 午後1時35分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和5年12月11日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第4号

第4回定例会

令和5年12月11日(月)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))
- // 2 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- // 3 議第54号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- // 4 議第55号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- // 5 議第56号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- // 6 議第57号 寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について
- // 7 議第58号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- // 8 議第59号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について
- // 9 議第60号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- // 10 議第61号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- // 11 議第62号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
- // 12 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
- // 13 議第64号 寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について
- // 14 議第65号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- // 15 議第66号 寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について
- // 16 議第67号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- // 17 議第68号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- // 18 議第69号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- // 19 議第70号 寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について
- // 20 議第71号 寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定について
- // 21 議第72号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について
- // 22 議第73号 字の区域及び名称の変更について
- // 23 請願第2号 特別委員会の設置に関する請願
- // 24 質疑
- // 25 予算特別委員会設置
- // 26 委員会付託
- 散会



本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））から、日程第23、請願第2号特別委員会の設置に関する請願までの23案件を一括議題といたします。

### 質 疑

- 柏倉信一議長 日程第24、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。  
初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））に対する質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
次に、議第53号令和5年度寒河江市一般会計

補正予算（第6号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号トルコ館に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第62号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第64号寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 1点だけ御質問させていただきまします。株式会社図書館流通センター、略称TRCというんだそうですけれども、東京に本社があるこの業者の指定期間が5年でなく3年というふうにはほかの指定期間より短い理由は何でしょうか。

○柏倉信一議長 渡邊生涯学習課長。

○渡邊健一生涯学習課長 お答えいたします。

初めての指定管理制度を導入した施設におきましては、最初は3年間、その後5年というふうに考えております。

以上でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今回初めてだということで、予算のほうでも債務負担行為の補正ということで追加などもあって、図書館に関する指定管理業務の3か年での追加補正ということで関連してあるわけですけれども、これについて、私も前回の9月議会の中でもちょっと申し上げたんですけれども、指定管理期間が短くなって、まだ実績がないということで今回は3年で仕方ないと思うんですけれども、5年刻みで業者が替わっていく。東京に本社があって県内にはないということで、全国チェーンみたいなどころなん

ですけれども、こうしたところというのが非常に全国的にも脆弱なところということで、市民のほうからも心配されている点があるわけですけれども、東京の業者ということに関してはどのようにお考えでしょうか。

○柏倉信一議長 渡邊生涯学習課長。

○渡邊健一生涯学習課長 寒河江の業者ではない、山形の業者ではない、東京の業者ということでございますけれども、この会社は指定管理を請け負っている図書館数としては全国で420ほど請け負っております。そしてまた、全国で指定管理を行っている公立図書館が721というふうに聞いております。単純に割り返しますと6割弱の公立図書館においてこの業者が請け負っているということになります。そういった意味で、山形、寒河江になくても、東京の業者であっても、十分に能力を発揮する、業務をやっていたけるといふふうに思っております。

以上でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 最後に要望になりますけれども、私、この業者が入っている東根のまなびあテラスのほうに行って、そのサービスの状況を見てまいりました。職員というかアルバイトの若者が5人ぐらいいたのかな。いろいろやり取りしてもすぐには対応していただけなかったり、また、コピーもお願いしたんですけれども、勝手にここで取って行ってくださいということで、申請書を書いて、持ち出し禁止の書籍だったのでコピーも頂いたんですけれども、ただ、やっぱりその辺、サービスという点においては今の寒河江市立図書館とはちょっと違うというか、やっぱり民間なのかなというふうな思いで来たところがあります。

ぜひ、受け止め方はそれぞれだと思っておりますけれども、いろんな提案などですね、移動、出張の図書館などもあったり、山新の記事のほうでもいろいろ要望なども出されているわけです

けれども、ぜひ市民サービスを低下させない、あるいはもっと充実させていくところでさらに御指導していただければというふうに思いますので、要望したいと思います。

○柏倉信一議長 ほかに議第64号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第67号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第68号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第71号寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者

の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第2号特別委員会の設置に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

○柏倉信一議長 日程第26、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	承認第5号、議第56号、 議第58号、議第59号、 議第60号、議第61号、 議第62号、議第68号、 議第69号、議第70号、 議第72号、議第73号
厚生文教常任委員会	議第54号、議第55号、 議第57号、議第63号、 議第64号、議第65号、 議第66号、議第67号、 議第71号、請願第2号
予算特別委員会	議第53号

散 会 午前9時42分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和5年12月15日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
高 橋 達 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第5号

第4回定例会

令和5年12月15日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))  
// 5 議第56号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について  
// 6 議第58号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について  
// 7 議第59号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について  
// 8 議第60号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について  
// 9 議第61号 トルコ館に係る指定管理者の指定について  
// 10 議第62号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について  
// 11 議第68号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について  
// 12 議第69号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について  
// 13 議第70号 寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について  
// 14 議第72号 寒河江公園に係る指定管理者の指定について  
// 15 議第73号 字の区域及び名称の変更について  
// 16 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 17 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 18 議第54号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
// 19 議第55号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
// 20 議第57号 寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について  
// 21 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について  
// 22 議第64号 寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定について  
// 23 議第65号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について  
// 24 議第66号 寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について

- 日程第25 議第67号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 26 議第71号 寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定について
- 〃 27 請願第2号 特別委員会の設置に関する請願
- 〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 29 質疑・討論・採決
- 日程第30 議第74号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 31 議第75号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第76号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）
- 〃 33 議第77号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 〃 34 議第78号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- 〃 35 議案説明
- 〃 36 委員会付託
- 〃 37 質疑・討論・採決
- 〃 38 議会案第5号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出について
- 〃 39 議案説明
- 〃 40 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○柏倉信一議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 この際、太田陽子議員より発言訂正の申出が

ありますので、これを許します。太田議員。  
 ○太田陽子議員 私の一般質問中の通告番号4番、  
 （2）学校施設整備計画についての質問中、「1人や2人でなく、多くの方が本当にそういうことを懸念して、本当に2校でいいのかと疑問を投げかけております」という文を、「1人や2人でなく、多くの方が本当にそういうことを懸念して、本当に1校でいいのかと疑問を投げかけております」に訂正いたします。

よろしく願いいたします。

- 柏倉信一議長** ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

- 荒木春吉議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、12月14日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正について及び議案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についての6案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

- 柏倉信一議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長

報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第1、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

- 古沢清志予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月11日、委員15名全員出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第53号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第53号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。



以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第4、承認第5号専決処分承認を求めることについて(令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第5号))から日程第15、議第73号字の区域及び名称の変更についてまでの12案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第16、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子

総務産業常任委員長。

[安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇]

○安孫子義徳総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号並びに議第56号、議第58号から議第62号まで、議第68号から議第70号まで、議第72号及び議第73号の12案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第56号の審査を行い、その後、承認第5号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第68号、議第69号、議第70号、議第72号、議第73号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「キャンプ場等の使用期間が4月から11月までとのことだが、冬も楽しめるような使用期間を設定するべきではないか」との問いがあり、当局より「本市の積雪の状況を鑑み、安全性を考慮した結果、4月から11月までの使用期間を設定しました。しかし、積雪の状況等によって期間を延長するなど柔軟な対応が取れるように、使用期間を変更することができる旨も条例に定めております」との答弁がありました。

委員より「自然災害など有事の際の対応について、条例に定めるべきではないか」という問いがあり、当局より「条例とは別に作成する利用規程において定める予定です」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「利用料金について、テント1張りにつき3人以内もしくは4人以上と利用人数によって区別しているようだが、利用区画ではなく、利用人数によって料金を設定しているのはなぜか」との問いがあり、当局より「利用人数により料金が区別されているのは、水道や電気の使用料を考慮したものであるためです。そのため、今回の条例改正についても、電気料金等のランニングコストの上昇を反映させたものになります」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「候補者選定結果において、類似施設等の管理実績が8点となっている理由は」との問いがあり、当局より「当該法人は、これまでも同一施設の指定管理者となっており、評価基準にすれば10点とすべきところですが、2年間休業している点を考慮し、8点といたしました」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定団体の自主事業による施設の有効活用方策の評価が8点となっているのは、イベントの企画や活気づくりの提案があったからようだが、その具体的な提案内容と高評価とした理由は」との問いがあり、当局より「選定団体からは、フリーマーケットやマスコットキャラクターとの触れ合いイベントなどの提案があり、また、評価を8点とした理由は、これまでの指定管理者においてはイベントを実施しておりませんでした。今回の選定団体においては自主事業によるイベントなどにより施設を活用することを評価したものです」との答弁が

ありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公園内の設備について、ベンチの老朽化やテーブルの汚れなどが見受けられる。植生の整備のみでなく、公園の利用環境の整備も重要と考えるが、どのように考えているのか」との問いがあり、当局より「おおよそ30万円までの修繕などの軽微な維持管理については指定管理者にお願いしているところですが、御指摘のベンチの老朽化等については指定管理者から報告を受けており、今後、予算への計上を検討しております。また、景観を保つという観点からも指定管理者と十分協議し管理していきます」との答弁がありました。

委員より「選定団体は共同企業体とのことだが、管理に当たっては共同企業体を構成する各企業がエリアを分けて管理しているのか」との問いがあり、当局より「選定団体は4社から成る共同企業体であり、管理は共同で行っていると認識しております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第5号））、議第56号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について、議第58号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第59号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について、議第60号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について、議第61号トルコ館に係る指定管理者の指定について、議第62号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について、議第68号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について、議第69号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について、議第70号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について、議第72号寒河江公園に係る指定管理者の指定について及び議第73号字の区域及び名称の変更についての12案件を一括して採決いたします。

ただいまの12案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

12案件は委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、議第56号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第68号、議第69号、議第70号、議第72号及び議第73号の12案件は原案のとおり承認及び可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第18、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)から日程第27、請願第2号特別委員会の設置に関する請願までの10案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

- 月光裕晶厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第54号、議第55号、議第57号、議第63号から議第67号まで、議第71号及び請願第2号の10案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第3号の1案件についても審査を行いました。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第54号の審査を行った後、議第55号、議第63号から議第65号まで、議第57号、議第66号、議第67

号、議第71号、請願第2号及び陳情第3号の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの補正は、健康診査の申込者数が当初予算において見込んだ人数を大幅に上回ったことによるものとのことだが、申込者数が大幅に増加した要因は」との問いがあり、当局より「健康診査の申込者数が大幅に増加した要因の主なものとしては、1つ目は団塊の世代が年齢到達により後期高齢者医療へ移行したこと、2つ目は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、受診を控えていた方が受診するようになったことなどと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回申請のあった3団体は、いずれも全国的に事業を展開している業者なのか」との問いがあり、当局より「このたび申請のあった3団体全てが図書館に関する業務の請負を全国的に行っている会社です。なお、今回候補者として選定した団体は、指定管理者制度を導入している全国の公立図書館のうち、6割弱の指定管理を行っています」との答弁がありました。

委員より「指定管理者制度の導入後もイベントの開催等において積極的に関わっている他自治体の例もあるが、本市は指定管理者の運営に対してどのような姿勢で臨む考えなのか」との問いがあり、当局より「指定管理者制度を導入したとしても、本市の施設であることに何ら変わりなく、指定管理者制度への移行後においても、図書館の様々な管理運営については積極的にに関わり、定期的に連絡調整会議を開催するなどして連絡を密に取りながら、指定管理者としっかりとした意思疎通を図ってまいりたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回指定管理の対象となる7施設は老朽化が大分進んでいると思うが、施設利用者にはけがなどの問題が発生した場合の責任については、指定管理者との間でどのような取決めになっているのか」との問いがあり、当局より「事故・災害による施設の損傷及び利用者の事故等に対する責任については、市と指定管理者で共に対処することとなります」との答弁があ

りました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「総合子どもセンターは、現在整備中の屋内型児童遊戯施設と似たような性格の施設だと思う。指定管理者同士が連携するなど、これらの2施設の連携をうまく取っていく必要があると思うが、考えている方策等はあるのか」との問いがあり、当局より「ゆめは一と寒河江については、子供だけで利用が可能な子供の居場所として考えており、屋内型児童遊戯施設は保護者が同伴で入ることを想定しております。平日に子供だけでふだん使いできる施設と、保護者と行く施設というように、それぞれ使い分けができる施設にしたいと考えております。なお、屋内型児童遊戯施設にゆめは一と寒河江の職員等を派遣して、保護者の相談を受け付ける子育て支援センターの機能を持たせることも検討しており、そのような形で機能を充実させていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をも

って原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号特別委員会の設置に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「学校施設整備計画は、これからの寒河江市の教育環境をどのようにしていくかという重要なものであると思う。今月の教育委員会で当該計画が改定されることになっているが、まだ市民の間では、中学校1校案、2校案の双方に対し様々な意見がある。当該計画への賛否にかかわらず、議会として根拠を持って結論を出すためにも、特別委員会を設置の上、調査研究を行い、いい方向に向かうように全員で検討していくべきだと思う。私はこの請願に賛成する」という旨の意見がありました。

委員より「学校施設整備計画については、これまでに何度も議会への説明があり、また、計画の改定案については、今月の教育委員会で最終案が示され、改定が行われる段階に来ているものである。私は、特別委員会設置の必要性はないと思う」という旨の意見がありました。

委員より「私の周りでは現在示されている学校施設整備計画に賛成の方が多。これまで計画を様々に練ってきた経過もあり、特別委員会を設置する必要はないと思う」という旨の意見がありました。

ここで、委員より、請願の趣旨説明を聞くために請願者の出席を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成少数をもって請願者の出席を求めないことに決しました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号が採択すべきものと決しましたので、陳情第3号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「陳情項目2つ目の「すべての医療機関・介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること」について、全てに行き渡るような施策というのは現実的には非常に難しいと思う。そのため、「医療機関・介護施設への物価高騰支援策を拡充すること」へ変更すべきだと思う」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質疑ですか、渡邊議員。（「委員長報告に対する質疑です」の声あり）渡邊議員。

○渡邊賢一議員 それでは、委員長のほうに質問させていただきます。

まず、請願第2号の特別委員会設置に係る請

願についての報告がありました。

まず1つ目は、私どもの議会基本条例、これは平成24年6月20日条例第24号ということで定められたものなんですけれども、この第6条の第4項、「提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする」というふうに規定されているわけです。

これについては、請願に関わる紹介議員及び請願者の委員会出席に関する内規、申合せについて、これまた規定があるわけなんですけれども、これは常任委員会で当然のことながら検討し、そしてどう取り扱うかを議論すべきものなんですけれども、私が申し上げたいのは、請願に関わる紹介議員、この部分ですね。複数の紹介議員がいたわけですから、太田議員以外の紹介議員についての検討はなされなかったのかということと、また、そういう議会基本条例というものがあがりながら、あえてこの請願者の意見を聴く機会を採決でもって判断するという、そこは最終手段だと思うんですけれども、少数意見の尊重ということを委員長はどのようにお考えでそのように決めたのか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 月光委員長。

○**月光裕晶厚生文教常任委員長** まず、紹介議員が2名いたということに対してですが、委員会における審議の中で、委員より、委員外議員である紹介議員の出席を求める動議は出なかったため、出席の要求はしておりません。

条例違反について、私の考えはどうか、どういう考えで進めたかということに関しては、委員長は中立の立場から委員会を運営するものであり、その職責からして、審査案件に関する自身の見解など、そういった進行の見解などを述べるべきではないと思いますので、私の意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 委員長でそういう採決をする場合は、きちんと何に基づいてこの採決をするか

ということを、事前に諮る前にですね、こういう規定があるということをしちんと認識をさせるべきだというふうに思います。

あともう一つ、この請願は、市当局あるいは国・県へつながる提案ではなくて、議会活動に関する政策提言のための特別委員会設置であるということを出されたものです。ですから、今議会の会期中に採択、不採択を決するという事になっているわけなんですけれども、内容が市議会活動に関することであって、慎重に審議されるためには、議員でない請願者からその真意を聴く、意見を聴く必要があるというふうに思います。

先進自治体の場合ですと、請願を出す際にも、参考人招致という形で委員会に来てくれというふうに説明を求められた場合は、それに同意できますかというふうなことまで意思表示を示せる自治体もあるというふうに伺っています。当然、これからそうすべきだというふうに思いますが、そういう規定がない以上、委員会での決定というものは非常に重いものだというふうに思います。

先ほど報告された、常任委員会で請願者に意見を聴く機会が与えられなかったというふうなことは、つまりこの努力義務、「努めるようにする」というふうな努力義務規定でありながらも、請願者に何も手だてをしないということは、まさにこの議会基本条例の制定の趣旨に反し、これまで私も議会活性化検討委員会などにも委員として参加をさせていただいてきましたけれども、そこで議論になった委員会の活発化、そういったものに反するというを強く指摘したいというふうに思います。

以上です。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。(「議長」の声あり) 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 それでは、緊急動議を、特別動議を申し上げたいと思います。

事務局のほうに伺いましたら、事務的な規定は定められていないということで、口頭でもいいというふうにおっしゃっていましたので、それに基づいて動議を申し上げます。

まず、議会運営委員長の報告にはありませんでしたけれども、昨日、請願者の意見を聴く機会を設けるというふうなことで議会運営委員会の中でも議論がありました。それで、その請願提案者からのペーパーですね、これが議長宛てに出ているわけでありまして。本会議場で請願提案者の意見を聴いた上で、しっかりと審議すべきだというふうに強く求めますというふうな申入れがあるわけです。この本会議の中で、きちんとそういう機会を設けるべきだと私は思うのでございます。

先ほど言った議会基本条例第6条第4項に規定されているばかりでなく、もう一つは、議長自らが、これは今年の5月19日の市議会第2回臨時会で、議長・副議長選挙候補者所信表明の中で、学校施設整備計画に関する発言があるからでございます。

それをそのまま、原文、録画のほうから起こした文章を申し上げますと、柏倉議長は、「寒河江の未来を占う、とりわけ重要な課題が山積しております。中学校の統廃合、小学校の統廃合」「こうした政治課題に真摯に向き合い、支持者の代弁者として議論を尽くすことで、議員として責任を果たせる、存在感のある議会にしていきたいと考えているのであります」というふうに所信表明をされているわけでありまして、そうしたことから、議長、しっかりとその言動一致できるようにですね、ここは議長で申請者からの発言の機会をつくるべきではないでしょうか。ぜひお諮りいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 ただいま渡邊賢一議員より、請

願第2号特別委員会の設置に関する請願について参考人招致を求める動議が提出されましたが、この動議を議題として取り上げるることについて起立により採決いたします。

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで、請願第2号特別委員会の設置に関する請願について参考人招致を求める動議を議題として、起立により採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、本動議は否決されました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

渡邊議員、賛成ですか、反対ですか。（「ほかに、議長……」の声あり）第何号に対して。渡邊議員。（「請願に対して、請願第2号に関して賛成の討論です。あと、議長、ほかに反対討論があるかないかも諮っていただきたいと思います」の声あり）もちろんです。

ほかにありませんか。後藤議員。（「請願第2号に対する反対の立場での討論です」の声あり）

ほかにありませんか。太田議員。（「請願第2号に対する賛成の討論です」の声あり）

ほかにありませんか。野口議員。（「請願第2号に対しての反対の討論です」の声あり）

それでは、初めに、請願第2号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 特別委員会の必要性について、申請者が文書で述べておられますが、私からもこの請願に対する賛成討論を申し上げ、賛成理由として2点申し上げたいというふうに思いま



す。

まず、特別委員会で調査すべき小学校の統合計画の問題でございます。

今回の最終案では、醍醐小学校の複式学級解消については何年も先送りとなります。白岩小についても同様で、最終案における高松小学校跡地の統合小学校早期建設が望まれるわけであります。

また、一番老朽化が進んでいるとされる、改築が急がれる西根小学校についても、さらに、さらに先送りとなる計画です。西根小学校の移転改築を先送りしたことで危険な校舎で勉強させることになり、これもまた大きな問題であります。

さらに、現寒河江中部小学校の児童数660人の膨張、そして教室が足りなくてプレハブ校舎で勉強しなければならない残念な状況がこのまま改善されず、一方で、寒河江小学校、児童数410人の空き教室が増え続けるという、この2校の不均衡、教育環境の格差がますますひどくなるのであります。これは、まさに今回の計画で比較された中学校、陵南中と、陵東中、陵西中、2校のアンバランスとなっているわけであります。

こうした問題について、5年後に見直しを先送りすることなどは黙っていいのでしょうか。私たちこそが、現場の教職員や子供たち、PTAの意見に耳を傾け、この計画の中身について、存在感を持った議会として特別委員会を設置してしっかりと議論すべきであります。

次に、中学校統合の問題についてであります。

パブリックコメントにも多数問題視されておりますが、東北最大級のマンモス中学校は、不登校やいじめの温床になることに加え、300人を超える同級生の顔と名前が一致なくなるなど、スクールバス通学で不便になること、また部活動の地域スポーツクラブ移行もまだまだ未定であること、地域の伝統行事が継承されにく

く、地域との結びつきも希薄になること、児童生徒、そして保護者、家族、そして地域住民はこうした計画に理解に苦しみ、ますます不安になっているのであります。

とりわけ、特別教室や体育館など校内施設、備品の利用が制限され、生徒一人一人に目が行き届かなくなると現場の教職員や元職員から根強い反対が多く、今後の学校運営に重大な支障を来すことが計画段階から指摘されているのであります。

義務教育としてふさわしい学校施設整備実現に向け、学区再編による中規模校2校建設、建設予算の再検討など、計画改定最終案の見直しを市民は強く要望しているのであります。

したがって、統廃合の大前提となる適正規模・適正配置に合致していないこと、あり方検討委員会答申である老朽化対策、少子化対策を踏まえていないこと、あと少人数学級とか複式の解消という点も全く解消されていないこと、私たち議会が責任を持って、この特別委員会ですっきり再検討すべきだというふうに思います。そして、市民の御意見を基に、私たちが議会案としてしっかりと市長に提言すべきものなのであります。

もう1点、理由としては、先ほど紹介した寒河江市議会第2回臨時会の副議長選挙での所信表明会の発言であります。

1人目が、太田芳彦議員の発言です。

「本市では、学校再編で、特に中学校の1校問題で今揺れている状態です。誰もが切磋琢磨するには2校が必要といった声が大きいです。1,000人もの生徒数を抱えるマンモス校が必要なのか」と市民の声があります。ただし、一方では、2校にすれば当然お金がかかる、先生の数も足りていないといった問題もあるようです。もっともっと議論を尽くして決定すべきだというふうに考えています」と述べています。

もう1人、現阿部 清副議長の発言です。

「学校統廃合が問題化しており、議会の果たす役割がますます大きくなっています。議員一人一人が活発な議員間討議を重ね、問題を解決していかなければなりません」、そのようにこの所信表明で発言をされているわけです。

市と議員に対して議論を尽くすべきというふうな旨を発言されているのに、先ほどの意思表示は、私はちょっと疑ってしまうのでございます。

最後になりますけれども、こうしたさがえっこの輝く未来、80年先の学校、100年後のさくらんぼの里について、最初から結論ありきで十分な議論を尽くそうとしない、具体性のない脆弱な計画を白紙委任するようなことは大変残念でなりません。言葉は悪いかもしれませんが、議会としての存在意義を自ら否定することに等しく、まさに議会人としての責任放棄と言わざるを得ません。

さきの一般質問で、捨てぜりふのような形で阿部副議長が、私の周りではみんな賛成だから、早く造れ、早く造れと述べていますが、どんなものを造るか、どこに造るかも決まっていないことをせがんでも全く意味がないのであります。

佐藤政人議員が訴えた田代地区の現状を、寒河江川左岸の地区の未来予想図として、地域振興策をしっかりと議論すべきです。

佐藤耕治議員が要望した地下核シェルター、これが本当に必要かどうか、この特別委員会で議論したらいかがですか。

私は、私ども議員に負託された責任だというふうに思うのであります。

以上をもって、特別委員会の設置を求める本請願は、願意妥当として賛成すべきことを強く申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

以上であります。

○柏倉信一議長 次に、請願第2号反対討論について、後藤健一郎議員の発言を許します。後藤

議員、後藤健一郎議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 それでは、私は、請願第2号特別委員会の設置に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

この請願では、学校施設整備計画に関して、市民の理解が得られていない、多くの市民の合意形成が不十分であるとのことであります。

私は、これまでの学校施設整備計画案について、市民を置き去りにして性急に事を進めているとは思えません。

まず、令和元年7月に学校のあり方検討委員会を立ち上げ、令和3年11月の第10回まで、2年以上かけて慎重な審議がなされております。そしてその後、学校施設整備計画案の説明会を開いておりますが、令和4年5月から9か所の小学校で第1回説明会を、令和4年10月からは地区公民館や文化センターなど8か所で第2回説明会を開催しております。

そのほかに、令和4年の5月、11月、12月に町会長向けの説明会を行っており、令和4年7月に、先ほど渡邊議員の賛成討論でも名前が挙がっておりますが、白岩小、醍醐小、高松小、三泉小での保護者向けの説明会を行っております。同じく令和4年11月に、幼稚園、保育所、小学校保護者向けの説明会を5回行っております。

また、今年1月から3月に幼稚園や小学校10か所での説明会を行い、さきの10月には文化センターや西部地区公民館などで5回説明会も行われたばかりであります。

それと並行いたしまして、西根小、三泉小、高松小、醍醐小、白岩小のPTA役員による2回の検討会議、陵東中、陵南中、陵西中のPTA役員による検討会議も行っているようですし、私も小学校、中学校の子供がおりますので使っておりますが、小中学生の保護者が使用しているアプリ、さくら連絡網での意見の聴き取り、

さらに、幼稚園、保育所を通じての保護者への意見の聴き取りも行っております。

今、ざっと挙げたことに加え、その都度、市報などによる広報も行っておりますので、私は市民に広く情報発信や説明がなされていると思っております。

これだけの説明会を行っているのに、参加者が少なく、市民の理解が得られていないではないかという御意見もあったようですが、提案している内容が、問題ではない、もしくはお任せするという方は会場に足を運ばないという傾向があるのは、この学校施設整備計画に限った話ではないと私は思います。

ちなみに、先ほど申し上げたとおり、私は小学校と中学校に通う子供の保護者でもありますので、私の周りに話を聞いてみたところ、学校の再編計画について知らない方はおりませんでした。逆に、「あの話、まだ進んでいなかったのか」という御意見もいただいております。

先日の一般質問でも、焦らず、もっと時間をかけて計画を進めるべきではないかという発言があったかと思えます。確かに、時間をかければ、よりいい計画が、より合意形成が進められるかもしれません。

しかし、先ほども述べましたが、学校のあり方検討委員会の第1回の会議から4年半経過しております。その間、当初の予定からは2年先延ばしになりましたし、また、市民から寄せられた意見を酌み、当初計画を改定し、その改定案の説明会を、さきに申し上げたとおり、広く開催しております。

その学校施設整備計画が、やっと今月、教育委員会で決定されるとのこと。今月といっても、今日がもう15日ですので、あと1週間あるかないか、そんなところかと思えます。今まさに決まろうとしている計画をさらに先延ばしするようなことは、果たして子供のためになるのでしょうか。

ここにいらっしゃる議員各位は、各種式典や授業参観、学区議員と語る会などで中学校に何度も足を運んでいるかと思いますが、その際に見た校舎の状況はいかがだったでしょうか。老朽化リスクを感じた方も多いのではないかと思います。

私は、間もなく教育委員会で議決されるであろう学校施設整備計画に待ったをかけ、さらに時間をかけようとする、この請願の採択には反対をいたします。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 請願第2号特別委員会の設置に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。

本来であれば、学校施設整備計画が教育委員会より提案があったときに特別委員会を立ち上げ、寒河江市の全体を考え、まちづくりや地域のバランスなどをどのように考えていくか、総合的な検討が議会として必要でありました。

多くの市の施設が老朽化し、どのように更新していくか、学校も含め考えていく時期に来ています。学校の建て替え問題などを先行していますが、それを先行したとき、全体のまちづくりなどに影響はないのか、市政に対しての市民の不安などをどのように解消していくか、議会として調査研究していくことが必要ではないでしょうか。

学校の統廃合などについても、市民の皆さんのいろいろな意見があります。私や渡邊議員に寄せてくださる方は、統廃合について慎重な意

見が多く寄せられています。一方、一般質問の中でありましたように、ほかの議員の方には賛成の意見が寄せられていることが分かりました。

私は、先ほど後藤議員がおっしゃった説明会に、一、二回欠席しましたがほとんど参加しました。若いお父さんやお母さん、幼児教育の専門家、現職の教員の方などなど、本当に一生懸命考え、意見を述べられている姿を見て、その意見を聞き、議会に届けてまいりました。

この4月改選のとき、私が街宣をしていると、「学校を頼む」と声をかけてくださる方や、街頭から私の公約を述べていると、中学生から大きな拍手をもらうことができました。私の公約の中に「学校施設統合・廃合を考えていこう」というのがありますので、それをきちんと皆さん見て、私に投票してくださったものだと思います。

また、この整備計画は、これから10年、20年先、学校は80年先まで考えての整備だということです。学校の利用、寒河江市の将来を考えての計画であります。お金も数十億かけて行う事業です。こんな、市を左右し、大きく市民の生活に関わる問題、これを議会としてどういうふうに考えていくのか。反対、賛成、関係なく、子供たちや地域の住民の皆さんの不安や声を真摯に受け止め、調査検討し、市民の皆さんの合意が得られるようなよりよい計画にしていくなめにも、この議会としての特別委員会の設置を求め、討論を終わります。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第2号反対討論について、野口康一郎議員の発言を許します。野口議員。

〔野口康一郎議員 登壇〕

○**野口康一郎議員** 請願第2号、特別委員会の設置について、反対の立場で討論いたします。

初めに、寒河江市立学校のあり方検討委員会の初回会議が、令和元年7月10日に、当時の教育長をはじめ、学識経験者、学校の先生、各地

区のPTAの役員の方、地域の代表の方、公募委員の方など、合計17名のそれぞれ違う立場の方々が参加し、計10回会議が開かれております。

議事録も拝見させていただきました。その中で、お互いの立場や地域の事情、これから起こるであろう問題点など、多くのことを議論なされているようでした。どれもこれも子供たちのことを考え、メリット、デメリット、両方の意見が出ているようでした。

アンケートも提出され、60%以上の回答をいただいたとあり、多くの市民の皆様の御意見も伺っているようですので、市民の合意形成がなされていないというのには当たらないと感じました。

そして、これまでも議員懇談会などで何度も議員にも説明がなされていますし、市民の皆様からの「説明が足りない」との御意見をいただき、本来予定していた用地選定会議も中断し、1年かけて地域説明会も開かれました。

令和5年12月に最終案を提出するとのロードマップも示され、当初の計画から2年遅れて新体制のスタート予定となっております。そこに来て、なぜ最終案が提出される今、特別委員会が必要なのでしょうか。1年前には既に市民の皆さんへも現在のロードマップはお示しされておりますので、請願が出されるのであれば、もっとほかにタイミングがあったのではないのでしょうか。

これまでも、地域説明会や議員懇談会、パブリックコメントをいただくなど、初回会議から既に5年かかっております。このたびの特別委員会を設置するとなると、今まで行ってきた議論をやり直さなければならないのでしょうか。また同じ時間をかけなければならないのでしょうか。その犠牲になるのは、結局、私たちの子供たちです。

令和12年にできる予定の新しい中学校に入学できる、新しい中学校に2年間だけ通える、1

年間だけ通える、実際に今、小学生以下の子供を持つ私をはじめ我々保護者は、市が提案したロードマップを見て、自分の子供が何歳のときにできるのかと考えています。特別委員会が設置されれば、さらなる混乱が生まれると感じます。

次に、現在の中学校の校舎の老朽化も深刻です。水道管が老朽化し、学校の水が飲めない、雨漏りがする、外壁が壊れている、体育館の破風板が壊れているので危ないなど様々な問題を抱えていると聞いております。そのことを解決するためにも一刻も早く、子供たちのために新しい校舎が必要だと思えます。

誰もが納得できる結果を、誰もつくることはできないと思えます。これからは、今挙がっている課題をどういうふうに関解決し、納得できる人を増やし、子供たちから喜んでもらえる、子供たちを入れてよかった、あの学校に入れたいと思ってもらえるように、お互いに協力し、努力する時期だと私は考えます。

以上の理由から、このたびの特別委員会の設置には反対させていただきます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第64号及び請願第2号を除く議第54号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第55号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第57号寒河江市屋内型児童遊戯施設の管理に関する条例の制定について、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について、議第65号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について、議第

66号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について、議第67号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について及び議第71号寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場に係る指定管理者の指定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号、議第55号、議第57号、議第63号、議第65号、議第66号、議第67号及び議第71号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第64号寒河江市立図書館に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号特別委員会の設置に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第30、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第34、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてまでの5案件を一括議題といたします。

## 議案説明

- 柏倉信一議長** 日程第35、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の交付金を活用し、物価高騰等の影響を大きく受けている低所得世帯への支援を速やかに行うため、寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業費の追加を行うほか、ふるさと納税の増加に伴う基金管理事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ9億8,688万

4,000円を追加し、予算総額を240億7,208万5,000円とするものでございます。

次に、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

歳出予算について、総務管理費を35万4,000円減額し、包括的支援事業任意事業費を35万4,000円増額するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ補正前と同額の47億4,121万9,000円とするものでございます。

次に、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍事務の手数料について所要の改正をしようとするものでございます。

以上、5案件について御提案申し上げましたが、詳細につきましては関係課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 柏倉信一議長** 議第74号及び議第75号の詳細説明を鈴木総務課長に求めます。鈴木課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

- 鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職のうち、市長、副市長、教育長並びに病院事業管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

この改正条例は、4条立ての構成になっており、第1条及び第3条は公布日施行で適用日が

令和5年4月1日、第2条及び第4条は令和6年4月1日から施行とする内容でございます。

第1条の改正内容について御説明いたします。寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正で、第4条には常勤職員、市長、副市長、教育長の期末手当、第7条には議会の議員の期末手当に係る支給月数が規定されておりますが、山形県人事委員会勧告や県知事、県議会議員、国会議員の改定状況を踏まえ、12月の支給月数を1.625月分から1.675月分へ0.05月分引き上げるものでございます。それに伴い、年間支給月数を3.25月分から3.30月分に引き上げる改正となります。

第3条につきましては、寒河江市立病院事業の管理者の期末手当に係る支給月数を第1条と同様に改正しようとするものでございます。

第2条及び第4条の改正内容について御説明いたします。常勤特別職、議会の議員、病院事業管理者の期末手当について、令和6年4月1日から、年間支給月数を変えずに、支給月数を6月と12月で均等にするものであります。これは、給与改定に伴い期末手当の引き上げを行う場合、改正年度は12月の期末手当の支給月数のみで調整を図ることが一般的であるため、翌年度の支給月数を再度改正するものであります。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、附則第2項は、差額を支給することとするため、既に支給された期末手当は内払いとする旨、規定するものでございます。

続きまして、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の給与月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定しようとするものでございます。

この改正条例は、2条立ての構成になっており、第1条は適用日を令和5年4月1日に遡る改正内容で、第2条は令和6年4月1日施行と

する内容です。

第1条の改正内容について御説明いたします。これは、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与の改定を行うものです。

第16条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の期末手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに1.20月分ですが、これを6月は1.20月分、12月を1.25月分とし、0.05月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を2.40月分から2.45月分に引き上げる改正となります。

第16条第3項の改正は、再任用職員の期末手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに0.675月分ですが、これを6月は0.675月分、12月を0.7月分とし、0.025月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を1.35月分から1.375月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当率の引き上げを行うものです。現在の支給割合は6月、12月ともに0.975月分ですが、これを6月は0.975月分、12月を1.025月分とし、0.05月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を1.95月分から2.00月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当率の引き上げを行うものでございます。現在の支給割合は6月、12月ともに0.475月分ですが、これを6月は0.475月分、12月を0.50月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を0.95月分から0.975月分に引き上げる改正となります。

別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表(二)、(三)につきましては、増額改定となっております。

行政職給料表では、高卒の初任給を1万2,000円、大卒の初任給を1万1,000円引き上げし、

若年層に重点を置きつつ、全ての級で給料月額を引き上げるものです。主事級で1万2,000円から500円程度、その他の主任、係長等の級では8,400円から500円程度を基本に引き上げ、平均改定率1.03%となっております。

医療職の給料表(二)、(三)についても、行政職との均衡を基本に引き上げております。

続きまして、第2条の改正内容について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項の改正は、期末手当の支給割合について、令和6年4月1日以降は6月と12月の支給割合を均等にするものです。

第17条の3第2項第1号及び第2号の改正は、勤勉手当の支給割合について、令和6年4月1日以降は6月と12月の支給割合を均等にするものであります。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給をされた給与は内払いとする旨、規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 議第76号詳細説明、歳入全部について、小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について、初めに歳入につきまして御説明いたします。

5ページの事項別明細書を御覧ください。

14款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者世帯に7万円を支給する寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業に充当するもので、事業費の全額が国のほうから交付されます。

15款2項7目の山形県地域経済活性化物価高騰対策事業費補助金は、市町村が行うプレミアム商品券事業に対し、人口1人当たり1,000円を県が負担するもので、地域経済緊急対策事業

に充当いたします。

17款1項1目の寄附金は、ふるさと納税の増加を見込み、追加をするものでございます。

18款1項8目の繰入金は、今回の補正の財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は約18億7,740万4,000円となります。

以上が歳入でございます。よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 次に、歳出各款、歳出2款について、鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**鈴木 隆総務課長(併)選挙管理委員会事務局長** 次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書6ページの1款議会費から12ページの10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当支給月数の引上げと一般職の職員の月例給及び期末勤勉手当支給月数の引上げに伴う、給料、職員手当、共済費等3,583万1,000円の増額となりますが、人事異動や育児休業等に伴う給与費等経費の調整により5,058万8,000円の減額となり、全体としましては1,475万7,000円の減額をしようとするものでございます。

同じく事項別明細書6ページの2款1項1目の総務管理事業の委託料につきましては、このたびのふるさと納税に係る贈収賄事件を受けて、庁内に再発防止対策プロジェクトチームを立ち上げ、再発防止対策を進めておりますが、その対策内容について、公認会計士等の外部機関に検証してもらうための業務委託料でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 歳出第2款、山田さくらんぼ観光課長。

〔山田良一さくらんぼ観光課長 登壇〕

○**山田良一さくらんぼ観光課長** それでは、私か



ら、第2款第1項第5目財産管理費について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税の寄附金の収入が今後増加するのを見込み、それに伴う返礼品等の支払いに対応するため追加するものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

補正予算の詳細ですが、報償費は返礼品調達費及び送料でございます。

役務費は、現在契約しております寄附受付ポータルサイトの手数料でございます。

委託料は、今後の寄附増加に伴い発生する寄附受領書発行をはじめとする業務に係る費用でございます。

最後に、積立金ですが、来年度以降の事業に充当するための積立金を追加するものでございます。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○柏倉信一議長 歳出第3款、小林福祉国保課長。

〔小林弘之福祉国保課長 登壇〕

○小林弘之福祉国保課長 続きまして、3款1項1目寒河江市住民税非課税世帯物価高騰対策支援事業につきまして御説明いたします。

8ページを御覧ください。

このたびの事業は、物価高騰の影響を受けた方に対する国の重点支援地方交付金が追加されまして、対象事業となる低所得世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯を対象に7万円を給付するものであります。

事業の内訳について御説明申し上げます。

今回の業務に当たり、会計年度任用職員の報酬や共済費、旅費、また職員の時間外手当のほか、郵送料や振込手数料等の役務費、印刷製本費や消耗品等の事務費分に7万円の給付金2,600世帯の扶助費を加えた合計1億8,850万円を計上するものであります。

以上、よろしく御願ひいたします。

○柏倉信一議長 歳出第7款、白田商工推進課長。

〔白田純一商工推進課長 登壇〕

○白田純一商工推進課長 第7款商工費について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

7款1項2目商工振興費の地域経済緊急対策事業は、物価高騰等の影響による厳しい経済環境を踏まえ、消費喚起など市内経済の循環と活性化を図ることを目的とし、プレミアム商品券事業を実施するための経費として6,083万1,000円を追加するものです。

プレミアム商品券実行委員会負担金6,083万1,000円の内訳としましては、商品券のプレミアム分として4,500万円、事務経費として1,583万1,000円をそれぞれ見込んでおります。

このたびのプレミアム商品券事業は、スマートフォンアプリ、チェリンPayによる実施を想定しており、現在実施中のチェリンPayによる商品券同様、プレミアム率を30%、販売単価5,000円としたものをこのたびは3万セット分として見込んでおり、これに伴う発行総額は1億9,500万円となる予定であります。

なお、実施内容の詳細につきましては、事業委託先である寒河江市緊急経済対策事業実行委員会などと調整を図りながら決定をまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○柏倉信一議長 次に、議第77号詳細説明、寺西健康増進課長。

〔寺西里衣健康増進課長 登壇〕

○寺西里衣健康増進課長 それでは、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものです。

歳出について申し上げます。

3ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費を35万4,000円減額し、4 款 3 項 1 目包括的支援事業任意事業費を35万4,000円増額するものです。

その結果、歳入歳出とも増減はなく、予算額は補正前と同額の47億4,121万9,000円とするものであります。

人件費の流用等はできないことから、このたびの補正予算とするものでございます。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**柏倉信一議長** 次に、議第78号詳細説明を、小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 議第78号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正戸籍法の施行に伴い、令和6年3月1日から、本籍地以外の市町村でも戸籍証明書等を取得することができる広域交付が始まります。

また、令和6年度末から、パスポートの発給申請などで、戸籍電子証明書提供用識別符号という符号を前もって取得しまして、それを提示することにより戸籍電子証明書を確認できることになり、戸籍証明書等の添付が不要になります。

戸籍事務の手数料については、地方自治法において、標準手数料、政令が定める額を標準として条例で定める必要があるとされておりますが、戸籍証明書等の広域交付事務などに係る標準手数料政令等が今月の6日に公布されましたので、3月の開始に間に合うよう、手数料条例の一部改正案を追加議案として上程するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

## 委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第36、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第74号、議第75号、議第76号、議第77号及び議第78号の5案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第37、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第74号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第75号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第76号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第77号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第78号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第74号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第74号は可決されました。

次に、議第75号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号令和5年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号寒河江市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第38、議会案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第39、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第5号医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担軽減及び診療報酬・介護報酬の大幅な引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時57分

○柏倉信一議長 これにて、令和5年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 佐 藤 政 人

会議録署名議員 太 田 陽 子

会議録署名議員 古 沢 清 志



令和5年12月11日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	東海林恒	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会  
令和5年12月11日(月) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時46分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○古沢清志委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 質 疑

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力お願いいたします。

初めに、議第53号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、2款の政策推進事業費についてお伺いいたします。

こちらは立地適正化計画の策定ということで

## 議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第1、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

## 議 案 説 明

○古沢清志委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。



ありますけれども、まずこの立地適正化計画をどれぐらいで策定、公表する予定なのか、そのタイムスケジュールについて伺いたいというのがまず1点です。

そして、2点目が、寒河江市都市計画マスタープランの中に都市マスから委任される関連計画としてこの立地適正化計画が出てくるんですけども、非常に似たような名前でも中身もまあまあ似ているので、今回この議案によって市報なり議会だよりなりでこの名前が出てきたときに、市民の皆さんからは、何か同じようなことをまた決めるのかと、ちょっと違いが分からないというような声が多分出るのかと思います。私としては、都市のコンパクト、いわゆるコンパクトシティと交通ネットワークという部分に特化したものであるとは思っているんですけども、具体的に、この立地適正化計画、どういった内容なのか、そしてこれを定めることによってどういうふうになるのかという点についてお聞かせいただければと思います。

○古沢清志委員長 東海林企画創成課長。

○東海林 恒企画創成課長 それでは、御質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、策定のスケジュールというふうなことでございますが、立地適正化計画と併せまして、都市計画のマスタープラン、こちらの見直しを一体的に、一応現段階では令和7年度中の策定を目指して作業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

2問目でございますが、まず都市計画のマスタープラン、現計画が令和7年度までの計画というふうなことでございます。こちらにつきましては御案内のとおり都市計画法に基づく計画というふうなことでありまして、土地利用や道路、公園、自然環境などをどのように整備、配置していくかというふうな、まちづくりの方向性を総合的に進める計画というふうなことでございます。

このたび補正ということで上程させていただいております立地適正化計画でございますが、こちらにつきましては、都市計画のマスタープランに基づきまして、居住機能や例えばあと医療・福祉・商業施設等の都市機能をどこにどのような形で集約をしていくのかというものをマスタープランに基づいて具体的に定める計画というふうなことでございます。

なお、この立地適正化計画の策定によりまして、今後上物を整備する場合などに個々の基準というものがありますので、そちらに適合することであれば一部国費の導入が可能になるというふうなこともございまして、今後計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○古沢清志委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。今まさに議論している中ですが、個別施設計画等も非常に大きく絡み合ってくる部分だと思いますので、しっかりと策定のほうをお願いしたいと思います。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。野口委員。

○野口康一郎委員 歳出第3款2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費の金額6,600万円ほど民生費を上げておりますけれども、この時期に上げた理由をお聞かせ願えればと思います。

○古沢清志委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 お答えいたします。

こちらの主なものが、児童発達支援や放課後デイサービスに通う児童が増えたため、利用費が足りなくなったものであります。これまで予算を立ててきた中で見込んで立ててきたんですけども、それがここに来て急に足りなくなったために上げたものが主なものでありますので、この時期になった次第であります。

よろしく願いいたします。

○古沢清志委員長 野口委員。

○野口康一郎委員 ありがとうございます。

では、その該当する人数はどのぐらい増えられましたのでしょうか。

○古沢清志委員長 志鎌課長。

○志鎌重美子育て推進課長 答えいたします。

児童発達支援につきましては大体増加率で45%、放課後デイサービスで増加率11%ほど増えているところであります。

よろしく願いいたします。

○古沢清志委員長 野口委員。

○野口康一郎委員 ありがとうございます。

その方々にこのお金を支給するにはどのような方法で一応支給をお考えなんでしょうか。

○古沢清志委員長 志鎌課長。

○志鎌重美子育て推進課長 直接支給するわけではありません。通所に当たっては通所利用証というものを発行しておりますが、それを使ってお子様方は各施設に通っております。請求書が上がってきた段階で私どものほうでそれを払うような形でありますので、御本人様たちのほうに払っているわけではなくて、施設に届くような形で払っているところです。

以上です。

○古沢清志委員長 野口委員。

○野口康一郎委員 ありがとうございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 第7款について質問いたします。

説明書ではフローラ・SAGAEの設備について計画的な修繕、更新を行うためとありますけれども、計画的な修繕、整備であれば当初予算に入れるのが筋かなと思うんですが、補正で上がってきた理由は何でしょうか。

○古沢清志委員長 白田商工推進課長。

○白田純一商工推進課長 答えいたします。

フローラの修繕につきましては計画的に進めているところですが、これに加えて、今後、検討を進めておりますフローラの利活用事業を効率的かつ効果的に進めるため、さらに早急に進めるというふうなところもございましたので、このたびのタイミングで計上させていただきました。

以上でございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第53号第2表及び第3表について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 第2表債務負担行為補正の追加の寒河江市立図書館指定管理業務の2億846万1,000円について御質問させていただきます。

これ、3年間ということでしたので、単年度にすれば6,948万7,000円というふうになって、かなり大きい金額になるわけですがけれども、私が質問したいのは、図書館の資料等の購入事業というので例年900万円、読書普及事業ということで200万円、そういったものが別途、管理運営、保守管理等のほかにかかっているわけです。図書館の管理の業務委託というのも単年度でいうと2,000万円ぐらいかかって、全体で大体4年度決算ベースでいうと6,500万円ぐらいになっているわけですがけれども、私がちょっと気になったのは、指定管理業務の中に資料等購入事業とか読書普及事業というものも全て含まれるような中身になっているんでしょうか。お伺いします。

○古沢清志委員長 渡邊生涯学習課長。

○渡邊健一生涯学習課長 お答えいたします。

指定管理料6,948万7,000円の中には、単年度で6,948万7,000円の中には、図書資料の購入、それから読書普及事業、そういったものも含みの事業となります。

ただ、それ以外に市が直接支払うべきものとして別に予算を持つもの、例えば図書館のシステム管理料であるとか駐車場の賃借料、そういったものは別に持つというふうに考えております。

以上でございます。

○古沢清志委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 4年度決算でいうと図書館管理の業務委託が2,000万円だったわけで、それというのは2か年の業務委託契約に基づいて行われていたと。この2,000万円というところも全て、今の課長答弁あったわけですがけれども、それは市でまた改めて支払うということで理解してよろしいのでしょうか。

○古沢清志委員長 渡邊生涯学習課長。

○渡邊健一生涯学習課長 これまでというか、今年まで2,000万円ちょっと窓口業務委託料として支払っていたわけでございますけれども、それらも含みで指定管理料の中に入っているというようなことでございます。

以上です。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第53号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第53号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時59分

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和5年12月15日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	後藤健一郎	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	東海林恒	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
白田純一	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会  
令和5年12月15日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第53号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 古沢清志委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 古沢清志委員長 日程第1、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 古沢清志委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 古沢清志委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。安孫子総務産業分科会委員長。

[安孫子義徳総務産業分科会委員長 登壇]

- 安孫子義徳総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第53号第1表中歳入全部、歳出第2款及び歳出第6款から歳出第8款まで並びに第2表並びに第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第1表中歳出第2款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「政策推進事業について、都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定するための支援に係る委託料とのことだが、学校施設の整備場所の検討なども含まれるのか」との問いがあり、当局より「スケジュールとしては、初めに都市計画マスタープランの見直しが行われ、それを踏まえ、立地適正化計画について検討がなされます。学校施設の整備場所については、都市計画マスタープランの見直しの段階で総合的に検討されることとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「有害鳥獣被害防止対策事業について、現場の調査や巡回等に係る経費の補正とのことだが、支払い額の詳細は」との問いがあり、当局より「有害鳥獣による事案が発生した場合や、わな設置場所の判断に係る現地調査、また、わな設置後の巡回等への出動経費については、1日1人当たり2,000円を拠出しています。捕獲した場合の出動については、捕獲から処分まで含め、1回1人当たり5,000円を拠出しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中心市街地活性化センター維持管理事業について、今回は劣化度調査や更新の計画を立てるための委託料とのことだが、調査後の具体的な修繕工事等の予算は令和6年度の当初予算に計上するのか」との問いがあり、当局

より「今回の調査終了時期は、令和6年の2月から3月頃を予定しております。当初予算への計上は難しいため、補正予算での対応を考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路新設改良事業について、ほなみ団地陵東中学校線の工事の進捗率は。また、今回の補正予算によって工事がどれくらい進むのか」という問いがあり、当局より「進捗率については、物件補償の件数で申し上げますと、11月末現在で54件中45件の方から協力をいただいております。残り9件となっております。また、今回の補正予算による工事では約200メートルの道路改良を予定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○古沢清志委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。月光厚生文教分科会委員長。

〔月光裕晶厚生文教分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教分科会委員長 厚生文教分科

会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2項1目障害児支援事業について、このたびの補正は、現時点で当初予算計上時に見込んだ利用者数180人を超える214名の利用があることによる追加計上とのことだが、児童発達支援センターと放課後等デイサービスの利用件数はどのように推移しているのか」との問いがあり、当局より「児童発達支援センターについては、令和4年4月から9月までが332件、令和5年4月から9月までが483件で増加率が45%です。放課後等デイサービスについては、令和4年4月から9月までが908件、令和5年4月から9月までが1,012件で増加率が11%です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今年度より集団接種から個別接種に移行したが、接種率はどの程度か」との問いがあり、当局より「令和5年12月8日現在の秋開始接種全体の接種率は14.12%、そのうち65歳以上の高齢者の接種率が36.18%となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3項1目中学校管理事業について、導入を検討している可搬式冷房装置の詳細は」との問いがあり、当局より「気化式の冷風機を想定しております。これは、水が蒸発する際の気化熱の作用によって冷やす仕組みのものとなっています」との答弁がありました。

委員より「3項1目中学校管理事業について、導入を検討しているのは気化式の可搬式冷房装置とのことだが、使用時にカビなどが発生することも想定されるが対策はどのように考えているか」との問いがあり、当局より「カビ等が原因で健康被害等が発生することがないように、教育委員会において定期的にメンテナンスを実施することを想定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○古沢清志委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



討論を終結いたします。

これより議第53号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○古沢清志委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 古 沢 清 志